

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況について、既存資料により把握しました。

調査対象範囲は、原則として岡崎市及び豊田市とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲としました。

なお、岡崎市は平成 18 年 1 月に額田郡額田町と合併し、豊田市は平成 17 年 4 月に西加茂郡藤岡町及び小原村並びに東加茂郡足助町、下山村、旭町及び稲武町と合併しており、原則として合併後の行政区画で整理しましたが、適宜、把握する項目の特性及び既存資料の状況等により合併前の行政区画で整理しました。

(1) 自然的状況

ア 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況

(ア) 気象の状況

対象事業実施区域は、愛知県のほぼ中央に位置し、「地域環境誌」（平成元年愛知県環境部）によると、気候はやや内陸性の特徴を示す地域とされています。

岡崎市及び豊田市には、気象庁の地域気象観測システム（アメダス）の観測地点が 2 か所設置されており、その位置は図 3-1 に、平成 17 年から平成 21 年の気象の概況は、表 3-1 に示すとおりです。

岡崎地点では、平均気温は 15.3～15.9℃、年間の総降水量は 914～1,831mm、日照時間は 1,722.7～2,199.8 時間、平均風速は 1.8～2.0m/s、最多風向は北西～北北西となっています。豊田地点では、平均気温は 15.0～15.6℃、年間の総降水量は 974～1,734mm、日照時間は 1,860.0～2,177.8 時間、平均風速は 1.3～1.6m/s、最多風向は北東となっています。

平成 21 年の月別の気象の状況は表 3-2 に、風配図は図 3-2 に示すとおりです。

岡崎地点では、平均気温は 4.5～26.8℃、総降水量は 42～261mm、日照時間は 120.0～251.4 時間、平均風速は 1.6～2.6m/s、最多風向は 5 月から 9 月が東南東、10 月から 4 月が北西～北北西となっています。豊田地点では、平均気温は 4.2～26.7℃、総降水量は 52～290mm、日照時間は 108.6～251.9 時間、平均風速は 1.4～1.8m/s、最多風向は年間を通じて北東となっています。

また、対象事業実施区域近傍の豊田市役所下山支所には、愛知県の雨量観測所が設置されており、その位置は図 3-1 に示すとおりです。

下山支所における平成 20 年の月毎の雨量は表 3-3 に示すとおりであり、月毎の雨量は 29～339mm で、8 月が最も多く、年間の雨量は 1,673mm となっています。

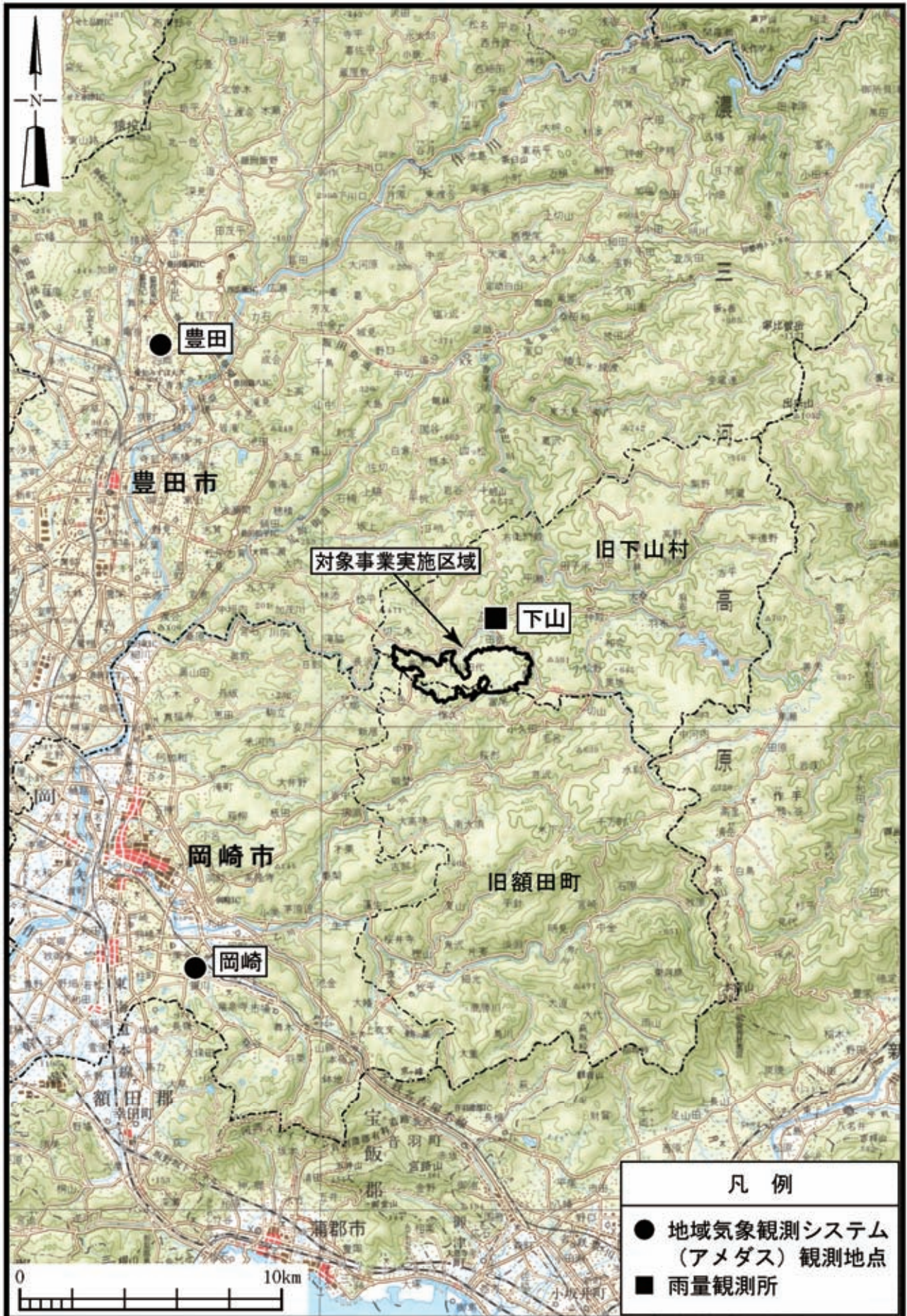


図 3-1 地域気象観測システム観測地点及び雨量観測所の位置

表 3-1 過去 5 年の気象の概況

観測局 項目 年次	岡崎地点					豊田地点				
	平均 気温 (°C)	総降 水量 (mm)	日照 時間 (時間)	平均 風速 (m/s)	最多 風向	平均 気温 (°C)	総降 水量 (mm)	日照 時間 (時間)	平均 風速 (m/s)	最多 風向
平成 17 年	15.3	914	1,897.5	1.9	北西	15.0	974	1,860.0	1.3	北東
平成 18 年	15.5	1,579	1,722.7	1.8	北西	15.4	1,529	1,939.9	1.6	北東
平成 19 年	15.9	1,377	1,986.2	1.8	北西	15.6	1,414	2,170.1	1.6	北東
平成 20 年	15.6	1,831	2,171.9	1.9	北北西	15.4	1,410	2,144.5	1.6	北東
平成 21 年	15.8	1,524	2,199.8	2.0	北西	15.5	1,734	2,177.8	1.5	北東

出典：〔「気象庁ホームページ」〕より作成

表 3-2 気象の概況（平成 21 年）

観測局 項目 月	岡崎地点					豊田地点				
	平均 気温 (°C)	総降 水量 (mm)	日照 時間 (時間)	平均 風速 (m/s)	最多 風向	平均 気温 (°C)	総降 水量 (mm)	日照 時間 (時間)	平均 風速 (m/s)	最多 風向
1 月	4.5	118	176.8	1.9	北西	4.2	79	172.8	1.5	北東
2 月	7.0	61	167.3	2.3	北西	6.7	80	167.8	1.6	北東
3 月	8.9	137	195.2	2.6	北西	8.6	119	199.3	1.7	北東
4 月	14.3	102	251.4	2.4	北西	14.2	92	251.9	1.8	北東
5 月	19.0	261	192.9	1.9	東南東	18.8	237	190.8	1.6	北東
6 月	22.5	203	177.8	1.8	東南東	22.4	232	183.8	1.5	北東
7 月	26.2	146	120.0	1.9	東南東	26.0	290	108.6	1.4	北東
8 月	26.8	70	206.5	1.8	東南東	26.7	173	195.7	1.4	北東
9 月	23.3	42	187.7	1.7	東南東	23.1	52	183.0	1.4	北東
10 月	17.5	149	191.6	1.7	北西	17.1	155	186.4	1.5	北東
11 月	12.2	183	155.1	1.6	北北西	11.9	162	159.6	1.4	北東
12 月	7.0	52	177.5	1.9	北西	6.5	63	178.1	1.4	北東

出典：〔「気象庁ホームページ」〕より作成

表 3-3 豊田市役所下山支所における雨量（平成 20 年）

単位：mm

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	全年
50	65	119	203	223	305	29	339	173	60	54	53	1,673

出典：〔「平成 20 年 愛知県量水年報」（平成 22 年 愛知県）〕より作成

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

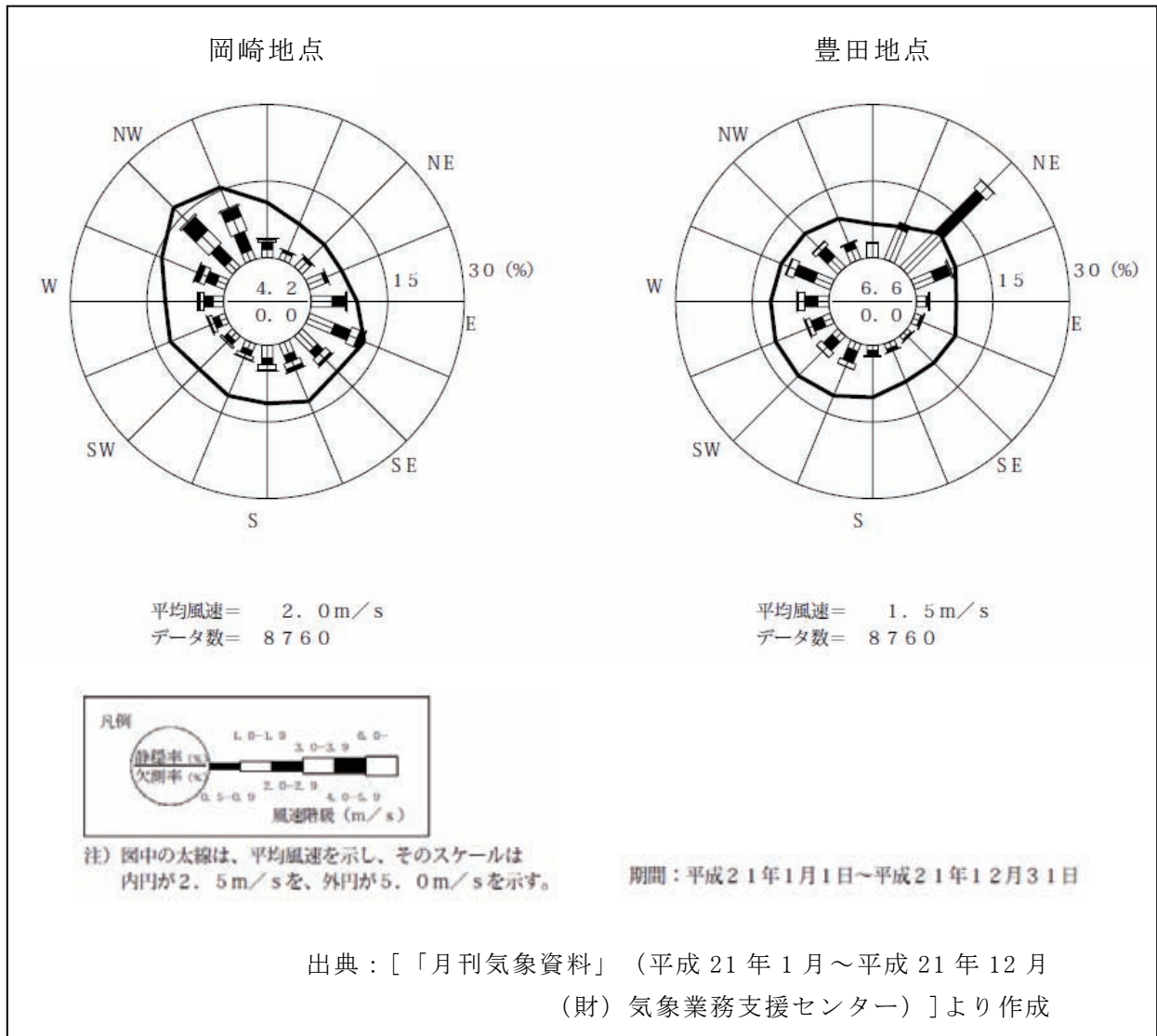


図 3-2 岡崎地点及び豊田地点における風配図 (平成 21 年)

(イ) 大気質の状況

岡崎市及び豊田市には一般環境大気測定局（以下「一般局」とします。）が 5 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」とします。）が 4 局設置されています。

各測定局の測定項目は表 3-4 に、各測定局の位置は図 3-3 に示すとおりです。

表 3-4 大気質測定局における測定項目

番号	区分	市名	測定局	用途地域	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素
1	一般局	岡崎市	羽根	住	○	○	○	○	—	—
2		豊田市	豊田市北部	未	○	○	○	○	—	○
3			豊田市東部	住	○	○	○	○	○	○
4			豊田市中心部	工	○	○	○	○	○	○
5			豊田市南部	未	○	○	○	○	—	—
A	自排局	岡崎市	朝日	商	○	○	○	○	○	—
B			矢作	商	○	○	○	○	○	—
C			大平	準工	○	○	○	○	○	○
D			鴨田	準工	—	○	○	○	—	—

注：用途地域の区分は以下のとおりである。

住：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」及び「準住居地域」（旧「第 1 種住居専用地域」、「第 2 種住居専用地域」及び「住居地域」）に該当する地域

商：同号用途地域のうち「近隣商業地域」及び「商業地域」

準工：同号用途地域のうち「準工業地域」

工：同号用途地域のうち「工業地域」

未：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号のいずれにも該当しない地域

出典：（「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））、
「平成 20 年版 日本の大気汚染状況」（平成 21 年 環境省））より作成

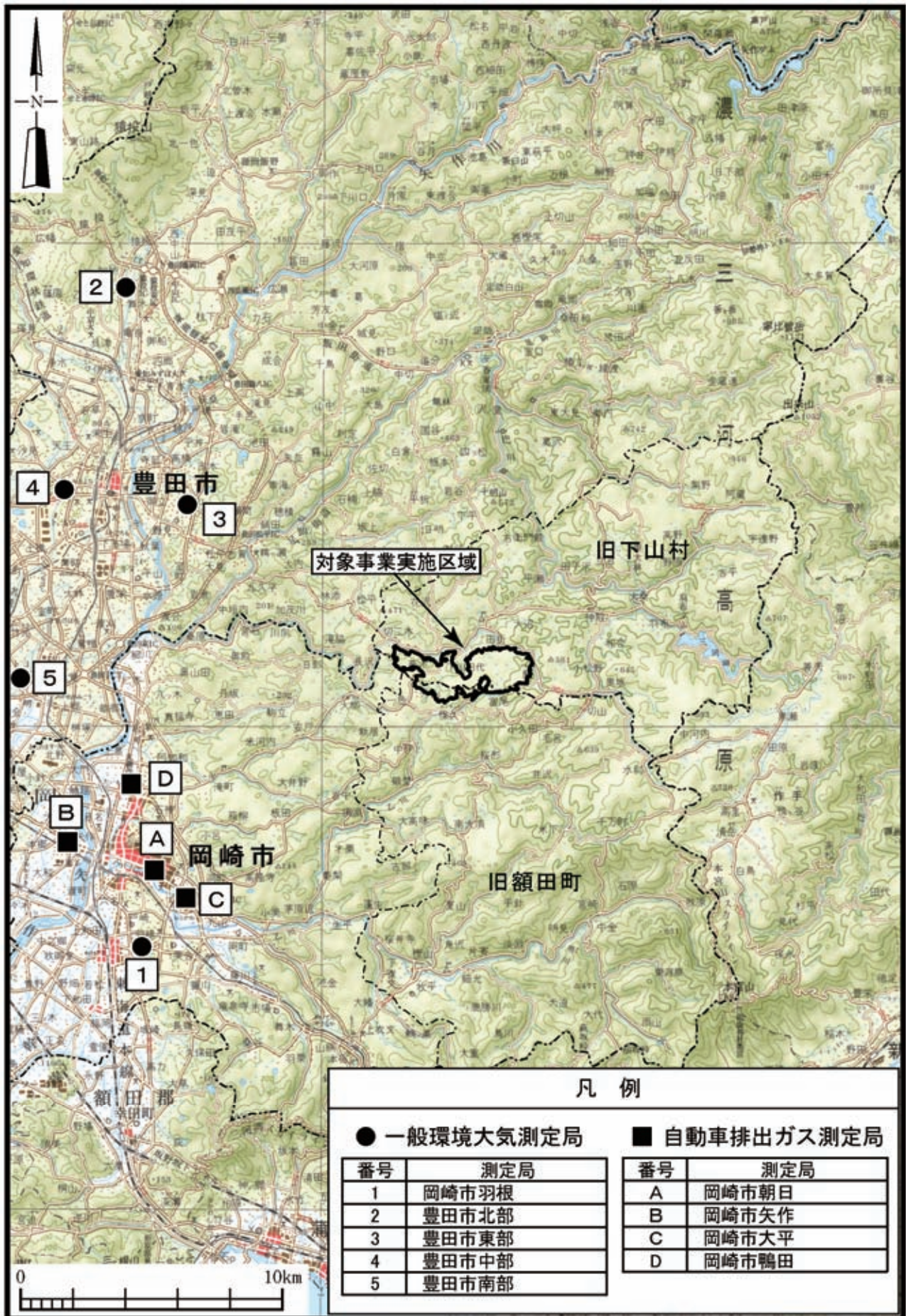


図 3-3 大気測定局位置

a 二酸化硫黄

岡崎市及び豊田市における二酸化硫黄濃度の平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 3-5、6 に示すとおりです。

平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値は、一般局の豊田市中心部、豊田市南部において減少傾向を示していますが、その他の一般局、自排局ではほぼ横ばい傾向を示しています。

平成 21 年度の測定結果では、年平均値は一般局で 0.001~0.003ppm、自排局で 0.001ppmとなっています。また、全ての測定局において環境基準を達成しています。

表 3-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化（平成 17~21 年度）

単位：ppm

番号	区分	市名	測定局	用途地域	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1	一般局	岡崎市	羽根	住	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
2		豊田市	豊田市北部	未	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
3			豊田市東部	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
4			豊田市中心部	工	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001
5			豊田市南部	未	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
A	自排局	岡崎市	朝日	商	0.002	0.002	0.002	—	—
B			矢作	商	0.002	0.001	0.001	—	—
C			大平	準工	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

出典：（「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月）））より作成

表 3-6 二酸化硫黄の測定結果（平成 21 年度）

単位：ppm

番号	区分	市名	測定局	用途地域	1 時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	1時間値 の最高値	日平均値 の 2%除 外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 達成状況 (長期的評価)
					時間	日	ppm	ppm	有× 無○	
1	一般局	岡崎市	羽根	住	0	0	0.013	0.002	○	○
2		豊田市	豊田市北部	未	0	0	0.015	0.002	○	○
3			豊田市東部	住	0	0	0.015	0.002	○	○
4			豊田市中部	工	0	0	0.015	0.002	○	○
5			豊田市南部	未	0	0	0.019	0.006	○	○
C	自排局	岡崎市	大平	準工	0	0	0.013	0.003	○	○

出典：〔「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕より作成

b 窒素酸化物

岡崎市及び豊田市における二酸化窒素濃度の平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 3-7、8 に示すとおりです。

平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値は、自排局の岡崎市朝日はほぼ横ばい傾向を示していますが、それ以外の一般局、自排局では減少傾向を示しています。

平成 21 年度の測定結果では、年平均値は一般局で 0.009～0.017ppm、自排局で 0.019～0.039ppmです。また、自排局の岡崎市朝日及び大平を除く、全ての測定局において環境基準を達成しています。

表 3-7 二酸化窒素の年平均値の経年変化（平成 17～21 年度）

単位：ppm

番号	区分	市名	測定局	用途地域	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1	一般局	岡崎市	羽根	住	<u>0.021</u>	0.022	0.020	0.019	0.017
2		豊田市	豊田市北部	未	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009
3			豊田市東部	住	0.012	0.012	0.010	0.009	0.009
4			豊田市中部	工	0.017	0.016	0.013	0.012	0.012
5			豊田市南部	未	0.022	0.021	0.018	0.016	0.016
A	自排局	岡崎市	朝日	商	0.040	0.041	0.042	0.042	0.039
B			矢作	商	<u>0.030</u>	0.033	0.028	0.027	0.022
C			大平	準工	<u>0.044</u>	0.048	0.039	0.039	0.035
D			鴨田	準工	—	0.023	0.019	0.020	0.019

注：岡崎市羽根、矢作及び大平の下線を引いたデータについては、株式会社島津製作所製の、光学フィルターが装着されていない窒素酸化物計を使用しているため参考値である。なお、測定局ごとの当該窒素酸化物計での測定期間は以下のとおりである。

- ・羽根：平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 7 日
- ・矢作：平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 5 日
- ・大平：平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日

出典：（「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））より作成

表 3-8 二酸化窒素の測定結果（平成 21 年度）

単位：ppm

番号	区分	市名	測定局	用途地域	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数	1時間値 の最高値	日平均値の年 間98%値	環境基準の 達成状況
					日	日	ppm	ppm	達成○ 非達成×
1	一般局	岡崎市	羽根	住	0	1	0.066	0.034	○
2		豊田市	豊田市北部	未	0	0	0.043	0.020	○
3			豊田市東部	住	0	0	0.068	0.022	○
4			豊田市中部	工	0	0	0.066	0.025	○
5			豊田市南部	未	0	1	0.063	0.029	○
A	自排局	岡崎市	朝日	商	7	153	0.104	0.061	×
B			矢作	商	0	10	0.080	0.040	○
C			大平	準工	8	110	0.119	0.061	×
D			鴨田	準工	0	2	0.071	0.036	○

出典：〔「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕より作成

また、一酸化窒素及び窒素酸化物の平成 21 年度の年間測定結果は、表 3-9 に示すとおりです。

一酸化窒素の年平均値は、一般局で 0.002～0.011ppm、自排局で 0.014～0.098ppmであり、窒素酸化物の年平均値は、一般局で 0.011～0.028ppm、自排局で 0.033～0.134ppmとなっています。また、窒素酸化物のうちの二酸化窒素の割合は、一般局で 62.0～81.4%、自排局で 26.4～58.1%です。

表 3-9 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果（平成 21 年度）

番号	区分	市名	測定局	用途地域	一酸化窒素		窒素酸化物 (NO+NO ₂)		
					年平均値	1時間値の最高値	年平均値	1時間値の最高値	年平均値のNO ₂ /NO+NO ₂
					ppm	ppm	ppm	ppm	%
1	一般局	岡崎市	羽根	住	0.011	0.206	0.028	0.241	62.0
2		豊田市	豊田市北部	未	0.002	0.065	0.011	0.085	81.4
3			豊田市東部	住	0.002	0.066	0.011	0.098	79.3
4			豊田市中部	工	0.003	0.120	0.015	0.157	81.2
5			豊田市南部	未	0.006	0.176	0.022	0.217	73.7
A	自排局	岡崎市	朝日	商	0.055	0.354	0.095	0.411	41.6
B			矢作	商	0.022	0.254	0.045	0.284	50.2
C			大平	準工	0.098	0.538	0.134	0.584	26.4
D			鴨田	準工	0.014	0.241	0.033	0.289	58.1

出典：〔「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕より作成

c 浮遊粒子状物質

岡崎市及び豊田市における浮遊粒子状物質濃度の平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 3-10、11 に示すとおりです。

平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値は、一般局、自排局ともに減少傾向を示しています。

平成 21 年度の測定結果では、年平均値は一般局で 0.014~0.025mg/m³、自排局で 0.018~0.041mg/m³です。また、全ての測定局において環境基準を達成しています。

表 3-10 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（平成 17~21 年度）

単位：mg/m³

番号	区分	市名	測定局	用途地域	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1	一般局	岡崎市	羽根	住	0.032	0.032	0.027	0.025	0.020
2		豊田市	豊田市北部	未	0.026	0.024	0.020	0.019	0.015
3			豊田市東部	住	0.035	0.036	0.033	0.029	0.025
4			豊田市中部	工	0.026	0.025	0.022	0.018	0.014
5			豊田市南部	未	0.027	0.025	0.025	0.025	0.023
A	自排局	岡崎市	朝日	商	0.033	0.033	0.034	0.025	0.026
B			矢作	商	0.047	0.042	0.036	0.032	0.030
C			大平	準工	0.057	0.051	0.043	0.050	0.041
D			鴨田	準工	—	0.024	0.021	0.020	0.018

出典：〔「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕より作成

表 3-11 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 21 年度）

番号	区分	市名	測定局	用途地域	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	1時間値 の最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の 達成状況 (長期的評価)
					時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有× 無○	達成○ 非達成×
1	一般局	岡崎市	羽根	住	4	0	0.385	0.044	○	○
2		豊田市	豊田市北部	未	3	1	0.308	0.041	○	○
3			豊田市東部	住	5	0	0.476	0.048	○	○
4			豊田市中部	工	2	1	0.215	0.030	○	○
5			豊田市南部	未	5	0	0.544	0.049	○	○
A	自排局	岡崎市	朝日	商	5	0	0.418	0.050	○	○
B			矢作	商	4	0	0.377	0.059	○	○
C			大平	準工	5	0	0.353	0.069	○	○
D			鴨田	準工	4	0	0.455	0.042	○	○

出典：〔「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕
より作成

d 光化学オキシダント

岡崎市及び豊田市における光化学オキシダント濃度の平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 3-12、13 に示すとおりです。

平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値は、自排局の岡崎市大平、豊田市中心部、豊田市南部で増加傾向がみられますが、その他の一般局、自排局はほぼ横ばい傾向を示しています。

平成 21 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値の年平均値は、一般局で 0.029～0.036ppm、自排局で 0.018～0.023ppmです。また、全ての測定局において昼間の 1 時間値の最高値が 0.06ppmを超えており、環境基準を達成していません。

表 3-12 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化
(平成 17～21 年度)

単位：ppm

番号	区分	市名	測定局	用途地域	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1	一般局	岡崎市	羽根	住	0.027	0.024	0.027	0.022	0.030
2		豊田市	豊田市北部	未	0.035	0.025	0.027	0.030	0.029
3			豊田市東部	住	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036
4			豊田市中心部	工	0.029	0.027	0.037	0.034	0.035
5			豊田市南部	未	0.022	0.021	0.035	0.032	0.032
A	自排局	岡崎市	朝日	商	0.012	—	—	—	—
B			矢作	商	0.024	0.018	0.015	—*	0.020
C			大平	準工	0.013	0.009	0.012	0.014	0.018
D			鴨田	準工	—	0.025	0.020	0.019	0.023

注：*は機器故障による欠測を示す。

出典：〔「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」(平成 22 年 愛知県)、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」(愛知県ホームページ(平成 22 年 6 月))〕より作成

表 3-13 光化学オキシダントの測定結果（平成 21 年度）

番号	区分	市名	測定局	用途地域	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた日数 と時間数		昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の日数 と時間数		昼間1時間 値の最高値 ppm	環境基準の 達成状況 達成○ 非達成×
					日	時間	日	時間		
1	一般局	岡崎市	羽根	住	101	502	1	1	0.127	×
2		豊田市	豊田市北部	未	70	320	0	0	0.106	×
3			豊田市東部	住	135	819	5	13	0.137	×
4			豊田市中心部	工	131	767	5	11	0.133	×
5			豊田市南部	未	117	627	2	4	0.128	×
B	自排局	岡崎市	矢作	商	23	80	1	1	0.128	×
C			大平	準工	14	43	0	0	0.109	×
D			鴨田	準工	53	225	0	0	0.113	×

出典：〔「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕
より作成

e 一酸化炭素

岡崎市及び豊田市における一酸化炭素濃度の平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 3-14、15 に示すとおりです。

平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値は、自排局の岡崎市大平で減少傾向を示すが、それ以外の一般局、自排局ではほぼ横ばい傾向を示しています。

平成 21 年度の測定結果では、年平均値は、一般局で 0.3ppm、自排局で 0.5ppm です。また、全ての測定局において環境基準を達成しています。

表 3-14 一酸化炭素の年平均値の経年変化（平成 17～21 年度）

単位：ppm

番号	区分	市名	測定局	用途地域	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
3	一般局	豊田市	豊田市東部	住	0.3	—	—	—	—
4			豊田市中部	工	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
A	自排局	岡崎市	朝日	商	0.5	0.6	0.5	0.5	—
B			矢作	商	0.5	0.5	0.4	—	—
C			大平	準工	0.8	0.6	0.6	0.6	0.5

出典：（「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月）））より作成

表 3-15 一酸化炭素の測定結果（平成 21 年度）

番号	区分	市名	測定局	用途地域	8 時間値が 20ppmを 超えた回数	日平均値が 10ppmを 超えた日数	1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況
					回	日	ppm	ppm	達成○ 非達成×
4	一般局	豊田市	豊田市中部	工	0	0	1.9	0.8	○
C	自排局	岡崎市	大平	準工	0	0	1.8	0.8	○

出典：（「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月）））より作成

f 非メタン炭化水素

岡崎市及び豊田市における非メタン炭化水素濃度の平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は表 3-16、17 に示すとおりです。

平成 17 年度から平成 21 年度の年平均値は、一般局、自排局はほぼ減少傾向を示しています。

平成 21 年度の測定結果では、年平均値は一般局で 0.10~0.17ppmC、自排局で 0.23ppmC、午前 6~9 時における平均値は一般局で 0.10~0.18ppmC、自排局で 0.25ppmCとなっています。

表 3-16 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化（平成 17~21 年度）

単位：ppmC

番号	区分	市名	測定局	用途地域	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2	一般局	豊田市	豊田市北部	未	0.12	0.12	0.11	0.11	0.10
3			豊田市東部	住	0.26	0.19	0.16	0.25	0.12
4			豊田市中心部	工	0.20	0.19	0.17	0.16	0.17
C	自排局	岡崎市	大平	準工	0.29	0.28	0.42	0.23	0.23

出典：〔「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕より作成

表 3-17 非メタン炭化水素の測定結果（平成 21 年度）

番号	区分	市名	測定局	用途地域	6 時～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数	6 時～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数	6 時～9 時における平均値	6 時～9 時 3 時間平均値	
					日	日		最高値	最低値
					日	日	ppmC	ppmC	ppmC
2	一般局	豊田市	豊田市北部	未	13	2	0.10	0.51	0.02
3			豊田市東部	住	29	4	0.12	0.51	0.05
4			豊田市中心部	工	89	20	0.18	0.48	0.08
C	自排局	岡崎市	大平	準工	205	64	0.25	0.84	0.07

出典：〔「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕より作成

g ダイオキシン類

岡崎市及び豊田市におけるダイオキシン類の平成 21 年度の測定結果は表 3-18 に、調査点の位置は図 3-4 に示すとおりです。全ての測定地点において、環境基準を達成しています。

表 3-18 ダイオキシン類の測定結果（平成 21 年度）

単位：pg-TEQ/m³

番号	市名	測定地点	測定結果					環境基準
			春季	夏季	秋季	冬季	平均値	
1	岡崎市	岡崎市大平	0.009	0.032	0.017	0.032	0.023	0.6 以下
2		岡崎市総合検査センター	0.009	0.055	0.013	0.034	0.028	
3		森の総合駅	0.007	0.034	0.007	0.018	0.017	
6	豊田市	豊田市南部	0.015	0.016	0.019	0.046	0.024	
7		豊田市藤岡支所	0.008	0.009	0.028	0.016	0.015	

出典： 「平成 21 年度ダイオキシン類に係る環境調査及び発生源調査の結果について」
 （愛知県ホームページ（平成 22 年 5 月））より作成

h 降下ばいじん

岡崎市及び豊田市における降下ばいじんの平成 17 年度から平成 21 年度の測定結果は表 3-19 に、調査点の位置は図 3-4 に示すとおりです。「降下ばいじん調査結果（愛知県ホームページ）（平成 22 年 9 月）によると、県内 10 地点において降下ばいじんの測定が行われており、豊田市では豊田市役所環境センターで測定が行われています。豊田市役所環境センターの平成 21 年度の年平均値は、1.47t/km²/月となっており、全県平均の 2.47t/km²/月と比較すると低い値となっています。

表 3-19 降下ばいじんの測定結果

単位：t/km²/月

番号	市名	測定地点	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2	岡崎市	岡崎市総合検査センター	2.05	2.07	2.34	—	—
8	豊田市	豊田市役所環境センター	1.67	1.66	1.72	1.74	1.47
—	愛知県平均		2.84	2.92	2.62	2.85	2.47

注：岡崎市総合検査センターについては、平成 19 年度までの測定となっている。

出典： 「平成 20 年度 大気汚染調査報告 第 47 報」（平成 22 年 愛知県）、
 「降下ばいじん調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 9 月））より作成

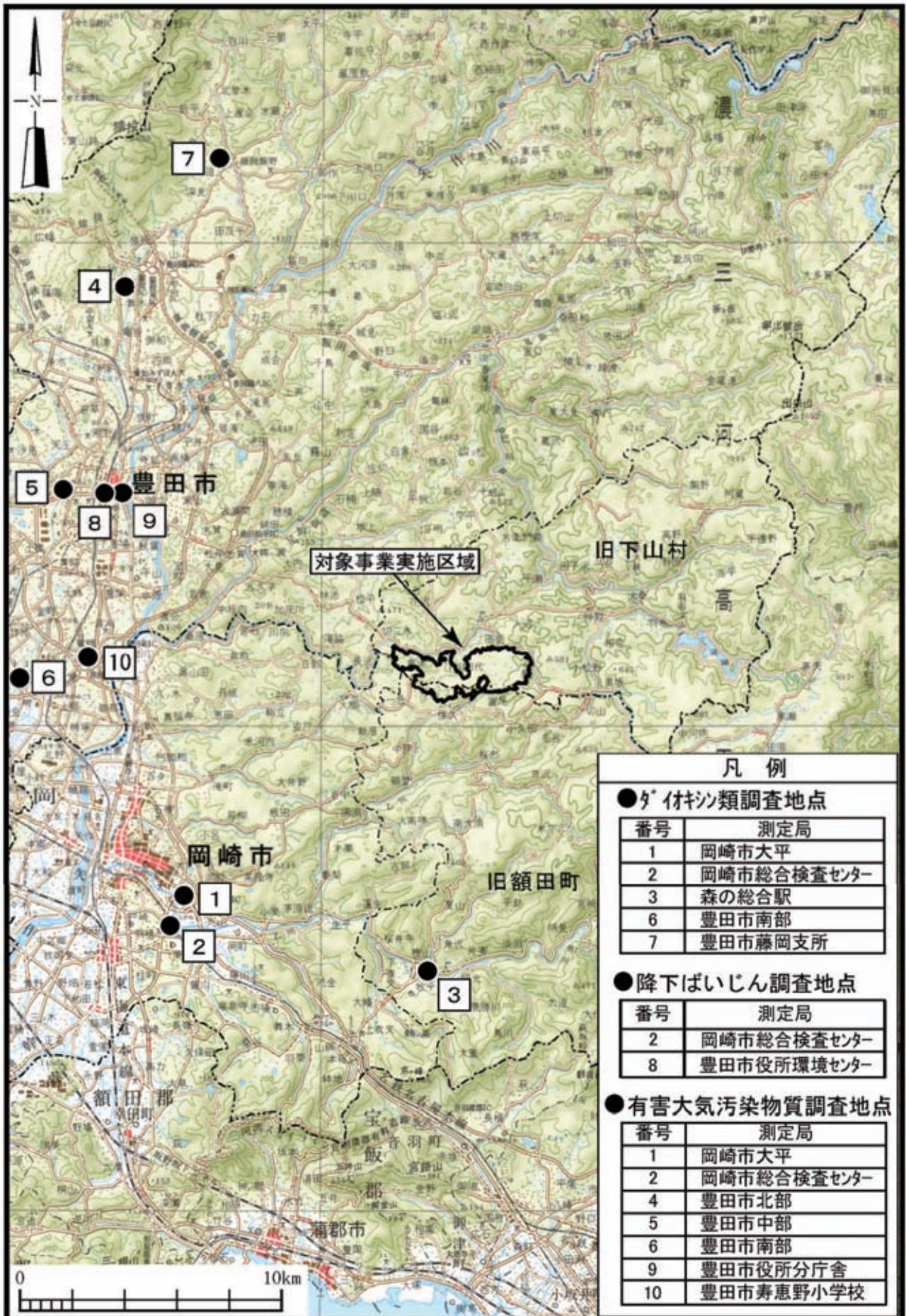


図 3-4 ダイオキシン類、降下ばいじん及び有害大気汚染物質調査点位置

i 有害大気汚染物質

岡崎市及び豊田市における環境基準値の定められている有害大気汚染物質の平成 21 年度の測定結果は表 3-20 に、調査点の位置は図 3-4 に示すとおりです。
 全ての測定地点において、いずれの調査物質も環境基準を達成しています。

表 3-20 有害大気汚染物質の測定結果（平成 21 年度）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査物質	番号	地域分類	市名	測定地点	年平均値	環境基準
ベンゼン	2	一般地域	岡崎市	岡崎市総合検査センター	1.5	3 以下
	4		豊田市	豊田市北部	0.98	
	5			豊田市中部	1.2	
	6			豊田市南部	1.4	
	1	沿道	岡崎市	大平	1.7	
	9		豊田市	豊田市役所分庁舎	1.6	
	10			寿恵野小学校	1.2	
トリクロロエチレン	2	一般地域	岡崎市	岡崎市総合検査センター	0.26	200 以下
	4		豊田市	豊田市北部	0.11	
	5			豊田市中部	0.12	
	6			豊田市南部	0.18	
	1	沿道	岡崎市	大平	0.26	
テトラクロロエチレン	2	一般地域	岡崎市	岡崎市総合検査センター	0.11	200 以下
	4		豊田市	豊田市北部	0.22	
	5			豊田市中部	0.15	
	6			豊田市南部	0.15	
	1	沿道	岡崎市	大平	0.11	
ジクロロメタン	2	一般地域	岡崎市	岡崎市総合検査センター	2.1	150 以下
	4		豊田市	豊田市北部	1.5	
	5			豊田市中部	1.6	
	6			豊田市南部	2.0	
	1	沿道	岡崎市	大平	2.0	

出典：〔「平成 21 年度 大気汚染調査結果」（愛知県ホームページ（平成 22 年 6 月））〕より作成

イ 騒音に係る環境の状況

(ア) 一般地域

岡崎市及び豊田市の一般地域における平成 21 年度の騒音の環境基準達成状況は、表 3-21 に示すとおりです。全ての調査地点において環境基準を達成しています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において測定は行われていません。

表 3-21 一般地域における環境基準達成状況（平成 21 年度）

市名	調査地点	類型	騒音レベル (デシベル)		環境基準 (デシベル)		環境基準 達成状況	
			昼	夜	昼	夜	昼	夜
岡 崎 市	細川町字扇田	A	51	39	55	45	○	○
	百々町字池ノ入	B	47	44	55	45	○	○
	本宿町字梨子木	A	49	44	55	45	○	○
	橋目町字屋敷	C	54	42	60	50	○	○
	西大友町字桃々木	B	54	42	55	45	○	○
	井田町 1 丁目	C	56	47	60	50	○	○
	日名本町	C	54	42	60	50	○	○
	滝町字丸根	A	44	36	55	45	○	○
	中町 9 丁目	A	44	43	55	45	○	○
	明大寺町字中道	C	46	42	60	50	○	○
	江口 3 丁目	C	52	44	60	50	○	○
	下和田町字高畑	B	48	41	55	45	○	○
	中島町字町後	A	53	45	55	45	○	○
	六名本町	B	49	43	55	45	○	○
	竜美台 2 丁目	A	55	43	55	45	○	○
	上地 4 丁目	A	48	43	55	45	○	○
牧平町字荒井野*	—	45	39	—	—	—	—	
豊 田 市	田中町 3 丁目	A	48	43	55	45	○	○
	錦町 1 丁目	B	54	42	55	45	○	○
	緑ヶ丘 2 丁目	C	55	42	60	50	○	○
	西岡町保ヶ山	A	46	41	55	45	○	○
	八草町割田	A	50	44	55	45	○	○
	保見町北山	B	51	42	55	45	○	○
	五ヶ丘 3 丁目	A	48	34	55	45	○	○
	神池町 2 丁目	C	48	38	60	50	○	○
	永覚新町 3 丁目	A	47	38	55	45	○	○
	鴛鴨町畔畑	B	51	41	55	45	○	○
西中山町後田	A	50	40	55	45	○	○	

注：1. 「類型」は騒音に係る環境基準の地域の類型を示す。
2. 「○」は環境基準を達成したものを、「×」は達成しなかったものを示す。
3. *は都市計画区域外の地域であるため、環境基準が適用されない。

出典：「岡崎市調べ」（平成 21 年度）、
「平成 22 年版 環境調査報告書」（平成 22 年 豊田市）より作成

(イ) 道路に面する地域（自動車騒音）

岡崎市及び豊田市における平成 21 年度の自動車騒音の要請限度適合状況及び環境基準達成率は、表 3-22 に示すとおりです。

岡崎市において夜間 1 地点で要請限度を上回る結果となっていますが、それ以外の調査地点については全て要請限度を下回っています。

また、環境基準の達成率（面的評価）は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は、岡崎市で 69.3%～99.7%、豊田市で 89.2%となっています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において測定は行われていません。

表 3-22(1) 自動車騒音の要請限度適合状況及び環境基準達成率（平成 21 年度）

市名	道路	調査地点	騒音レベル (デシベル)		要請限度 (デシベル)		適合状況		環境基準達成率 (面的評価)
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
岡崎市	国道 1 号	本宿町	65	65	75	70	○	○	昼間・夜間 82.8% 昼間 94.2% 夜間 83.1%
		岡町	65	65			○	○	
		大平町	70	69			○	○	
		菅生町	68	68			○	○	
		康生町	65	66			○	○	
		矢作町	67	66			○	○	
		宇頭北町	73	72			○	×	
	国道 248 号	上地 4 丁目	71	67			○	○	昼間・夜間 88.4% 昼間 91.4% 夜間 89.0%
		柱曙 3 丁目	69	64			○	○	
		戸崎町	70	65			○	○	
		上六名 1 丁目	72	68			○	○	
		井田南町	71	66			○	○	
		岩津町	72	70			○	○	
		仁木町	69	66			○	○	
	国道 473 号	上衣文町	70	63			○	○	—
	岡崎幸田線	明大寺町	71	64			○	○	昼間・夜間 90.5% 昼間 90.6% 夜間 99.5%
		針崎町	68	63			○	○	
	市道伝馬町線	中町	68	61			○	○	昼間・夜間 98.8% 昼間 99.0% 夜間 99.3%
市道日名橋線	伊賀町	73	67	○	○	昼間・夜間 69.3% 昼間 69.3% 夜間 77.1%			
東名高速道路	保母町	61	61	○	○	昼間・夜間 99.7% 昼間 99.9% 夜間 99.7%			
	岩津町	64	65	○	○				

注：1. 適合状況の「○」は要請限度に適合したものを、「×」は適合しなかったものを示す。

2. 環境基準達成率（面的評価）の「—」は実施されていないことを示す。

出典：〔「岡崎市調べ」（平成 21 年度）〕、
〔「平成 22 年版 環境調査報告書」（平成 22 年 豊田市）〕より作成

表 3-22(2) 自動車騒音の要請限度適合状況及び環境基準達成率（平成 21 年度）

市名	道路	調査地点	騒音レベル (デシベル)		要請限度 (デシベル)		適合状況		環境基準達成率 (面的評価)
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
豊 田 市	国道 153 号	越戸町松葉	70	66	75	70	○	○	昼間・夜間 89.2% 昼間 93.7% 夜間 89.6%
	国道 419 号	京町 5 丁目	70	67			○	○	
	県道三河豊田停車場 大林線	大林町 14 丁目	64	59			○	○	
	県道豊田環状線	山之手 6 丁目	70	65			○	○	
	県道豊田東郷線	宮上町 7 丁目	71	67			○	○	

注：1. 適合状況の「○」は要請限度に適合したものを、「×」は適合しなかったものを示す。

2. 環境基準達成率（面的評価）の「－」は実施されていないことを示す。

出典：〔「岡崎市調べ（平成 21 年度）」、
〔平成 22 年版 環境調査報告書（平成 22 年 豊田市）」〕より作成

ウ 振動に係る環境の状況

岡崎市及び豊田市における平成 21 年度の道路交通振動の要請限度適合状況は、表 3-23 に示すとおりであり、全ての地点で要請限度を下回っています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において測定は行われていません。

表 3-23 道路交通振動の要請限度適合状況（平成 21 年度）

市名	道路	調査地点	区域区分	振動レベル (デシベル)		要請限度 (デシベル)		適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
岡崎市	国道 1 号	本宿町	第 2 種	39	39	70	65	○	○
		岡町	第 2 種	32	33			○	○
		大平町	第 2 種	37	35			○	○
		菅生町	第 2 種	37	35			○	○
		康生町	第 2 種	47	48			○	○
		矢作町	第 2 種	46	47			○	○
		宇頭北町	第 1 種	49	49	65	60	○	○
	国道 248 号	上地 4 丁目	第 2 種	46	39	70	65	○	○
		柱曙 3 丁目	第 2 種	29	22			○	○
		戸崎町	第 2 種	42	35			○	○
		上六名 1 丁目	第 2 種	35	29			○	○
		井田南町	第 2 種	47	42			○	○
		岩津町	第 2 種	42	40			○	○
		仁木町	第 2 種	41	37			○	○
	国道 473 号	上衣文町	第 2 種	39	23	○	○		
	岡崎幸田線	明大寺町	第 2 種	42	31	○	○		
		針崎町	第 2 種	38	28	○	○		
	市道伝馬町線	中町	第 2 種	25	17	○	○		
	市道日名橋線	伊賀町	第 2 種	37	29	○	○		
	東名高速路	保母町	第 2 種	25	26	○	○		
岩津町		第 1 種	40	42	65	60	○	○	
豊田市	国道 419 号	京町 5 丁目	第 1 種	39	35	65	60	○	○
	県道豊田環状線	山之手 6 丁目	第 1 種	39	34			○	○
	県道豊田東郷線	宮上町 7 丁目	第 1 種	40	35			○	○

注：1. 「区域区分」は振動規制法施行規則の区域の区分を示す。
 2. 「○」は要請限度に適合したものを、「×」は適合しなかったものを示す。

出典：〔「岡崎市調べ」（平成 21 年度）、
 「平成 22 年版 環境調査報告書」（平成 22 年 豊田市）〕より作成

エ 悪臭に係る環境の状況

岡崎市及び豊田市における「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）に基づく悪臭関係工場等の届出件数の状況は、表3-24に示すとおりです。

表 3-24 岡崎市及び豊田市における届出件数

業 種		届出件数	
		岡崎市	豊田市
畜産農業	豚房施設（豚房総面積 50m ² 以上）	4	6
	牛房施設（牛房総面積 200m ² 以上）	16	36
	鶏 3,000 羽以上飼育	14	17
乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料製造業		1	2
加硫施設を有するゴム製品製造業		—	2
シェルモールド法による鋳物製造業		4	3
し尿処理場（し尿浄化槽を除く。）		1	3
ごみ処理場		8	8
終末処理場		1	1
合 計		49	78

注：岡崎市は平成20年度、豊田市は平成21年度の届出件数を示す。

出典：〔「平成21年度版 岡崎市環境白書」（平成21年 岡崎市）〕、
〔「平成22年版 環境調査報告書」（平成22年 豊田市）〕より作成

オ 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(ア) 水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における河川の状況は、図 3-5(1)に示すとおりです。対象事業実施区域周囲には一級河川矢作川の支流が多数存在しています。対象事業実施区域の北側を一級河川郡界川が西方へ流れ、一級河川巴川と合流して一級河川矢作川に流入しています。また、南側を普通河川保久川が南西へ流れ一級河川乙川と合流し一級河川矢作川に流入しています。

対象事業実施区域及びその周辺における河川の状況は、図 3-5(2)に示すとおりです。対象事業実施区域周辺には、一級河川郡界川及び普通河川保久川の支流が存在しています。

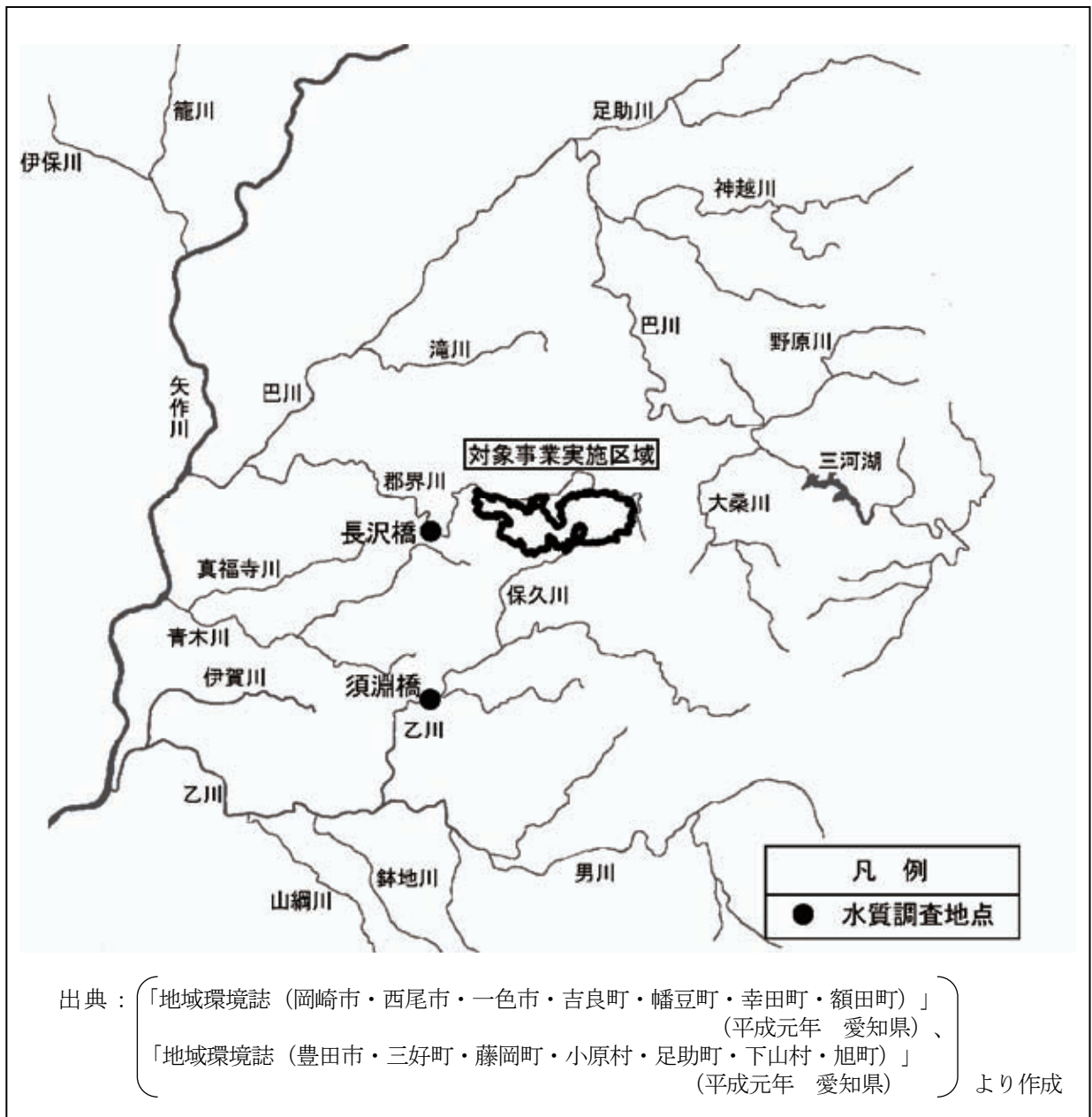
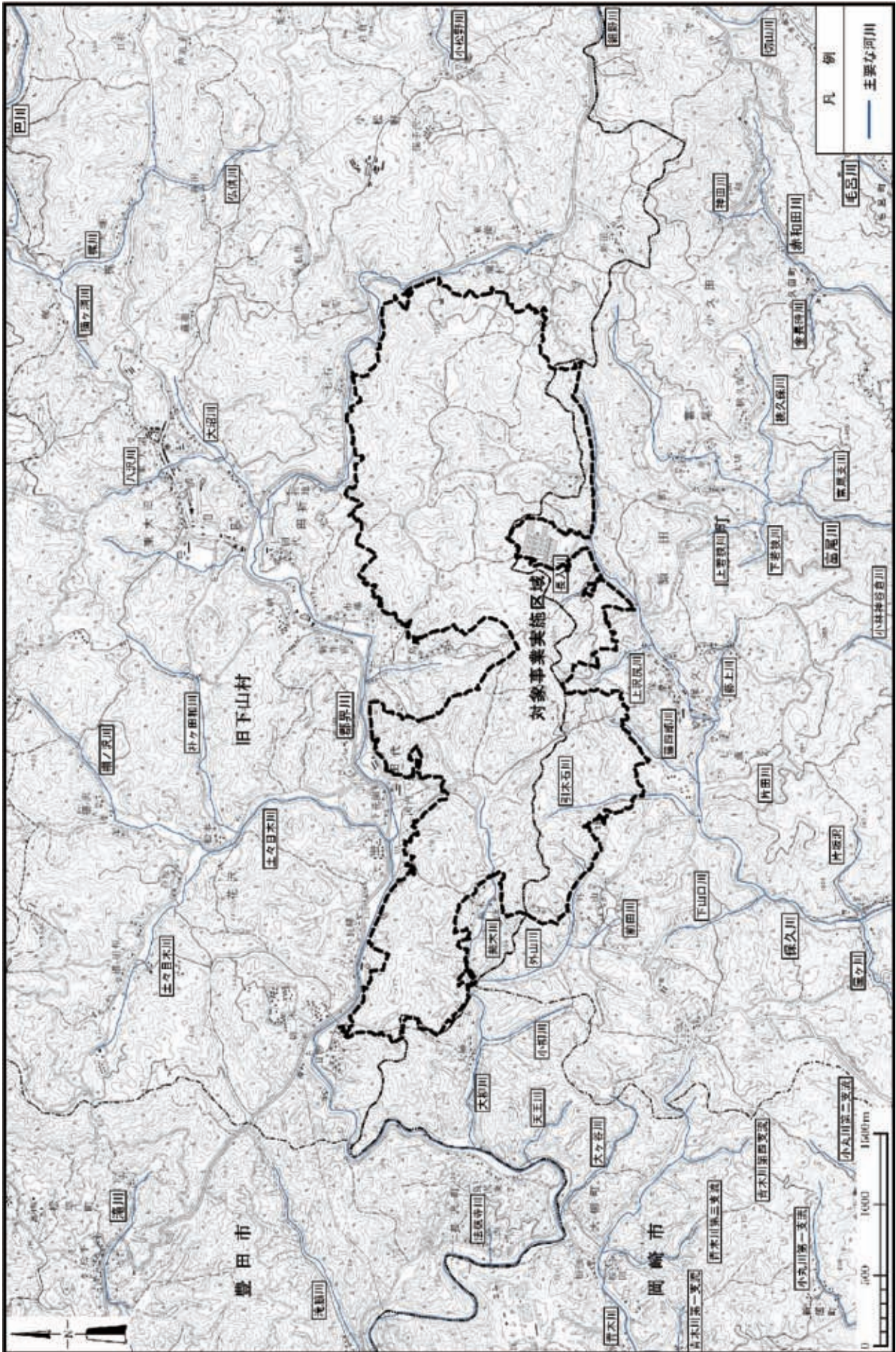


図 3-5(1) 対象事業実施区域及びその周囲における河川の状況



出典：〔「愛知県豊田加茂建設事務所管内図（河川・砂防図）」、「愛知県西三河建設事務所管内図（河川・砂防図）」より作成

図 3-5 (2) 対象事業実施区域及びその周辺の河川における河川の状態

(イ) 水質の状況

対象事業実施区域の北側を流れる郡界川及び南側を流れる保久川の流入する乙川において、水質調査が行われています。対象事業実施区域近傍の調査地点の位置は図 3-5(1)に、両地点における平成 21 年度の水質の測定結果は表 3-25 に示すとおりです。健康項目については、全ての項目において環境基準値を下回っています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において水底の底質調査は行われていません。

表 3-25 水質の測定結果

河川・地点名		郡界川・長沢橋			乙川・須淵橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
気温	℃	23.0	4.5	13.4	26.0	3.0	14.9	
水温	℃	18.6	7.2	12.7	21.0	4.4	12.5	
生活環境項目	水素イオン濃度	—	7.6	7.2	7.4	7.3	7.1	
	生物学的酸素要求量	mg/L	0.9	<0.5	0.7	1.0	<0.5	
	〃 (75%値)	mg/L	0.7			0.8		
	浮遊物質	mg/L	3	<1	2	3	<1	
	溶存酸素量	mg/L	11	7.0	9.6	12	9.4	
	大腸菌群数	MPN/100mL	24,000	3,300	11,000	13,000	460	
健康項目	全亜鉛	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	
	P C B	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.64	0.46	0.59	0.54	0.33	
	ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	
	ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	

注：「ND」は検出されなかったことを示す。

出典：〔「岡崎市調べ」(平成 21 年度)〕より作成

カ 地形及び地質の状況

(ア) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3-6 に示すとおりです。対象事業実施区域及びその周囲は、比較的なだらかな山地よりなり、河川の多くは、東から西へ緩やかに屈曲しながら流下し、矢作川に合流します。

対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が山頂緩斜面に分類され、標高が 340～560m 程度で東部ほど高くなっており、郡界川水系沿いには扇状地性低地が分布しています。

(イ) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地質の状況は、図 3-7 に示すとおりです。対象事業実施区域及びその周辺は、中生代白亜紀に形成されたとされる領家帯の花崗岩質岩石で構成されています。これらを被覆して、未固結堆積物が河川沿いに分布しています。

「活断層詳細デジタルマップ」（平成 12 年 東京大学出版会）によると、対象事業実施区域及びその周辺においては、活断層は確認されていません。

(ウ) 重要な地形・地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における重要な地形及び地質の状況は、図 3-8 及び表 3-26 に示すとおりです。

対象事業実施区域の位置する 50 番及び 51 番のメッシュにおいては、保全を要する重要な地形・地質は確認されていません。

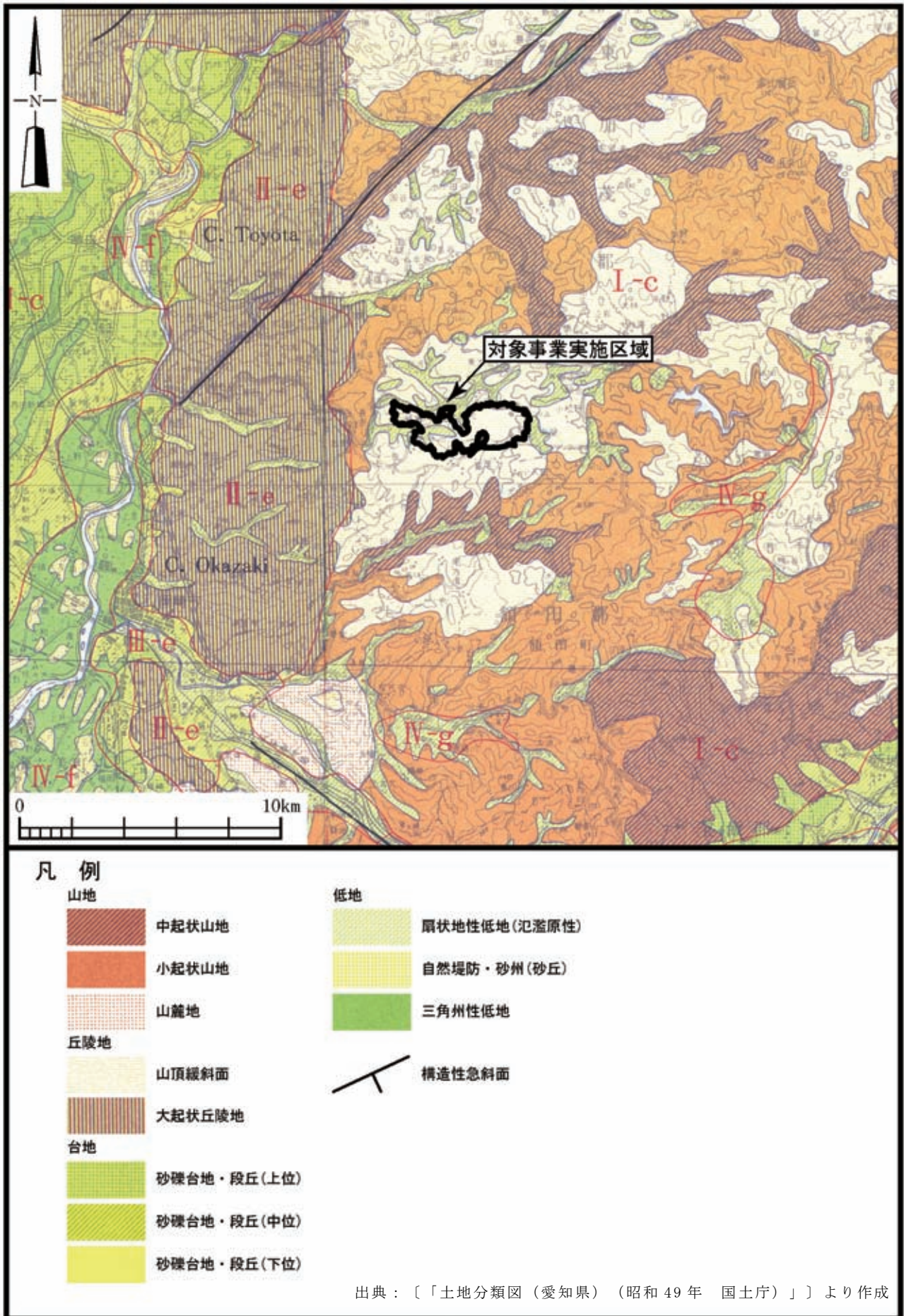


図 3-6 地形の状況

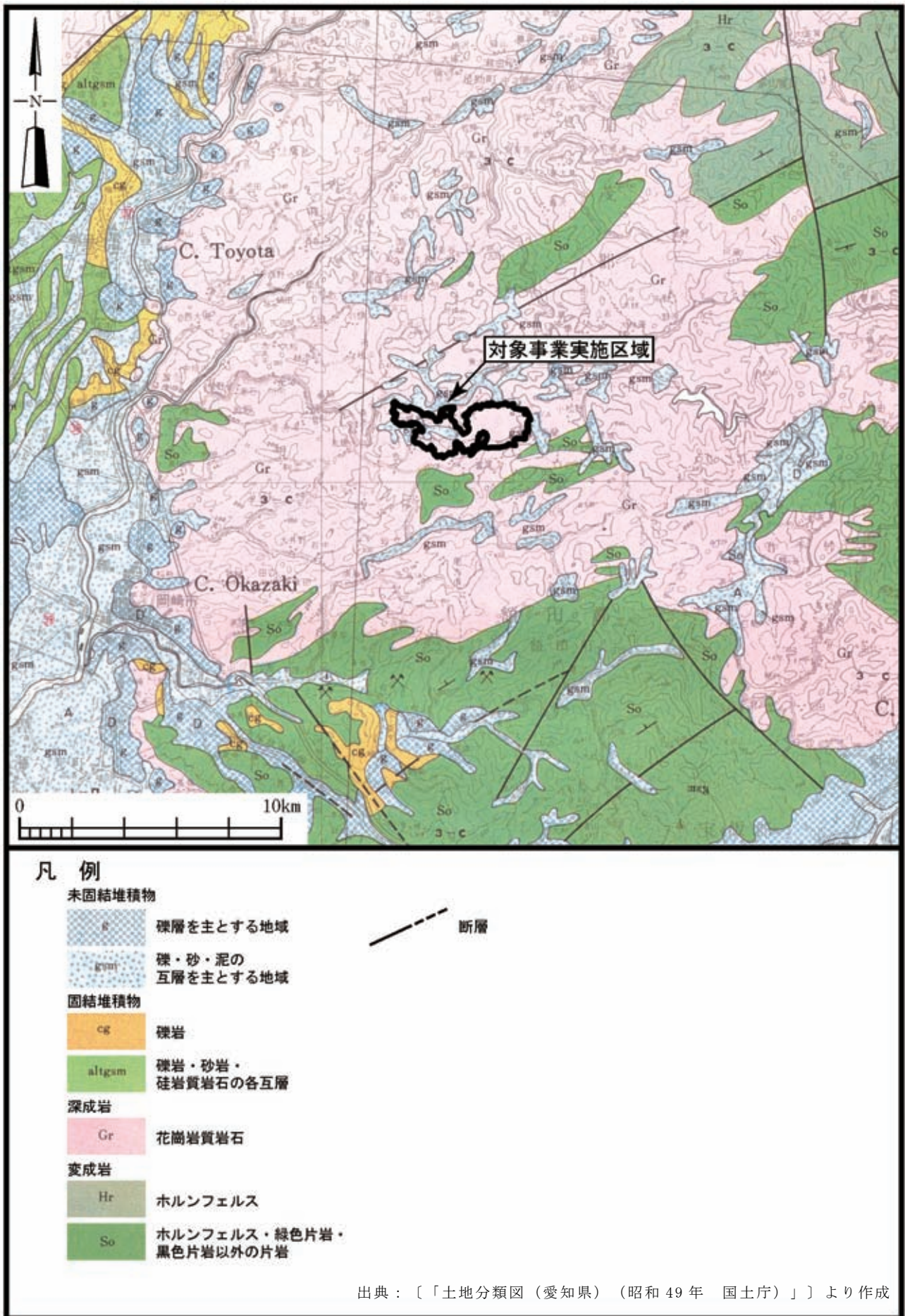


図 3-7 地質の状況

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

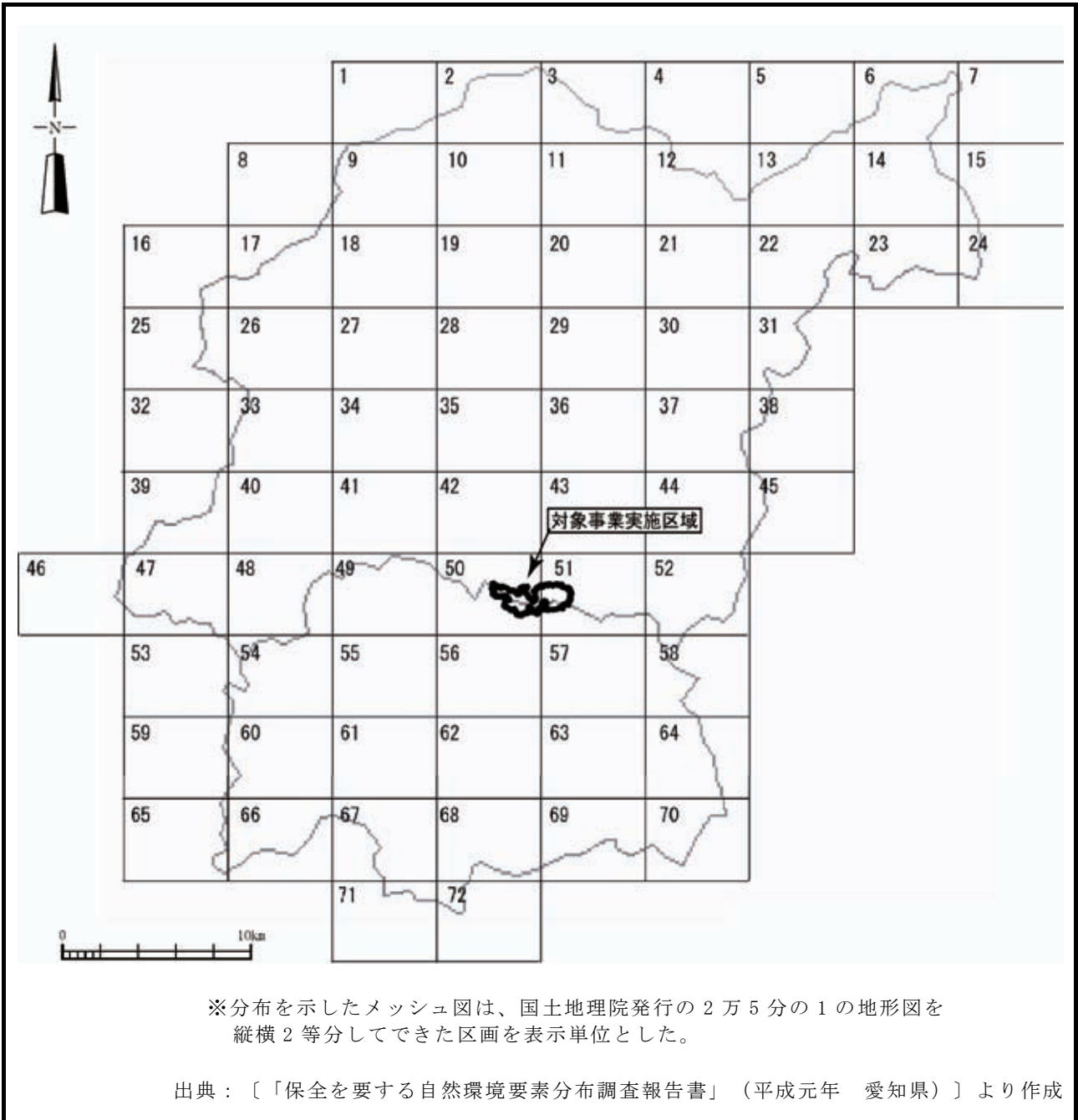


図 3-8 保全を要する自然環境要素分布調査におけるメッシュ図

表 3-26 保全を要する自然環境要素分布調査報告書による重要な地形・地質

種類\メッシュ番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36			
地形	断層線谷																																						
	断崖・岸壁																								○														
	洞窟																																			○			
	扇状地																																						
	溪谷								○				○																										
	滝								○					○					○							○													
	淵											○	○																	○									
	ポットホール																								○						○								
	自然堤防																																						
	中洲												○																	○									
	河川争奪																																						
	湿原																																						
	河成段丘																																					○	
地質	岩石・鉱物の露頭							○										○							○														
	断層											○						○								○													
	岩脈							○																	○														
	節理							○	○																○														
	整合・不整合									○															○														
	化石産地							○																	○														
	火山灰層																																				○		
	外来礫												○																										

種類\メッシュ番号	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72		
地形	断層線谷				○																																	○
	断崖・岸壁																																					
	洞窟																																					
	扇状地																																				○	
	溪谷	○				○	○																							○								
	滝								○					○																○			○					
	淵							○																		○		○										
	ポットホール					○	○																			○												
	自然堤防																														○							
	中洲																																					
	河川争奪																								○													
	湿原	○																		○																○		
	河成段丘																									○												
地質	岩石・鉱物の露頭																							○												○		
	断層						○																															
	岩脈																																					
	節理						○													○																		
	整合・不整合																																				○	
	化石産地																																				○	
	火山灰層																																					○
	外来礫																																					

注：1. ○は所在地を示す。

2. 表中のメッシュ番号は、図 3-8 のメッシュ図中のメッシュ番号を示す。

出典：〔「保全を要する自然環境要素分布調査報告書」（平成元年 愛知県）〕より作成

キ 地盤、地下水及び土壌の状況

(ア) 地盤の状況

「平成 22 年版 環境白書」（平成 22 年 愛知県）によると、対象事業実施区域が位置する西三河地域における地盤沈下は、地下水揚水量の減少とともに現在は沈静化の傾向にあるとされており、平成 21 年度は水準測量が実施されていませんが、平成 9 年度以降 1cm 以上の沈下を示した水準点は観測されておらず、沈下域は平成 3 年度以降生じていません。

(イ) 地下水の状況

対象事業実施区域周辺における平成 19 年度から平成 21 年度の 3 か年における地下水質の測定結果は、表 3-27 に示すとおりです。平成 19 年度から平成 21 年度の地下水質の測定結果では、全て調査地点で環境基準値を下回っています。

表 3-27 地下水質の測定結果

単位：mg/L

調査地点	平成19年				平成20年				平成21年			
	岡崎市		豊田市		岡崎市		豊田市		岡崎市		豊田市	
	外山町 チンゲ	渡通津町 西久後	大沼町	花沢町	蘭大須町 字井戸沢	大高味町 字寺ノ下	林添町	和合町	駒立町	切山町	花沢町	坂上町
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.9	4.1	<0.1	<0.1	1.0	0.40	3.8	0.20	<0.1	0.30	<0.1	2.2
ふっ素	<0.08	0.09	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.03

注：「ND」は検出されなかったことを示す。—は測定が行われていないことを示す。

出典：「平成20年度版 岡崎市環境白書（平成20年 岡崎市）」、「平成21年度版 岡崎市環境白書（平成21年 岡崎市）」、「平成22年度版 岡崎市環境白書（平成22年 岡崎市）」、「岡崎市調べ」（平成21年度）、「平成20年版 環境調査報告書」（平成20年 豊田市）、「平成21年版 環境調査報告書」（平成21年 豊田市）、「平成22年版 環境調査報告書」（平成22年 豊田市）」より作成

(ウ) 土壌の状況

a 土壌の分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の分布状況は、図 3-9 に示すとおりです。対象事業実施区域のほぼ全域が乾性褐色森林土壌（黄褐色系）に分類されています。「土地分類図（愛知県）」（昭和 49 年 国土庁）によると、これらの土壌は、加茂地区並びに南三河里山地域の風化花崗岩地帯に分布するとされています。乾性褐色森林土壌は、一般的に乾燥地に広く分布し、落葉、落枝の分解が悪く、腐植の滲透も悪いため有効土壌が浅く、比較的強酸性で塩基に乏しいため、林地生産力は劣るとされています。また、対象事業実施区域北側の田折地区周辺には、灰色低地土壌がみられ、主に水田として利用されています。

b 土壌汚染の状況

「岡崎市調べ」（平成 21 年度）によると、岡崎市では毎年市内の公園数か所において土壌調査を実施しており、平成 21 年度は、大平町大平西公園、稲熊町稲熊公園、小針町神明の森公園で調査を実施しましたが、全項目で環境基準を達成したとしています。

また、豊田市高岡本町南地内及び神池町・野見山町・泉町地内において土壌汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が指定されていますが、対象事業実施区域及びその周辺地域には指定区域は存在しません。

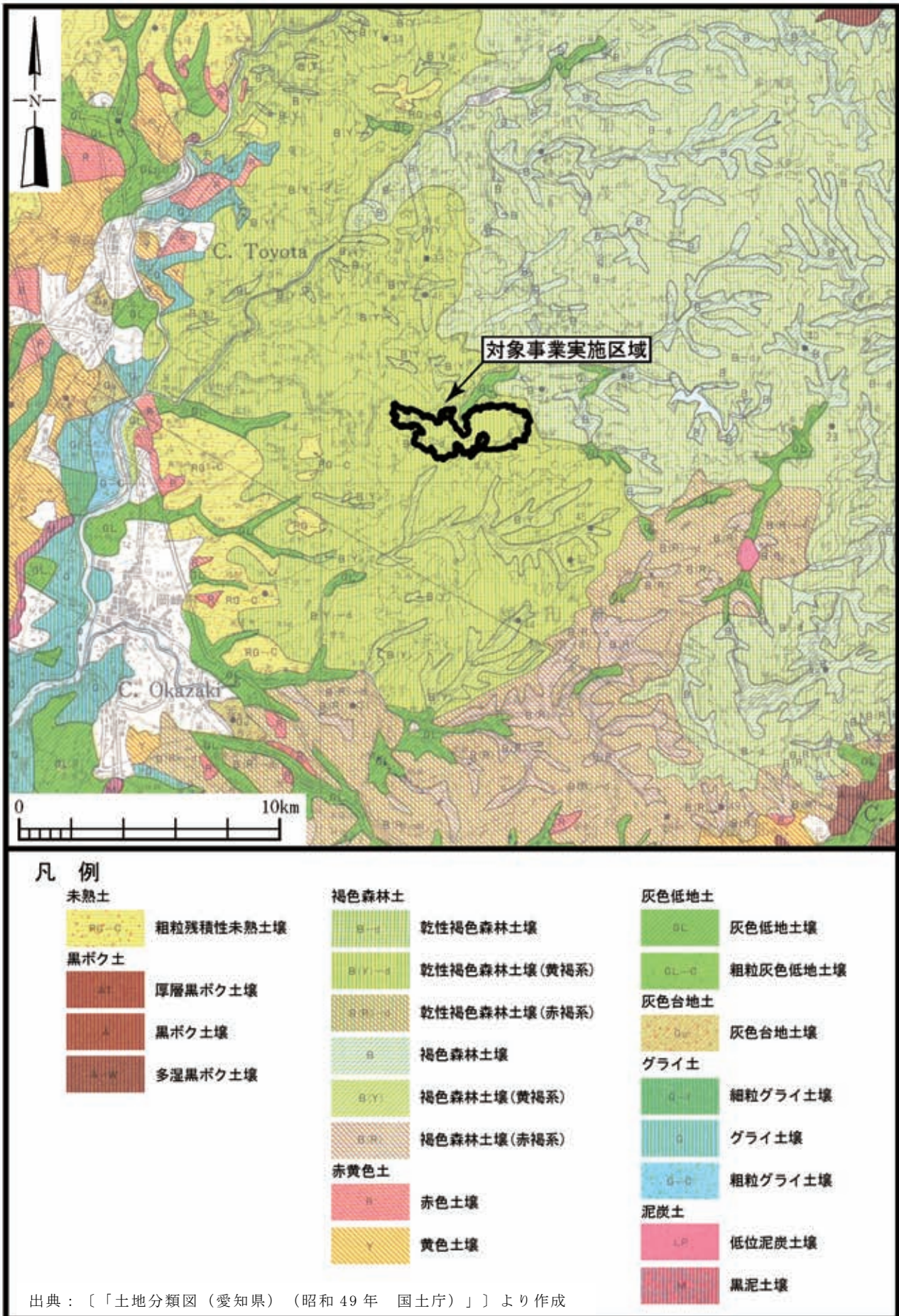


図 3-9 土壌の分布状況

ク 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(ア) 動物

a 哺乳類

「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）及び「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）によると、旧額田町及び旧下山村では 7 目 15 科 28 種の哺乳類が確認されており、その内訳は表 3-28 に示すとおりです。

表 3-28 既存資料により確認された哺乳類

目名	科名	種名	確認地区	
			旧額田町	旧下山村
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ		●
		カワネズミ	●	●
	モグラ	ヒミズ		●
		アズマモグラ		●
モグラ類			●	
コウモリ	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	●	●
		コキクガシラコウモリ	●	
	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	●	
	コウモリ類			●
サル	オナガザル	ニホンザル	●	●
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	●	●
ネズミ	リス	ニホンリス	●	●
		ホンシュウモモンガ		●
		ムササビ	●	●
	ヤマネ	ヤマネ		●
	ネズミ	カゲネズミ		●
		スミスネズミ	●	
		ハタネズミ	●	
		アカネズミ		●
		ヒメネズミ		●
	ハツカネズミ		●	
ノネズミ類			●	
ネコ	イヌ	タヌキ	●	●
		キツネ	●	●
	イタチ	テン	●	●
		ホンドイタチ	●	●
		アナグマ	●	●
ジャコウネコ	ハクビシン	●	●	
ウシ	イノシシ	イノシシ	●	●
	シカ	シカ	●	●
	ウシ	ニホンカモシカ	●	●
合計 7 目 15 科 28 種			19 種	24 種

注：種名及び配列は基本的には「原色日本哺乳類図鑑」（昭和 38 年、保育社）による。

表中のモグラ類、コウモリ類、ノネズミ類は出典の記載内容のとおりとした。

なお、モグラ類、コウモリ類、ノネズミ類については、種数に加えていない。

出典：「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）、「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）

より作成

また、これらの哺乳類のうち、天然記念物等に該当する重要な種は、表 3-29 に示す 5 目 9 科 13 種です。

表 3-29 重要な哺乳類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
モグラ	トガリネズミ	カワネズミ				VU	
	モグラ	アズマモグラ				VU	
コウモリ	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ				NT	
		コキクガシラコウモリ				NT	
	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				VU	
ネズミ	リス	ホンシュウモモンガ*				EN	
		ムササビ				NT	
	ヤマネ	ヤマネ	国天		NT	NT	
	ネズミ	スミスネズミ				NT	
		ハタネズミ				NT	
ネコ	イタチ	テン				NT	
		アナグマ				DD	
ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	国天				
合計 5 目 9 科 13 種			2種	0種	1種	12種	0種

注：1. 重要な哺乳類選定基準

- ① 文化財保護法、文化財保護条例に基づき指定された天然記念物等
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年）に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリスト」（平成 19 年 8 月 環境省）の選定種
- ④ 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2009－動物編－」（平成 21 年 愛知県）の選定種
- ⑤ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年）に基づく指定希少野生動植物種の指定種

2. 選定基準の記号の区分は以下のとおりである。

- ① 国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- ② 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③、④ EX：絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧種、
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3. 「*」のホンシュウモモンガは、選定基準④ではホンドモモンガと記載されている。

b 鳥類

「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）、「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）、「愛知の野鳥」（昭和 58 年、平成 19 年 愛知県）及び「愛知県野生鳥類生息調査データ（昭和 63 年度～平成 21 年度）」（愛知県環境部ホームページ）によると、旧額田町及び旧下山村では 13 目 36 科 105 種の鳥類が確認されており、その内訳は表 3-30 に示すとおりです。

表 3-30(1) 既存資料により確認された鳥類

目名	科名	種名	確認地区	
			旧額田町	旧下山村
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		●
コウノトリ	サギ	ミゾゴイ	●	
		ゴイサギ	●	
		ササゴイ	●	
		チュウサギ	●	
		コサギ	●	●
		アオサギ	●	●
カモ	カモ	オシドリ	●	●
		マガモ		●
		カルガモ		●
タカ	タカ	ミサゴ	●	
		ハチクマ		●
		トビ	●	●
		オジロワシ	●	
		ツミ		●
		オオタカ		◎
		ハイタカ		○
		ノスリ	●	○
		サシバ	●	●
		クマタカ	●	○
		ハヤブサ	ハヤブサ	●
キジ	キジ	ヤマドリ	●	●
		キジ	●	●
		コジュケイ	●	●
チドリ	チドリ	イカルチドリ	●	
	シギ	ヤマシギ	●	
		アオシギ	●	
	カモメ	ウミネコ		○
ハト	ハト	キジバト	●	●
		アオバト	●	●
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	●	●
		カッコウ		●
		ツツドリ	●	●
		ホトトギス	●	●
フクロウ	フクロウ	コノハズク		●
		オオコノハズク	●	

表 3-30(2) 既存資料により確認された鳥類

目名	科名	種名	確認地区	
			旧額田町	旧下山村
フクロウ	フクロウ	アオバズク		●
		フクロウ		●
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ		●
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	●	●
		アカショウビン	●	○
		カワセミ	●	●
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	●	
キツツキ	キツツキ	アオゲラ	●	●
		アカゲラ	●	●
		コゲラ	●	●
スズメ	ツバメ	ツバメ	●	●
		コシアカツバメ		●
		イワツバメ	●	●
	セキレイ	キセキレイ	●	●
		ハクセキレイ		●
		セグロセキレイ	●	●
		ビンズイ		●
		タヒバリ		○
	サンショウクイ	サンショウクイ	●	●
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	●	●
	モズ	モズ	●	●
	カワガラス	カワガラス	●	●
	ミソサザイ	ミソサザイ	●	●
	イワヒバリ	カヤクグリ	●	●
	ツグミ	コマドリ	●	●
		ノゴマ	●	
		コルリ	●	
		ルリビタキ	●	●
		ジョウビタキ	●	●
		トラツグミ	●	●
		クロツグミ	●	
		アカハラ		●
		シロハラ	●	●
		マミチャジナイ		●
		ツグミ	●	●
	ウグイス	ヤブサメ	●	●
		ウグイス	●	●
		メボソムシクイ		●
		センダイムシクイ	●	●
		キクイタダキ	●	●
セッカ			○	
ヒタキ	キビタキ	●	●	
	オオルリ	●	●	

表 3-30(3) 既存資料により確認された鳥類

目名	科名	種名	確認地区		
			旧額田町	旧下山村	
スズメ	ヒタキ	コサメビタキ	●		
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	●	●	
	エナガ	エナガ	●	●	
	シジュウカラ	コガラ			●
		ヒガラ	●	●	
		ヤマガラ	●	●	
		シジュウカラ	●	●	
	メジロ	メジロ	●	●	
	ホオジロ	ホオジロ	●	●	
		ホオアカ		○	
		カシラダカ	●	●	
		ミヤマホオジロ	●		
		アオジ	●	●	
		クロジ	●	●	
	アトリ	アトリ	●	○	
		カワラヒワ	●	●	
		マヒワ	●	●	
		ベニマシコ	●	●	
		ウソ	●	●	
		イカル	●	●	
		シメ	●		
	ハタオリドリ	スズメ	●	●	
	ムクドリ	ムクドリ	●		
	カラス	カケス	●	●	
		ハシボソガラス	●	●	
		ハシブトガラス	●	●	
	合計 13目 36科 105種			83種	86種

注：1. 鳥類名は「日本鳥類目録 改訂第6版」（平成12年 日本鳥学会）による。
 2. 表中における●○は、既存文献の記載内容通りであり、●（確認）、○（情報のみ）である。
 また、◎は「愛知の野鳥」（昭和58年 愛知県）での確認であり、確認地区別に記載できない。

出典：「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成18年 岡崎市）、
 「下山村史 資料編Ⅰ 自然」（平成17年 下山村）、
 「愛知の野鳥」（昭和58年、平成19年 愛知県）、
 「愛知県野生鳥類生息調査データ 昭和63年度～平成21年度」（愛知県環境部ホームページ）
 より作成

また、これらの鳥類のうち、天然記念物等に該当する重要な種は、表 3-31 に示す 9 目 18 科 35 種です。

表 3-31 重要な鳥類

目名	科名	種名	選 定 基 準				
			①	②	③	④	⑤
コウノトリ	サギ	ミゾゴイ			EN	EN	
		チュウサギ			NT		
カモ	カモ	オシドリ			DD		
タカ	タカ	ミサゴ			NT	NT	
		ハチクマ			NT	VU	
		オジロワシ	国天	国内	EN		
		オオタカ		国内	NT	NT	
		ハイタカ			NT		
		ツミ					NT
		サシバ			VU	VU	
		クマタカ		国内	EN	EN	
	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	EN	
チドリ	チドリ	イカルチドリ				VU	
	シギ	ヤマシギ				NT	
		アオシギ					NT
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				VU	
		ツツドリ					NT
フクロウ	フクロウ	コノハズク					CR
		オオコノハズク					NT
		アオバズク					NT
		フクロウ					NT
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			VU	VU	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ					EN
		アカショウビン					VU
	ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR	
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	NT	
	カワガラス	カワガラス					VU
	ミソサザイ	ミソサザイ					NT
	ツグミ	コマドリ					VU
		コルリ					NT
		クロツグミ					NT
		アカハラ					VU
	ヒタキ	コサメビタキ					NT
	カササギヒタキ	サンコウチョウ					NT
ホオジロ	ホオアカ					VU	
合計 9 目 18 科 35 種			1 種	4 種	14 種	31 種	0 種

注：1. 重要な鳥類選定基準

- ① 文化財保護法、文化財保護条例に基づき指定された天然記念物等
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年）に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリスト」（平成18年12月 環境省）の選定種
- ④ 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち2009－動物編－」（平成21年 愛知県）の選定種
- ⑤ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年）に基づく指定希少野生動植物種の指定種

2. 選定基準の記号の区分は以下のとおりである。

- ① 国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- ② 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③、④ EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

c 両生類・は虫類

「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）及び「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）によると、旧額田町及び旧下山村では 2 目 6 科 16 種の両生類と 2 目 5 科 14 種のは虫類が確認されており、その内訳は表 3-32 に示すとおりです。

表 3-32 既存資料により確認された両生類・は虫類

分類	目名	科名	種名	確認地区	
				旧額田町	旧下山村
両生類	サンショウウオ	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ		●
			ハコネサンショウウオ		●
		イモリ	イモリ	●	●
	カエル	ヒキガエル	ヒキガエル	●	●
			アマガエル	●	●
		アカガエル	タゴガエル	●	
			ニホンアカガエル	●	●
			ヤマアカガエル	●	●
			トノサマガエル	●	●
			ダルマガエル	●	●
			ウシガエル	●	●
			ツチガエル	●	●
		ヌマガエル	●	●	
		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	●	●
			モリアオガエル	●	●
カジカガエル	●		●		
合計 2 目 6 科 16 種			14 種	15 種	
は虫類	カメ	カメ	クサガメ		●
			イシガメ	●	●
			カミツキガメ		●
			ミシシッピーアカミミガメ		●
	トカゲ	トカゲ	トカゲ	●	●
			カナヘビ	●	●
		ヘビ	タカチホヘビ	●	●
			シマヘビ	●	●
			ジムグリ		●
			アオダイショウ	●	●
			シロマダラ	●	●
			ヒバカリ		●
		ヤマカガシ	●	●	
	クサリヘビ	マムシ	●	●	
合計 2 目 5 科 14 種			9 種	14 種	

注：種名及び配列は基本的には「原色日本両生爬虫類図鑑」（昭和 38 年、保育社）による。

出典：「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）、
「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）より作成

また、これらの両生類・は虫類のうち、天然記念物等に該当する重要な種は、表 3-33 に示す両生類 2 目 4 科 8 種、は虫類 2 目 2 科 3 種です。

表 3-33 重要な両生類・は虫類

分類	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
両生類	サンショウウオ	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ			NT	NT	
			ハコネサンショウウオ				NT	
		イモリ	イモリ* ¹			NT	DD	
	カエル	アカガエル	ダルマガエル* ²			EN	VU	
			ツチガエル				DD	
			ヤマアカガエル				DD	
		アオガエル	モリアオガエル				NT	
			カジカガエル				NT	
合計 2 目 4 科 8 種				0 種	0 種	3 種	8 種	0 種
は虫類	カメ	カメ	イシガメ			DD		
	トカゲ	ヘビ	タカチホヘビ				DD	
			シロマダラ				DD	
合計 2 目 2 科 3 種				0 種	0 種	1 種	2 種	0 種

注：1. 重要な両生類・は虫類選定基準

- ① 文化財保護法、文化財保護条例に基づき指定された天然記念物等
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年）に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリスト」（平成 18 年 12 月 環境省）の選定種
- ④ 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2009－動物編－」（平成 21 年 愛知県）の選定種
- ⑤ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年）に基づく指定希少野生動植物種の指定種

2. 選定基準の記号の区分は以下のとおりである。

- ① 国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- ② 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③、④ EX：絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3. 「*1」イモリは、選定基準③、④ではアカハライモリ、「*2」ダルマガエルは、選定基準③、④ではナゴヤダルマガエルと記載されている。

d 魚類

「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）及び「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）によると、旧額田町及び旧下山村では、天然分布、放流をあわせて 7 目 14 科 32 種の魚類が確認されており、その内訳は表 3-34 に示すとおりです。

これらの種のうち、「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年、下山村）によると、平成 10 年 8 月現在で、ネコギギ、スナヤツメは絶滅したと思われる魚類、ドジョウ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、メダカ、カジカ、ワカサギは非常に減少した魚類とされています。

表 3-34 既存資料により確認された魚類

生息魚類			生息範囲	旧額田町	旧下山村								
					巴川水系						梨野川	郡界川系	
					三河湖	本流	大桑川	野原川	梶川	大林川		郡界川	蕪木川
目名	科名	和名											
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ	○	○	○	○	○	○					
サケ	サケ	ニジマス		★	★	★	★	★	★	★			
		アマコ	○	○	○	◎	○	○	◎	○			
	キュウリウオ	ワカサギ		★									
		アユ	○	★	★	★	★	★			★		
コイ	コイ	ウグイ			○	○	○						
		アブラハヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カラムツ	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
		オイカリ	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
		カマツカ	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
		ニコイ		○	○								
		コイ	○	○	○	○					○		
		キンブナ		○	○						○		
		ケンゴロウブナ		★	★								
		キンブナ	○	○	○	○					○		
	タヒラ			△									
	トジョウ	トジョウ	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
		スシマトジョウ	○										
		シマトジョウ	○	○	○	○		○			○		
		ホトケトジョウ	○			○	○	○			○		
ナカレホトケトジョウ		○											
ナマス	ギギ	ネコギギ	○	○	○	○	○	○					
		アカサ	○	○	○	○	○	○					
	ナマス	ナマス	○	○	○	○		○					
メダカ	メダカ	メダカ	○			○	○	○		○	○		
カサコ	カサカ	カサカ	○				○						
ススキ	ハス	オオクチハス	○	★									
		トシコ	○								○		
	ハセ	カワヨシノホリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		ウナギ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	サンフィッシュ	ブルーキール	○										
	ススキ	オヤニラミ	○										
合計 7 目 14 科 32 種			25 種	28 種									

注：種名及び配列は基本的には「原色日本湛水魚類図鑑」（昭和 51 年、保育社）による。
 表中の旧下山村における○△★◎は、既存文献の通りとした。
 ○…天然分布 △…他魚の放流にともなって侵入 ★…放流 ◎…天然魚と放流魚の混入

出典：「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）、
 「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）より作成

また、旧額田町及び旧下山村で確認されている魚類のうち、天然記念物等に該当する重要な種は、表 3-35 に示す 7 目 10 科 14 種です。

表 3-35 重要な魚類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ			VU	VU	
サケ	サケ	アマコ			NT		
コイ	コイ	キンブナ			NT		
		ゲンゴロウブナ			EN		
	トシヨウ	スジシマトシヨウ*1			EN	NT	
		ホトケトシヨウ			EN	VU	
		ナガレホトケトシヨウ			EN	VU	
ナマス	ギギ	ネコギギ	国天		EN	EN	
		アカサ			VU	NT	
メダカ	メダカ	メダカ			VU	NT	
カサコ	カジカ	カジカ			EN, NT*2	NT	
スズキ	ハゼ	トシコ				NT	
	ウナギ	ウナギ			DD		
	スズキ	オヤニラミ			VU		
合計 7 目 10 科 14 種			1 種	0 種	13 種	9 種	0 種

注：1. 重要な魚類選定基準

- ① 文化財保護法、文化財保護条例に基づき指定された天然記念物等
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年）に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリスト」（平成 19 年 8 月 環境省）の選定種
- ④ 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2009－動物編－」（平成 21 年 愛知県）の選定種
- ⑤ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年）に基づく指定希少野生動植物種の指定種

2. 選定基準の記号の区分は以下のとおりである。

- ① 国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- ② 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③、④ EX：絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3. 「*1」スジシマドジョウは、選定基準③ではスジシマドジョウ（小型種）、選定基準④ではスジシマドジョウ（小型種）東海型と記載されている。

4. 「*2」カジカは、小卵型・中卵型は EN、大卵型は NT である。

e 昆虫類

「下山村史 資料編Ⅰ 自然」（平成17年 下山村）によると、旧下山村の昆虫類は、11目76科347種を数え、その内訳は表3-36に示すとおりです。東大沼・田代・蕪木・花沢一帯は落葉広葉樹林と田畑が中心になり植物相は貧相であり、昆虫類も比較的少ない地域ですが、このような地域を好んで生息している種もあるとされています。

「下山村史 資料編Ⅰ 自然」（平成17年 下山村）及び「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成18年 岡崎市）に記載された昆虫類のうち、天然記念物等に該当する重要な種は表3-37に示す8目23科37種です。

表3-36 既存資料により確認された昆虫類（分類群別）

目名	科数	種数
トンボ目	10科	58種
カマキリ目	1科	1種
シロアリ目	1科	1種
バッタ目	8科	33種
ハサミムシ目	1科	1種
カメムシ目	10科	39種
シリアゲムシ目	1科	3種
チョウ目	11科	64種
ハエ目	7科	16種
ハチ目	6科	14種
コウチュウ目	20科	117種
合計 11目76科347種		

出典：〔「下山村史 資料編Ⅰ 自然」（平成17年 下山村）〕より作成

表 3-37 重要な昆虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
トンボ	イトトンボ	モートンイトトンボ			NT		
		オオイトトンボ				VU	
	モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	EN	
	サナエトンボ	ナゴヤサナエ			NT	NT	
		キイロサナエ				NT	
		フタスジサナエ			NT		
	エゾトンボ	トラフトンボ				NT	
		エゾトンボ				EN	
トンボ	マダラナニワトンボ			CR+EN	EN		
ゴキブリ	オオゴキブリ	オオゴキブリ				DD	
バッタ	コオロギ	クチキコオロギ				NT	
カメムシ	コオイムシ	コオイムシ			NT		
		タガメ			VU	EN	
	ナベブタムシ	ナベブタムシ				NT	
	タイコウチ	ヒメタイコウチ				NT	
トビケラ	コエグリトビケラ	イワコエグリトビケラ				NT	
チョウ	アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	NT	
	シロチョウ	ツマグロキチョウ			VU		
		スジボソヤマキチョウ				EN	
	シジミチョウ	ゴマシジミ			VU	CR	
		ヒメシジミ			NT	CR	
	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			NT	NT	
		オオムラサキ			NT	NT	
	ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ			VU	VU	
		クロヒカゲモドキ			VU	VU	
		オオヒカゲ				NT	
		ヒメヒカゲ			CR+EN	CR	
セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ			NT	VU		
コウチュウ	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ				VU	
		ゲンゴロウ			NT	EN	
	シデムシ	ヤマトモンシデムシ			NT	VU	
	コガネムシ	ダイコクコガネ			VU	EX	
		クロカナブン				NT	
		トラハナムグリ				DD	
	コメツキムシ	ツヤヒラタコメツキ			NT	VU	
ホタル	ゲンジボタル	市天*					
ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ			NT	NT	
合計 8目23科37種			1種	0種	22種	32種	0種

注：1. 重要な昆虫類選定基準

- ① 文化財保護法、文化財保護条例に基づき指定された天然記念物等
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年）に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリスト」（平成19年8月 環境省）の選定種
- ④ 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち2009－動物編－」（平成21年 愛知県）の選定種
- ⑤ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年）に基づく指定希少野生動植物種の指定種

2. 選定基準の記号の区分は以下のとおりである。

- ① 国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物
- ② 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③、④ EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3. 「*」は岡崎市指定の天然記念物である。

(イ) 植物

a 植生

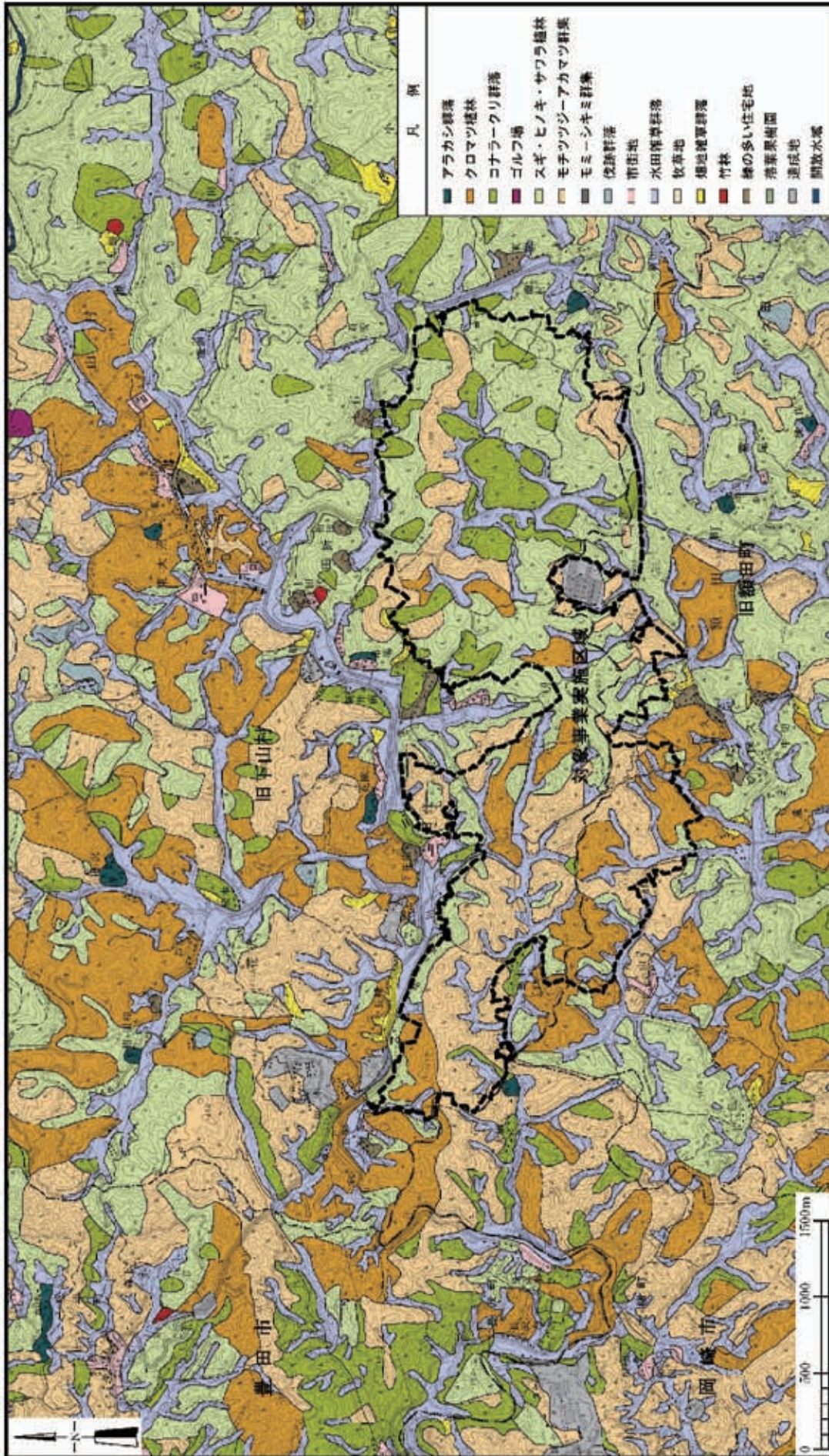
「生物多様性情報システム」（昭和 53 年～平成 10 年 環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）によると、対象事業実施区域及びその周辺の植生状況は図 3-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域内の谷には水田雑草群落、斜面にはクロマツ植林、コナラ・クリ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集等が分布しています。

「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）によると、郡界川水系の植生域は、降水量が比較的少ないのと、花崗岩の風化による土壌の保水量が小さいためか、標高差 100m内外という平凡な地形とあいまって、やせたアカマツオーダーの林地となっているところが多く、生育の芳しくないアカマツ・クロマツ等の混生林に、コナラ・アベマキ等を混ぜ、中層から下層にかけヒサカキ・ネズ・ネジキなどのツツジ類・ヤマハギなどのハギ類・アセビ等が多く、下層にはネザサ・トダシバ等が主であるとされています。しかし、谷沿いの低地や川筋はやや肥沃で水分も多いので、スギ・ヒノキの植林もされていて、植生も豊かになっているとされています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、下記に示す選定基準に該当する重要な植物群落は確認されていません。

- ・文化財保護法、文化財保護条例に基づき指定された天然記念物等
- ・「植物群落レッドデータブック」（平成 8 年 財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会）に掲載されている植物群落



出典：「[生物多様性情報システム] (昭和53年～平成10年 環境省自然環境局生物多様性センターホームページ) より作成

図 3-10 植生図

b 植物相

「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）及び「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）によると、旧額田町に生育する維管束植物は 158 科 1,412 種、旧下山村に生育する維管束植物は 154 科 1,228 種が確認されており、その内訳は表 3-38 に示すとおりです。

また、「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）における花沢・神明社付近の植物組成調査の結果によると、高木層はアカマツ・ヒノキ、亜高木層としてはアカマツ・ネジキ・コナラ・クリ・アベマキ・アラカシ・ソヨゴ・ヒノキ・シラカシ、低木層にはヤマツツジ・コバノミツバツツジ・ヤマウルシ・ネズ・コバノガマズミ・ネジキ・リョウブ・ヤブツバキ・ヒサカキ・ヤブコウジ・タカノツメ・サカキ・コシアブラ・アセビ・アズキナシがあり、このうち最優占種はアセビ、ついでアラカシ・タカノツメとされています。また、草本はサルトリイバラ・コウヤボウキ・テイカカズラ・シュンラン・ヘクソカズラ・イチヤクソウなどが分布するとされています。

表 3-38 既存資料により確認された植物（分類群別）

分 類		旧額田町		旧下山村		
		科数	種数	科数	種数	
シダ植物門		20	144	22	110	
種 子 植物門	裸子植物亜門	7	15	6	12	
	被子植物 亜門	単子葉植物綱		21	290	
		双子葉 植物綱	合弁花植物亜綱		34	327
			離弁花植物亜綱		76	489
合 計		158	1,412	154	1,228	

出典：「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）、
「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）より作成

「下山村史 資料編 I 自然」（平成 17 年 下山村）及び「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」（平成 18 年 岡崎市）に記載された植物種のうち、天然記念物等に該当する重要な種は表 3-39 に示す 67 科 143 種です。

また、「第 4 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査」（昭和 63 年 環境庁）及び「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査」（平成 11、12 年 環境庁）によると、対象事業実施区域周辺には図 3-11 に示すように、花園のケヤキ、萬福寺のスギ等が分布しています。

表 3-39(1) 重要な植物

科名	種名	選定基準				
		①	②	③	④	⑤
マツバラシ	マツバラシ			NT	VU	
ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	VU	
ミズニラ	ミズニラ			NT	NT	
オシダ	ヌカイトチシダ				NT	
イワデンダ	ミヤマシケシダ				NT	
サンショウモ	サンショウモ			NT	EN	
アカウキクサ	オオアカウキクサ			VU	EN	
コウヤマキ	コウヤマキ				NT	
ヒノキ	ネズミサシ				NT	
ヤナギ	キヌヤナギ				NT	
カバノキ	サクラバハンノキ			NT		
ブナ	シリブカガシ				VU	
クワ	カジノキ				EN	
タデ	ナガバノヤノネグサ				EN	
	ナガバノウナギツカミ			NT	NT	
	ヌカボタデ			VU	VU	
	ノダイオウ			NT	EN	
	コギシギシ			VU		
クスノキ	ニッケイ			NT		
キンボウゲ	カザグルマ			NT	VU	
	エンコウソウ				EN	
	オキナグサ			VU	EN	
メギ	ヘビノボラズ				NT	
	イカリソウ				NT	
スイレン	コウホネ				EN	
オトギリソウ	アゼオトギリ			EN	VU	
モウセンゴケ	イシモチソウ			NT	VU	
アブラナ	ミズタガラシ				NT	
ユキノシタ	キバナハナネコノメ			NT	NT	
	ナメラダイモンジソウ				NT	
バラ	カワラサイコ				NT	
	マメナシ			EN	CR	
マメ	オオバヌスビトハギ				VU	
	オオバクサフジ				NT	
カタバミ	ミヤマカタバミ				NT	
カエデ	ハウチワカエデ				VU	
	ハナノキ			VU	CR	
モチノキ	ミヤマウメモドキ				VU	
ツゲ	ツゲ				VU	
クロウメモドキ	ケンボナシ				EN	
ミソハギ	ミズマツバ			VU		
アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT		
アリノトウグサ	タチモ			NT	NT	
セリ	イブキボウフウ				NT	
イワウメ	イワカガミ				EN	
イチヤクソウ	シャクジョウソウ				NT	
ツツジ	ホンシャクナゲ				VU	
ヤブコウジ	オオツルコウジ			EN		
サクラソウ	クリンソウ				NT	
ハイノキ	シロバイ				EN	
リンドウ	ホソバツルリンドウ			VU	VU	
	イヌセンブリ			VU	NT	
	ムラサキセンブリ			NT	VU	
ガガイモ	フナバラソウ			VU	VU	
	スズサイコ			NT		
	コイケマ				NT	

表 3-39(2) 重要な植物

科名	種名	選定基準				
		①	②	③	④	⑤
アカネ	ルリミノキ				NT	
ヒルガオ	マメダオシ			CR	EX	
シソ	タチキランソウ			NT		
	ジュウニヒトエ				VU	
	ミズネコノオ			NT	VU	
	ミズトラノオ			VU	VU	
	マネキグサ			NT		
	シロネ				NT	
	ヤマジソ			NT	VU	
	ミゾコウジュ			NT		
	イブキジャコウソウ					EN
	ナス	ヤマホオズキ			EN	NT
ゴマノハグサ	オオアブノメ			VU	NT	
	スズメノハコベ			VU	NT	
	シオガマギク				EN	
	ヒキヨモギ				NT	
	オオヒキヨモギ			VU		
	イヌノフグリ			VU		
タヌキモ	ノタヌキモ			VU	VU	
	コタヌキモ				EX	
	イヌタヌキモ			NT		
	タヌキモ			NT		
	ムラサキミミカキグサ			NT	NT	
オオバコ	トウオオバコ				EN	
スイカズラ	ベニバナツクバネウツギ				NT	
マツムシソウ	マツムシソウ				NT	
キキョウ	ソバナ				NT	
	バアソブ			VU	CR	
	キキョウ			VU	NT	
キク	ワタムキアザミ			VU		
	サワアザミ				EN	
	サケバヒヨドリ				NT	
	イズハハコ			VU	NT	
	アキノハハコグサ			VU	VU	
	ミズギク				NT	
	ホクチアザミ				NT	
	ヒメヒゴタイ			VU	CR	
	キクアザミ				VU	
	オナモミ			VU	EN	
	ミクリ	ヒメミクリ			VU	CR
オモダカ	アギナシ			NT		
トチカガミ	ミズオオバコ			VU		
	スブタ			VU	VU	
ヒルムシロ	コバノヒルムシロ			VU		
	ヒルムシロ				NT	
	ササバモ				VU	
イバラモ	トリゲモ			VU		
キンバイザサ	コキンバイザサ				EN	
ヤマノイモ	キクバドコロ				NT	
アヤメ	ヒオウギ				NT	
	カキツバタ			NT	VU	
	アヤメ				EN	
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ				VU	
ホシクサ	シラタマホシクサ			VU	VU	
イネ	ヒメコヌカグサ			NT		
	ヒナザサ				VU	

表 3-39(3) 重要な植物

科名	種名	選定基準				
		①	②	③	④	⑤
イネ	ウンヌケ			NT	NT	
	ツルヨシ			VU		
サトイモ	ムロウマムシグサ				VU	
ミクリ	ナガエミクリ			NT		
カヤツリグサ	イトテンツキ			VU	NT	
	ヌマアゼスゲ			VU		
	ヤブスゲ				EN	
	ツルカミカワスゲ				EN	
	ジングウスゲ			NT	NT	
	ニシノホンモンジスゲ				VU	
	セイタカハリイ				VU	
	マシカクイ				VU	
	ラン	シラン			NT	NT
	マメツタラン			NT		
	ムギラン			NT		
	エビネ			NT	NT	
	ナツエビネ			VU	VU	
	キンラン			VU	NT	
	カンラン			CR	EX	
	クマガイソウ			VU	VU	
	セッコク				NT	
	サワラン				CR	
	ムカゴトンボ			EN	CR	
	サギソウ			NT	VU	
	ミズトンボ			VU	VU	
	コフタバラン				VU	
	ミズチドリ				VU	
	ガンゼキラン			VU		
	ヤマサギソウ				VU	
	トキシソウ			NT	EN	
	ヤマトキシソウ				VU	
合計 67科 143種		0種	0種	78種	117種	0種

注：1. 重要な植物選定基準

- ① 文化財保護法、文化財保護条例に基づき指定された天然記念物等
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年）に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリスト」（平成 19 年 8 月 環境省）の選定種
- ④ 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2009－植物編－」（平成 21 年 愛知県）の選定種
- ⑤ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年）に基づく指定希少野生動植物種の指定種

2. 選定基準の記号の区分は以下のとおりである。

- ① 国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- ② 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③、④ EX：絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧種、
DD：情報不足（③に該当）、保留：評価保留種（④に該当）

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況



出典：〔第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査〕（昭和63年 環境庁）、〔第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査〕（平成11、12年 環境庁）より作成

図3-11 巨樹・巨木の位置

(ウ) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺には、図 3-10 に示すとおり地域の広範囲を占めるクロマツ植林、コナラ-クリ群落、モチツツジ-アカマツ群落等の二次林に接して水田等の耕作地が小面積に分布する植生が広がっており、対象事業実施区域及び周辺を特徴付ける生態系はこれらの植生を基盤環境として成立していると考えられます。

なお、(ア) 動物、(イ) 植物で把握された対象事業実施区域及びその周辺における生息・生育種からは、対象事業実施区域及びその周辺の生態系における「生態系の上位に位置するという上位性」として猛禽類、「生態系の特徴をよく現すという典型性」として里山・里草地等に生息・生育している種、「特殊な環境等を指標するという特殊性」として谷底部の樹冠が閉じた湿地や河川の細流部に生息・生育している種があげられます。

ケ 景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

(ア) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況は表 3-40 に、それらの分布状況は図 3-12 に示すとおりです。

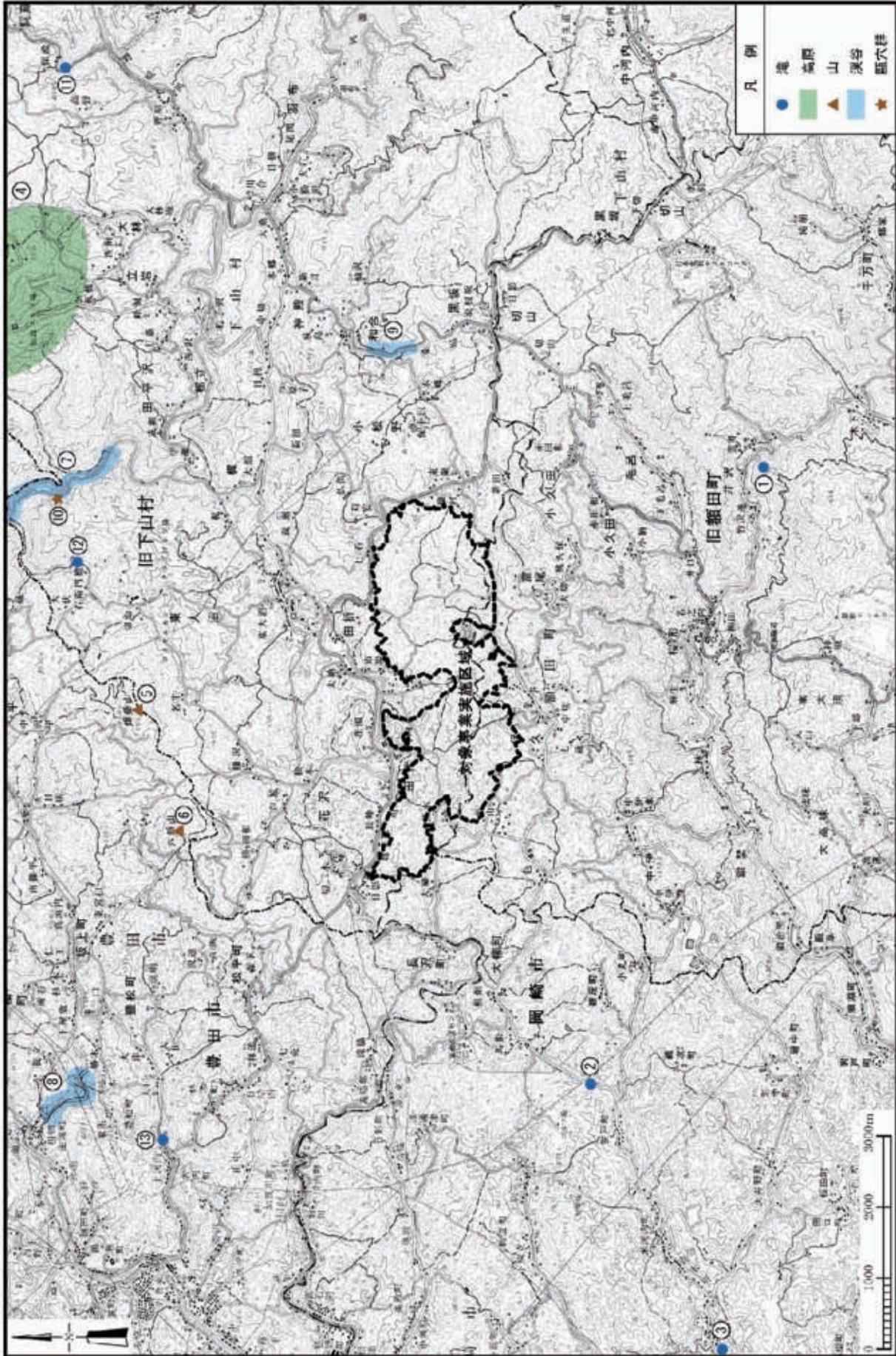
「日本の自然景観 東海版」(平成元年 環境庁)によると、対象事業実施区域周囲には、矢作川の支流が多く存在し、それらの滝及び溪谷が景観資源としてあげられています。また、対象事業実施区域の北側では、炮烙山、六所山及び三河高原の山地・高原が景観資源としてあげられています。このうち、炮烙山からは対象事業実施区域及びその周辺が眺望できます。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、これらの景観資源は存在しません。

表 3-40 景観資源の状況

番号	市名	地域・名称	眺望性	保護の現状	地域との関わり	広域的利用
1	岡崎市	大滝	近景	—	生活レベルの利用	一般観光
2		牛落滝	中景	—	学習の場	レクリエーション利用
3		本尊仏湧出の滝	近景	—	地域のシンボル	一般観光、レクリエーション利用
4	豊田市	三河高原	近景	愛知高原国定公園	生活レベルの利用	一般観光
5		炮烙山	遠景	愛知高原国定公園	地域のシンボル、学習の場	一般観光、レクリエーション利用、自然学習、自然探勝
6		六所山	遠景	愛知高原国定公園	地域のシンボル、学習の場	一般観光、レクリエーション利用、自然学習、自然探勝
7		下山溪谷	近景	愛知高原国定公園	学習の場	一般観光、レクリエーション利用、自然学習、自然探勝
8		玉滝溪谷	近景	愛知高原国定公園	地域のシンボル	一般観光、自然学習 自然探勝
9		羽佐の窪溪谷	近景	—	生活レベルの利用	一般観光、レクリエーション利用
10		下山溪谷の甌穴群	近景	愛知高原国定公園	生活レベルの利用、学習の場	レクリエーション利用、自然学習、自然探勝
11		保殿の七滝	近景	中部圏保全区域	生活レベルの利用	一般観光、レクリエーション利用
12		右衛門殿滝	近景	—	生活レベルの利用	—
13		夫婦滝	近景	—	地域のシンボル	一般観光、自然学習 自然探勝

出典：〔「日本の自然景観 東海版」(平成元年 環境庁)〕より作成



出典：〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 愛知県」（平成元年 環境庁）〕より作成

図 3-12 景観資源の分布状況

(イ) 人と自然との触れ合いの活動の場

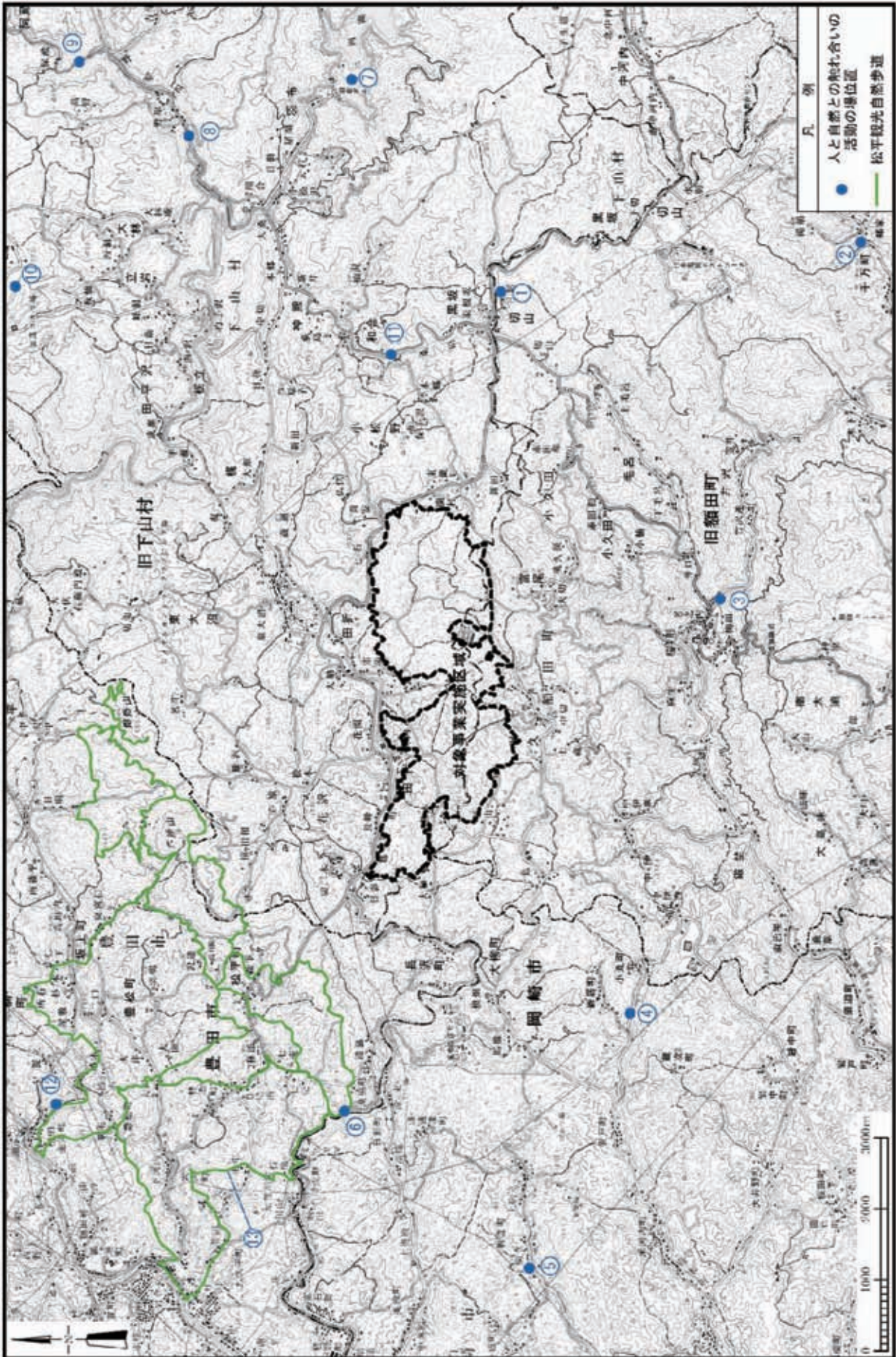
対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3-41 に、それらの分布状況は図 3-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域周囲には、矢作川の支流の渓谷及び滝等が多数存在し、観光スポット及び遊漁場及びキャンプ場等として親しまれています。また、対象事業実施区域北側には、歴史に触れながら、豊かな自然も楽しめる松平観光自然歩道が整備されています。

表 3-41 人と自然との触れ合いの活動の場

番号	市名	名称	状況
1	岡崎市	切山の杉	県指定天然記念物、アシウスギの仲間、根周12m、樹齢推定1000年。枝が垂れて下がり、一枝は地中に根をはり成木となっています。
2		千万町茅葺屋敷	昔ながらの農村風景を今に伝える茅葺き屋根の山村と都市との交流施設。近くに広がる棚田を使った農業体験や、そば打ちなど、様々な田舎体験イベントを開催しています。
3		かおれ渓谷	かおれ街道沿いにある渓谷で、春は桜、5月の鯉のぼり、夏の緑陰、秋の紅葉など自然が満喫できます。
4		牛落渓谷	昔は、大沼街道の最難所として知られた。今も密林に囲まれた幽深い境であり、谷底へ降りると一の滝から四の滝まで合計落差30mほどの滝を見ることができます。
5		駒立ぶどう狩	ぶどう狩りをはじめ、アスレチック、川遊び、バーベキューが楽しめる施設があります。
6		二畳ヶ滝	高さ30m幅7mにわたり、激流が畳状の岩盤を二条に別れて流れ落ちることから、この名があります。近くには、岡崎の街に初めて電気の灯をともした岩津水力発電所が、現在も運転を続けています。
7	豊田市	三河湖	三河湖は羽布ダムの建設により誕生した湖で、ダムは昭和38年に竣工し、矢作川下流の穀倉地帯へ農業用水を供給するもので、県下最大の農業用ダムです。貸しボート、栈橋、見晴らし台、ドライブコース、広い駐車場が整備されています。また、三河湖周辺には、ポプリアフト等が体験できる観光施設も存在します。
8		野原川	釣り大会も開催されるなど、シーズンになれば多くの人々にぎわう渓谷。
9		保殿の七滝	約300mにおよぶ溪流に様々な落差を持った七つの滝が存在します。
10		三河高原	三河高原は、愛知高原国定公園のほぼ中央に位置する標高600mのなだらかな高原であり、オートキャンプ場等が整備されています。
11		羽左の窪	バーベキューや溪流釣り、温泉が整備されている観光スポットの一つ。
12		王滝渓谷	巴川の支流・仁王川沿いの王滝渓谷は、1.8kmの距離を148mの落差で清流が流れる自然を満喫できるスポット。自然歩道が整備され、急流によってつくられた巨岩や怪石、王滝湖、山々の緑に映える赤い掛け橋など様々な表情で楽しませてくれます。
13		松平観光自然歩道	豊田市が松平地区周辺に設定した自然歩道。松平家の菩提寺・高月院、家康を祭った松平東照宮、ゆかりの品々が展示されている松平郷館など歴史に触れながら、豊かな自然も楽しめる魅力をもったコース設定となっています。

出典：〔「岡崎市観光協会ホームページ」（平成22年12月現在）、
「豊田市観光協会ホームページ」（平成22年12月現在）〕より作成



出典：〔「岡崎市観光協会ホームページ」（平成22年12月現在）、「豊田市観光協会ホームページ」（平成22年12月現在）〕より作成

図 3-13 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

(ウ) 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

岡崎市及び豊田市における指定文化財の概況は表 3-42 に示すとおりです。

岡崎市には、国指定の文化財が 29 件、愛知県指定の文化財が 37 件、岡崎市指定の文化財が 252 件存在します。また、豊田市には、国指定の文化財が 18 件、愛知県指定の文化財が 45 件、豊田市指定の文化財が 244 件存在します。対象事業実施区域及びその周囲の指定文化財の状況は表 3-43 に、それらの位置は図 3-14 に示すとおりです。対象事業実施区域の南側に岡崎市指定の有形民俗文化財である保久八幡宮舞台及び史跡である保久城主山下家墓所が、北側に豊田市指定の彫刻である木造阿弥陀如来坐像及び天然記念物である易往寺のクロガネモチ、花沢のケヤキが存在しますが、対象事業実施区域内にこれらの指定文化財は存在しません。

なお、対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の概要及びその位置は、表 3-44 及び図 3-15 に示すとおりです。対象事業実施区域内には、鎌倉時代から室町時代にかけての遺跡が確認されています。

表 3-42 指定文化財の概況（岡崎市、豊田市）

単位：件

種別	区分	岡崎市			豊田市		
		国指定	県指定	市指定	国指定	県指定	市指定
建築物		13	2	15	1	2	5
絵画		5	8	58	4	6	15
彫刻		3	6	47	1	4	25
工芸品		3	9	42	3	3	22
書跡・典籍・文書		1	1	21	3	3	12
考古資料			2	2	1	3	13
歴史資料				4			
無形文化財							2
無形民俗文化財			2	4	1	8	11
有形民俗文化財			2	7		2	17
史跡		3	3	24	2	4	24
名勝							1
天然記念物		1	2	28	2	10	97
計		29	37	252	18	45	244

出典：「岡崎市指定文化財目録」（岡崎市ホームページ（平成 22 年 12 月現在））、「豊田市指定・登録文化財一覧」（豊田市ホームページ（平成 22 年 12 月現在））より作成

表 3-43(1) 指定文化財の状況

番号	市名	指定別	種 別	名 称	指定年月日	備 考	
1	岡 崎 市	国	建 造 物	滝山寺三門	明34. 3. 27		
2				滝山寺本堂	明37. 2. 18		
3				滝山東照宮本殿、拝殿、幣殿、中門、鳥居、水屋（附 厨子、石柵、棟札、銅燈籠）	昭28. 11. 14		
4			彫 刻	木造観音菩薩・梵天・帝釈天立像	昭56. 6. 9		
5			天 然 記 念 物	岡崎ゲンジボタル発生地	昭10. 12. 24 昭47. 8. 25 （追加指定）	河川	
6		県	彫 刻	木造狛犬	昭32. 1. 12		
7				錫杖	昭33. 3. 29		
8			工 芸 品	孔雀文磬	昭33. 3. 29		
9				木造菩薩面（付4点）	昭60. 7. 12		
10			無形民俗文化財	滝山寺鬼祭り	昭29. 3. 12	滝町	
11				千万町の神楽	昭39. 3. 23	千万町町	
12			有形民俗文化財	大川神明宮の舞台	昭51. 11. 1		
13			天 然 記 念 物	切山の大スギ	昭43. 11. 4		
14			市	建 造 物	日吉山王社本殿	平18. 12. 21	
15					絵 画	絹本着色方便法身尊影	昭35. 6. 10
16				曼荼羅仏絵図		昭45. 1. 10	
17				絹本着色当麻曼荼羅絵		昭47. 7. 5	
18				彫 刻	延命地藏菩薩	昭45. 1. 10	
19		木造烏枢沙摩明王立像			昭47. 7. 5		
20		木造仁王像			昭57. 9. 8		
21		木造十一面観音菩薩立像			昭59. 2. 10		
22		木造慈恵大師坐像			昭59. 2. 10		
23		木造日光・月光菩薩立像			昭59. 2. 10		
24		木造十二神将立像			平18. 12. 21		
25		木造天台大師坐像			平18. 12. 21		
26		木造毘沙門天立像			平18. 12. 21		
27		木造不動明王坐像			平18. 12. 21		
28		木造弁財天坐像			平18. 12. 21		
29		工 芸 品		鱧口	昭45. 1. 21		
30				位牌	昭47. 7. 5		
31				蒔絵曲枿	昭62. 7. 15		
32				鞍	平18. 12. 21		
33		書跡・典籍・文書		高階惟行・坂上惟伴連署田地寄進状	昭63. 11. 7		
34		有形民俗文化財		保久八幡宮舞台	平17. 9. 16		
35		史 跡		保久城主山下家墓所	昭45. 12. 1		
36				日近城跡	平 2. 7. 6		
37		天 然 記 念 物		石神のちょうせんがや	昭38. 5. 8		
38				須淵素盞鳴神社社叢	昭50. 3. 26	林野	
39				ゲンジボタル	昭58. 7. 14	旧額田町	

出典：〔「岡崎市指定文化財目録」（岡崎市ホームページ（平成22年12月現在））〕
より作成

表 3-43(2) 指定文化財の状況

番号	市名	指定別	種 別	名 称	指定年月日	備 考	
40	豊 田 市	国	史 跡	松平氏遺跡（松平氏館跡／松平城跡／大給城跡／高月院）	平12. 2. 4		
41		県	書跡・典籍・文書	伝道元筆跡	昭39. 3. 3		
42			無形民俗文化財	松平の棒の手	昭32.10. 4	松平町ほか	
43				絵 画	弁財天の図	昭47. 2.24	
44				彫 刻	木造松平親氏坐像	昭47. 2.24	
45					木造阿弥陀如来立像（附 胎内納入品一括）	平15.11. 4	
46			木造阿弥陀如来坐像		昭57. 4. 1		
47			工 芸 品	鱧口	昭54.10. 1		
48				陶製狛犬	平 8. 3. 1		
49				陶製狛犬	平12.12.25		
50			書跡・典籍・文書	高月院文書	昭47. 2.24		
51				妙昌寺文書	昭47. 2.24		
52				松平元康制札	昭47. 2.24		
53			考 古 資 料	有舌尖頭器	昭54.10. 1		
54			無形民俗文化財	大沼雅楽	昭52.12.20	大沼町	
55				下山村の三河万歳	昭52.12.20	羽布町	
56				黒坂の祭り囃子（巴太鼓）	昭63. 4. 1	黒坂町	
57			有形民俗文化財	六所神社舞台	昭48. 2.15		
58				野風炉	昭47. 2.24		
59			史 跡	松平城山城跡	昭51. 3. 3		
60			天 然 記 念 物	白山神社のスギ	昭57. 4. 1		
61				白山神社のスギ	昭57. 4. 1		
62				白山神社のヒノキ	昭57. 4. 1		
63				吉平のヒイラギ	昭57. 4. 1		
64				易往寺のクロガネモチ	昭57. 4. 1		
65				等順寺のイチョウ	昭57. 4. 1		
66				白山神社のタブノキ	昭63. 4. 1		
67				花沢のケヤキ	平 1. 4. 1		
68				大林のケヤキ	平 2.10. 1		
69				羽布のカヤ	平 2.10. 1		
70				小松野のカヤ	平 2.10. 1		
71				平瀬のヒノキ	平11. 4. 1		
72				大林のヤマザクラ	平12.12.25		
73		ウシモツゴ		平 4. 3.30	地域指定なし		
74	カワバタモロコ	平 4. 3.30		地域指定なし			

出典：〔「豊田市指定・登録文化財一覧」（豊田市ホームページ（平成22年12月現在））〕
より作成

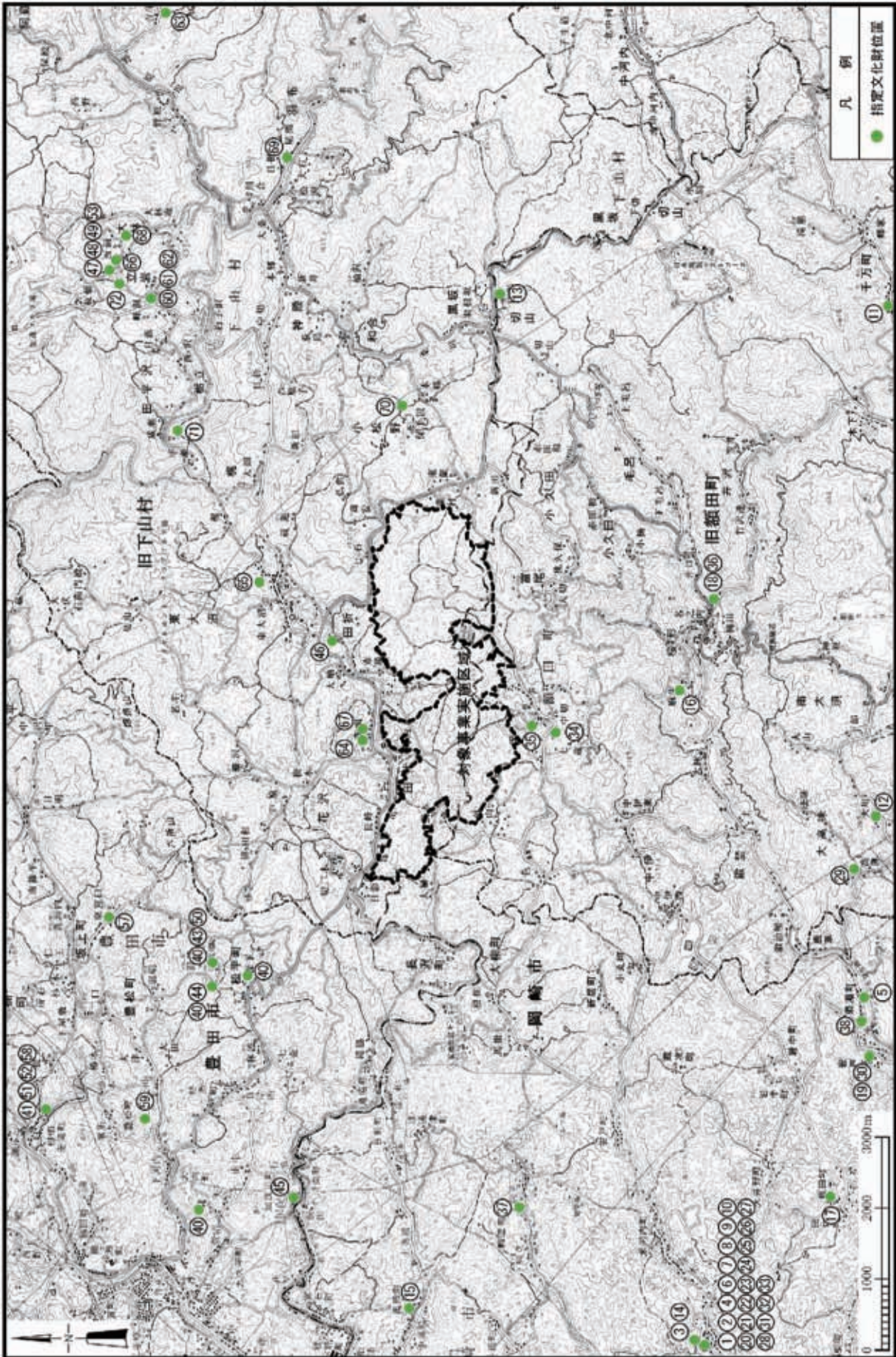
表 3-44(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	市名	種別	遺跡名	時代	遺跡の概況等	備考
1	岡崎	城館跡	宮石城跡	中世	曲輪、土塁、堀、井戸	
2		城館跡	日影城跡	中世	曲輪	
3		散布地	滝山寺遺跡	中世	瓦、中世陶器	
4		古銭出土地	日影古銭出土地	中世	古銭、中世陶器	滅失
5		城館跡	岩戸城跡	中世(戦国)		
6		散布地	保久遺跡	室町	山茶碗	
7		城館跡	保久城跡	鎌倉～室町		
8		城館跡	大林城跡	室町		
9		城館跡	麻生古城跡	室町		
10		城館跡	麻生城跡(松平)	室町		
11		城館跡	日近城跡	室町		
12		墳墓	福塚古墓	室町		滅失
13		古窯跡	保久古窯跡	中世		
14		陣屋跡	石川陣屋跡	江戸		
15		塚	七人塚	室町		
16		塚	十三塚	不明		
17		城館跡	富尾城跡	中世		
18		城館跡	土城跡	中世		
19	豊田	散布地	八升蒔遺跡	縄文(後)	条痕文土器、石鏃	
20		経塚	高瀬経塚	江戸	廻国供養塔、一字一石経	
21		城館跡	鼻ヶ城跡	室町	曲輪	
22		城館跡	松平城山城	室町	曲輪、土塁、石垣、堀等	
23		集落跡	王滝遺跡	弥生	岩陰遺跡、炉跡、弥生土器	滅失
24		集落跡	三本松遺跡	縄文(晩)	竪穴住居、縄文土器、石器	部分滅失
25		集落跡	三斗目遺跡	縄文(後)	竪穴住居、配石遺構、縄文土器	部分滅失
26		散布地	高樋遺跡	縄文(後)	縄文土器、石器	部分滅失
27		散布地	薬師嶽遺跡	縄文(後)	縄文土器	
28		城館跡	九久平城跡	江戸		滅失
29		城館跡	大給城跡	室町	曲輪、堀、土塁、石垣等、遺構完存	
30		墳墓	下河内古墓	鎌倉	平石塔、一石五輪塔、石地藏	
31		城館跡	松平氏館跡	室町～明治	石垣、堀	
32		墳墓	在原氏墓所	室町	五輪塔、宝篋印塔	
33		墳墓	松平氏墓所	室町	宝篋印塔	
34		城館跡	松平城跡	室町	曲輪、堀	
35		散布地	六所山遺跡	鎌倉	山茶碗、小皿	
36		陣屋跡	滝脇陣屋跡	江戸		
37		散布地	滝脇遺跡	縄文(後・晩)	縄文土器、石器	
38		城館跡	中垣内古屋敷跡	中世		滅失
39		城館跡	林添館跡	室町		滅失
40		散布地	天下峯遺跡	縄文(晩)	条痕文土器	
41		城館跡	上脇日影城跡	室町		
42		散布地	石ノ塔遺跡	縄文	磨製石斧、石鏃、石ヒ	
43		散布地	栗木遺跡	縄文	石皿	
44		散布地	番丈木遺跡	縄文	磨製石斧	
45		散布地	花ノ木遺跡	先土器、縄文(前)	有舌尖頭器、縄文土器(前)	
46		散布地	半ノ木B遺跡	縄文(中・後)、弥生	縄文土器、弥生土器	

表 3-44(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

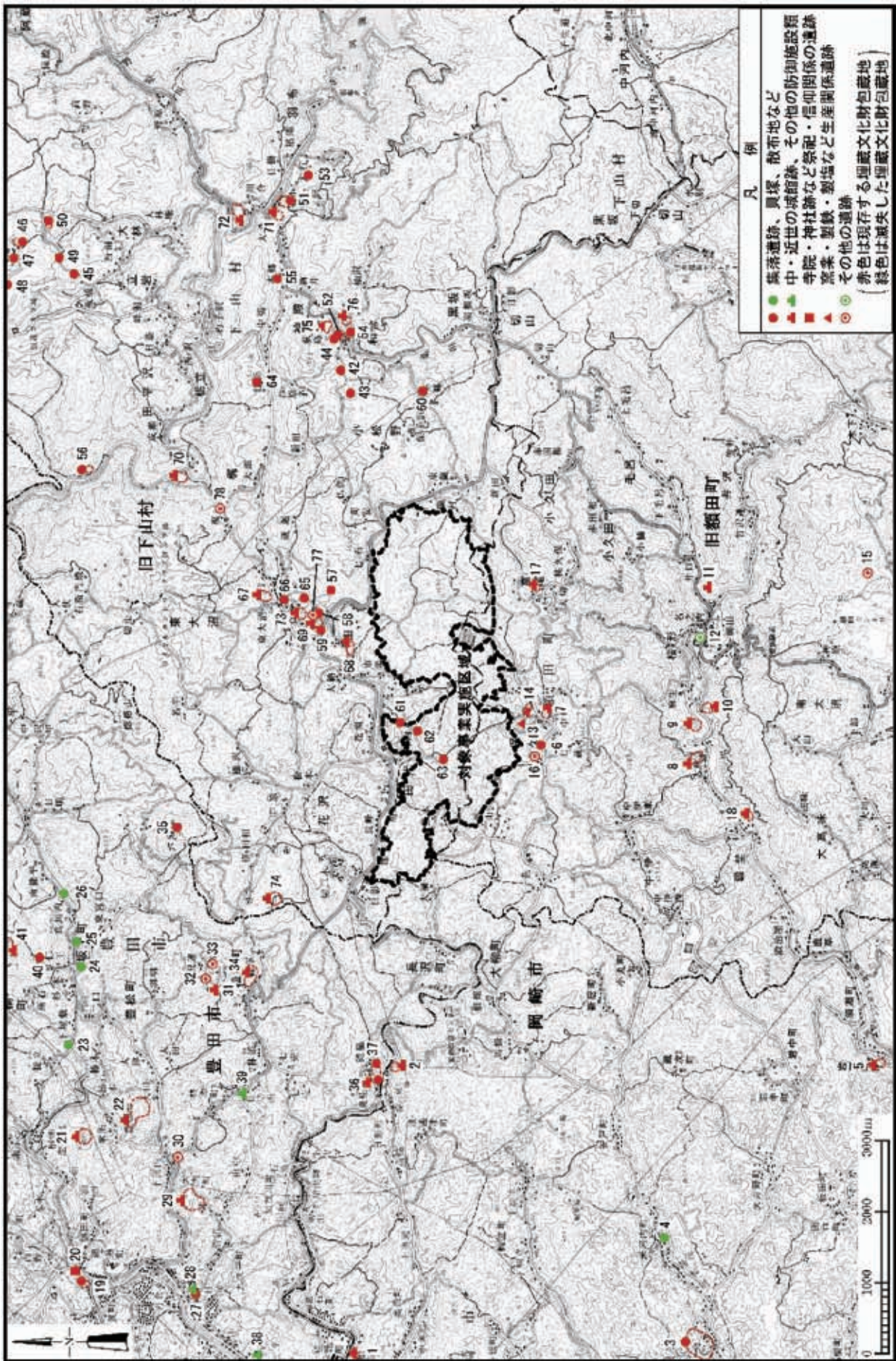
番号	市名	種別	遺跡名	時代	遺跡の概況等	備考
47	豊 田 市	散布地	半ノ木D遺跡	縄文	縄文土器、石鏃	
48		散布地	ハチハタ遺跡	縄文、鎌倉	磨製石斧、山茶碗	
49		散布地	苜返遺跡	平安～鎌倉	灰釉陶器	
50		散布地	大田遺跡	縄文(前～晩)	縄文土器、打製石斧、石錘	
51		散布地	金出島遺跡	縄文(中)	縄文土器、打製石斧、石鏃、石ヒ	
52		散布地	日向遺跡	縄文	縄文土器、打製石斧、磨製石斧、石棒	
53		散布地	岡ノ平遺跡	縄文	磨製石斧	
54		散布地	田影遺跡	縄文	磨製石斧	
55		散布地	東本郷遺跡	先土器、縄文	縄文土器、磨製石斧	
56		散布地	外山遺跡	縄文(早・後)、弥生	縄文土器、石鏃、弥生土器	
57		散布地	大萩遺跡	平安～鎌倉	須恵器、灰釉陶器、山茶碗	
58		散布地	代官屋敷A遺跡	縄文	磨製石斧	
59		散布地	代官屋敷B遺跡	室町	山茶碗	
60		散布地	宮下遺跡	縄文、鎌倉、室町	磨製石斧、石鏃、土師器、山茶碗、小皿、内耳鍋	
61		散布地	神谷上切遺跡	鎌倉～室町	灰釉壺、小皿、山茶碗	
62		散布地	中坂佐後遺跡	室町	山茶碗、小皿	
63		散布地	道山遺跡	鎌倉～室町	灰釉碗、山茶碗、小皿	
64		散布地	菖蒲田遺跡	弥生	条痕文系土器、土師器	
65		散布地	蒲生遺跡	平安～鎌倉	土師器、須恵器、山茶碗、内耳鍋	
66		散布地	越田和遺跡	縄文(早・後)、平安、鎌倉	縄文土器、土師器、須恵器、山茶碗	
67		城館跡	大沼城跡	室町		
68		城館跡	田代城跡	室町		
69		城館跡	代官屋敷跡	室町		
70		城館跡	孫根城跡	室町		
71		城館跡	大桑城跡	室町		
72		城館跡	羽布城跡	室町		
73		城館跡	蒲生城跡 (代官屋敷城)	室町		
74		屋敷跡	花沢古屋敷跡	江戸		
75	屋敷跡	和合古屋敷1遺跡	江戸			
76	屋敷跡	和合古屋敷2遺跡	江戸			
77	墳墓	代官屋敷古墓	室町			
78	墳墓	坂口古墓	室町			

出典：〔「愛知県遺跡地図(Ⅱ) 知多・西三河地区(遺跡地名表)」(平成7年 愛知県教育委員会)〕
より作成



出典：〔「岡崎市指定文化財目録」（岡崎市ホームページ（平成22年12月現在））、「豊田市指定・登録文化財一覧」（豊田市ホームページ（平成22年12月現在））より作成〕

図3-14 指定文化財の分布状況



出典：〔「愛知県遺跡地図(Ⅱ) 知多・西三河地区(遺跡地名表) (平成7年 愛知県教育委員会) 〕より作成

図 3-15 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

(2) 社会的状況

ア 人口及び産業の状況

(ア) 人口

岡崎市及び豊田市における平成18年から平成22年の人口及び世帯数は、表3-45に示すとおりです。

平成22年における岡崎市の人口（総数）は376,120人、世帯数は146,941世帯であり、世帯数は年々増加していますが、人口は前年からわずかに減少しています。また、平成22年における豊田市の人口（総数）は422,960人、世帯数は164,877世帯であり、人口及び世帯数ともに年々増加しています。

表3-45 人口及び世帯数の推移

市名	年	人口(人)			世帯数 (世帯)
		総数	男	女	
岡崎市	平成18年	367,850	185,452	182,398	138,706
	平成19年	371,413	187,548	183,865	141,815
	平成20年	375,067	189,605	185,462	145,040
	平成21年	376,220	190,067	186,153	146,402
	平成22年	376,120	189,667	186,453	146,941
豊田市	平成18年	412,207	215,311	196,896	153,603
	平成19年	416,243	217,605	198,638	157,430
	平成20年	420,816	220,424	200,392	162,034
	平成21年	422,865	221,345	201,520	164,040
	平成22年	422,960	220,938	202,022	164,877

注：各年4月1日現在

出典：「岡崎市ホームページ」（平成22年12月現在）、
「豊田市統計書 平成17年度版」（平成18年 豊田市）、
「豊田市統計書 平成18年度版」（平成20年 豊田市）、
「豊田市統計書 平成19年度版」（平成21年 豊田市）、
「豊田市統計書 平成20年度版」（平成22年 豊田市）、
「豊田市ホームページ」平成22年12月現在)

より作成

(イ) 産業

岡崎市及び豊田市における平成12年及び平成17年の産業大分類別就業者数は、表3-46に示すとおりです。

岡崎市では第3次産業の割合が最も多く、平成12年と平成17年を比較しますと、第3次産業の割合は増加していますが、第1次・第2次産業の割合は減少しています。

豊田市では第2次産業の割合が最も多く、平成12年と平成17年を比較しますと、第3次産業の割合は増加していますが、第1次・第2次産業の割合は減少しています。

表 3-46 産業大分類別就業者数

市名	年次	総数 (人)	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)	産業別割合 (%)		
						第1次産業	第2次産業	第3次産業
岡崎市	平成12年	181,595	3,797	77,886	99,603	2.1	42.9	54.8
	平成17年	190,571	3,637	77,322	107,202	1.9	40.6	56.3
豊田市	平成12年	212,003	5,270	107,861	96,636	2.5	50.9	45.6
	平成17年	218,366	5,338	106,181	102,872	2.4	48.6	47.1

注：総数には、「分類不能の産業」を含む。産業別割合は、表中の総数及び分類別の就業者数より算出した。

出典：〔「国勢調査」（平成12年、平成17年 総務省）〕より作成

イ 土地利用の状況

(ア) 土地利用の状況

岡崎市及び豊田市における平成20年の地目別土地面積は、表3-47に示すとおりです。

岡崎市では森林が60.2%、豊田市では森林が68.3%を占めており、岡崎市及び豊田市とも市の6割以上を森林が占めています。

表3-47 地目別土地面積

市名	単位	行政面積	農用地	森林	原野	水面河川水路	道路	宅地	その他
岡崎市	ha	38,724	3,483	23,318	—	1,667	2,257	4,420	3,579
	%	100.0	9.0	60.2	—	4.3	5.8	11.4	9.2
豊田市	ha	91,847	7,007	62,721	—	2,843	3,884	6,276	9,114
	%	100.0	7.6	68.3	—	3.1	4.2	6.8	9.9

注：四捨五入の関係で、行政面積と地目別の面積の合計が一致しない、あるいは比率の合計が100%にならない場合がある。

出典：〔「土地に関する統計年報 平成21年版」（平成22年 愛知県）〕より作成

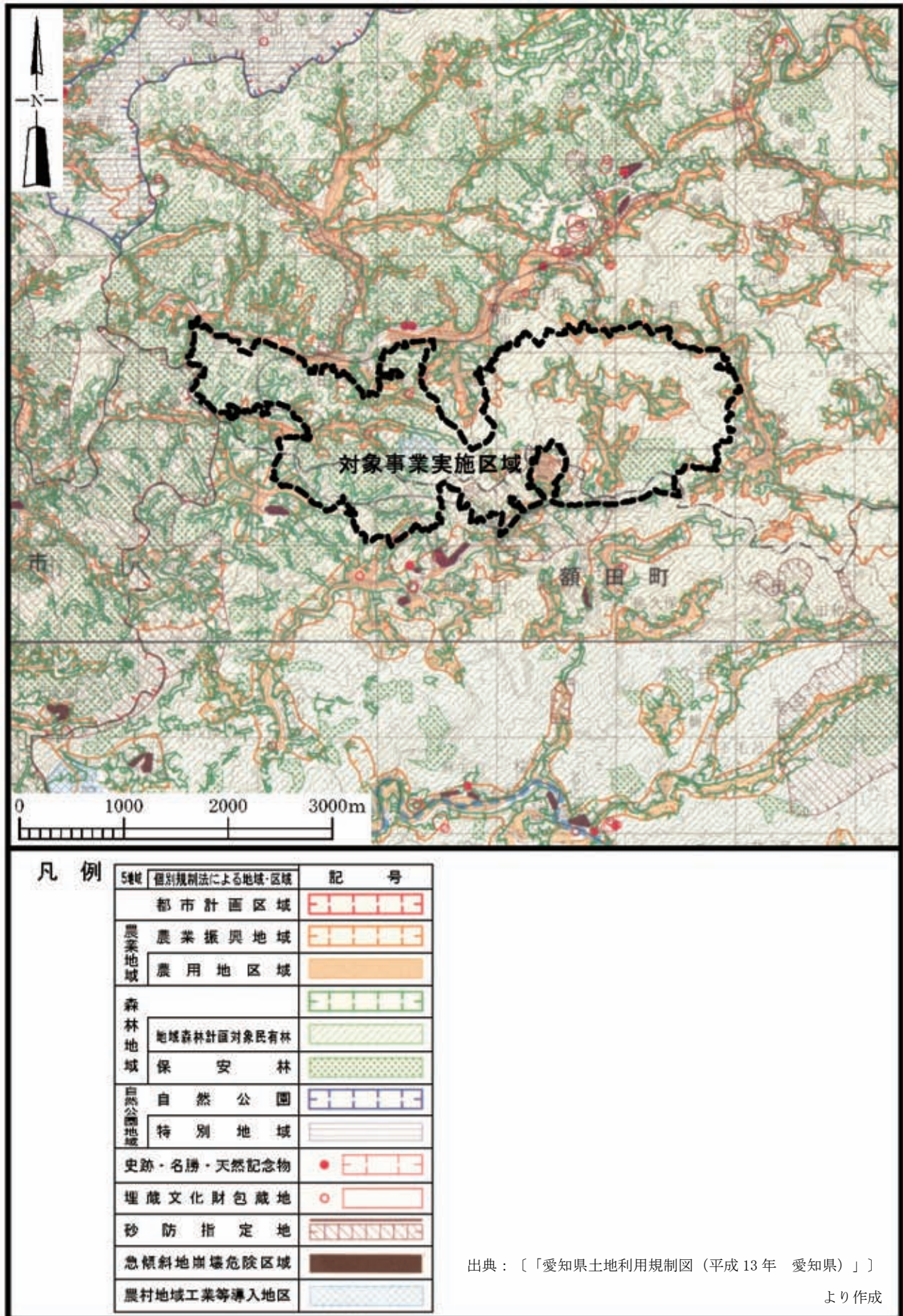
(イ) 土地利用区分

対象事業実施区域及びその周囲における平成13年の土地利用区分の状況は、図3-16に示すとおりです。

対象事業実施区域は、農業地域または森林地域に区分されており、対象事業実施区域の一部に保安林が存在します。

なお、対象事業実施区域は、都市計画区域以外の地域ですが、対象事業実施区域の西側に隣接する旧岡崎市及び旧豊田市の区域は、都市計画区域の市街化調整区域となっています。

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況



出典：〔「愛知県土地利用規制図（平成13年 愛知県）」〕

より作成

図 3-16 土地利用区分の状況

ウ 河川、湖沼及び地下水の利用の状況

(ア) 河川の利用状況

対象事業実施区域は矢作川流域に位置します。

対象事業実施区域の北側では郡界川が西へ流れ、巴川と合流した後、矢作川へと注いでいます。また、対象事業実施区域の南側では保久川が南西へ流れ、乙川と合流した後、矢作川へと注いでいます。

対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の設定状況は、表 3-48 及び図 3-17 に示すとおりです。

また、「国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所ホームページ」によると、郡界川及び乙川は農業用水として利用されており、郡界川には水力発電所も設置されています。

表 3-48 漁業権の設定状況

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業種類及び漁業名称
14	矢作川漁業協同組合	岡崎市、豊田市 矢作川、籠川、御船川、飯野川、 犬伏川、木瀬川、阿摺川、田代川、 介木川、阿妻川	第5種 あゆ、あまご（あめのうお）、こ い、ふな、おいかわ（しらはえ）、 うぐい、うなぎ漁業
15	巴川漁業協同組合	岡崎市、豊田市 巴川、滝川、仁王川、菅生川、 郡界川、足助川、怒田沢川、 神越川、金蔵連川、田尻川、 大見川、野原川、宇連野川、 大桑川	第5種 あゆ、あまご（あめのうお）、に じます、こい、ふな、おいかわ（し らはえ）、うぐい、うなぎ漁業
18	岡崎市漁業協同組合	岡崎市 乙川	第5種 あゆ、こい、ふな、おいかわ（し らはえ）、うなぎ漁業
19	男川漁業協同組合	岡崎市 乙川、大高味川、大法川、男川、 青木川、夏山川、鹿勝川、鳥川、 乙女川、河原川、雨山川、庄野川、 田原坂川、保久川、毛呂川	第5種 あゆ、あまご（あめのうお）、こ い、ふな、おいかわ（しらはえ）、 うなぎ漁業

出典：〔「漁業権一覧表 平成16年1月1日現在」（愛知県農林水産部水産課）〕より作成

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

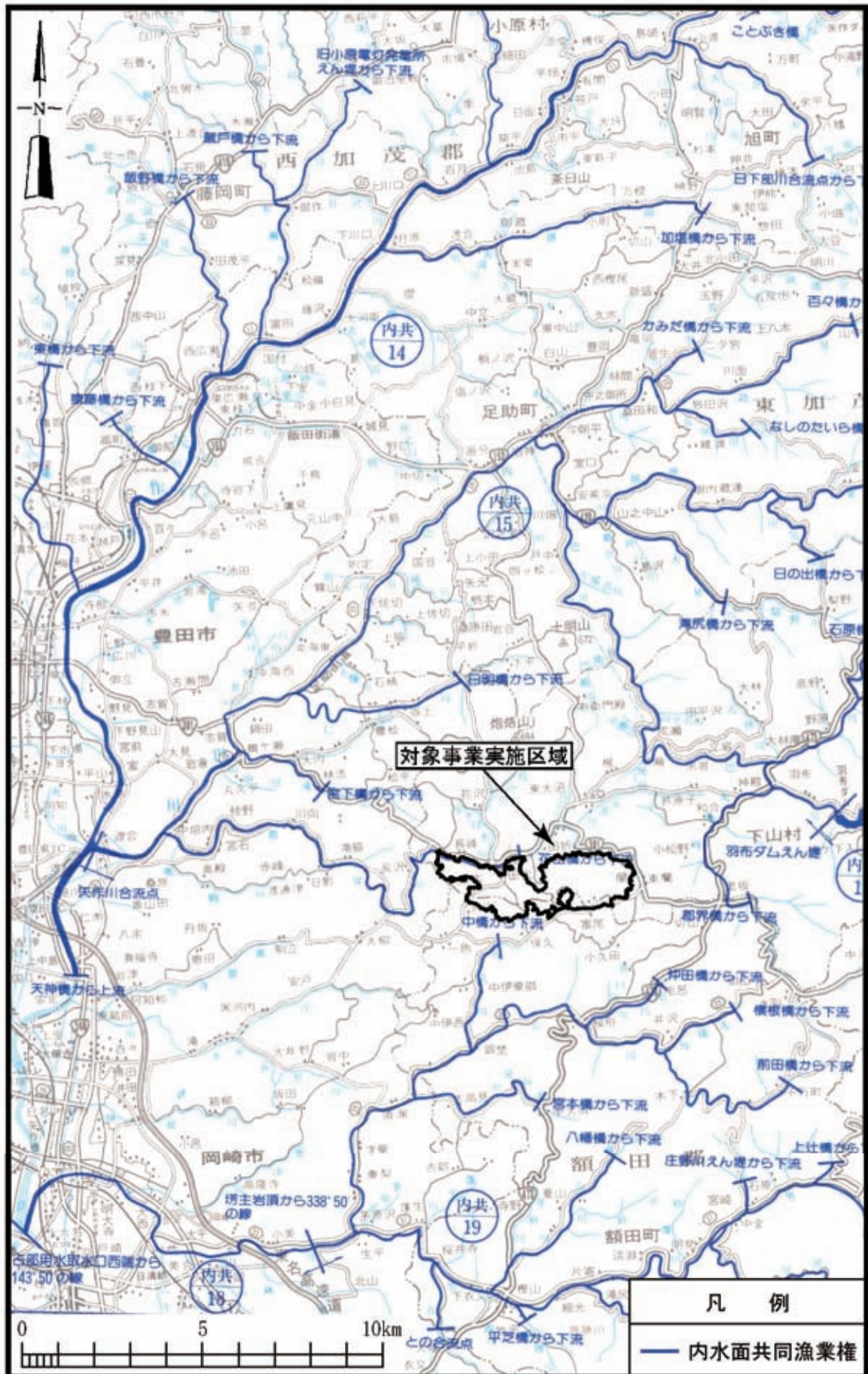


図 3-17 漁業権の設定状況

出典：〔「漁業権一覧表 平成 16 年 1 月 1 日現在」(愛知県農林水産部水産課)〕より作成

(イ) 地下水の利用状況

岡崎市及び豊田市を含む西三河^(注)における用途別の地下水採取量の経年変化は、表 3-49 に示すとおりです。なお、地下水採取量は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）による採取量報告の集計値であり、揚水機の吐出口の断面積が 19cm² を超える(家庭用は除きます)井戸を対象としています。

平成 21 年の西三河における地下水採取量は、201 千 m³/日であり、用途別には上水道用 42%、工業用 39%となっています。経年的には、減少傾向にあります。

(注) 西三河とは、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡（一色町、吉良町、幡豆町）、額田郡幸田町及び西加茂郡三好町（現在のみよし市）を対象としています。旧額田町及び旧下山村は、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の水量測定器の設置に係る区域とはなっていません。

表 3-49 西三河における用途別地下水採取量経年変化

用途	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年度	
	採取量		採取量		採取量	
	千 m ³ /日	百万 m ³ /年	千 m ³ /日	百万 m ³ /年	千 m ³ /日	百万 m ³ /年
工業用	98	36	92	34	79	29
建築物用	23	8	23	8	18	7
農業用	4	1	4	1	4	1
水産養殖用	15	5	15	5	15	5
上水道用	86	31	87	32	85	31
計	225	81	221	80	201	73

注：1 日当たりの採取量は年間採取量を暦日で割ったもの。

出典：（「環境省全国地盤環境ディレクトリ（平成 20 年度版）」
（環境省ホームページ（平成 22 年 12 月現在））、
「平成 21 年度地盤沈下調査結果」（平成 22 年 愛知県）より作成

エ 交通の状況

対象事業実施区域周囲における平成 17 年度の交通量は表 3-50 に、主要道路及び交通量調査地点の位置は図 3-18 に示すとおりです。

対象事業実施区域の北側を東西に国道 301 号が、東側を北東から南西に国道 473 号が通っています。また、それらを結ぶように主要地方道及び一般県道が通っています。

対象事業実施区域近傍に位置する国道 301 号の豊田市花沢町小御堂地点における 12 時間の自動車交通量は、平日で 3,913 台、休日で 4,934 台となっています。

表 3-50 主要道路における交通量の状況

単位：台

番号	路線名	観測地点	12 時間自動車交通量	
			平日	休日
1	国道 473 号	豊田市大桑字鼻	1,494	2,474
2	国道 473 号	岡崎市夏山町柿平	609	733
3	国道 301 号	豊田市花沢町小御堂	3,913	4,934
4	国道 301 号	豊田市鶉ヶ瀬町字桐山	8,158	9,044
5	岡崎設楽線	岡崎市井沢町大東	509	588
6	岡崎設楽線	岡崎市鍛埜町日影	2,103	1,960
7	岡崎足助線	豊田市鍋田町	2,907	4,604
8	足助下山線	豊田市大沼町	2,486	4,094
9	菅沼平瀬線	豊田市	968	1,405
10	東大見岡崎線	豊田市	3,186	1,722
11	作手善夫大沼線 (善夫東大沼線)	豊田市大沼町	293	1,172
12	大沼足助線 (東大沼足助線)	豊田市梶町横大	340	286
13	坂上花沢線	豊田市	968	1,405
14	坂上大内線	豊田市豊松町	1,031	817
15	松平志賀中金線	豊田市古瀬間町	1,348	1,506
16	蘭鍛埜線 (東蘭鍛埜線)	岡崎市	591	452
17	東大見岡崎線	岡崎市安戸町字ノリコシ	2,208	3,765
18	南大須鴨田線	岡崎市米河内町字三千石	2,320	1,825

注：1. 12 時間自動車交通量とは、午前 7 時から午後 7 時までの交通量を示す。

2. 路線名の括弧内は、出典に記載の旧路線名を示す。

出典：〔「平成 17 年度 全国道路交通情勢調査 交通量調査表 愛知県」
(平成 18 年 愛知県)〕より作成

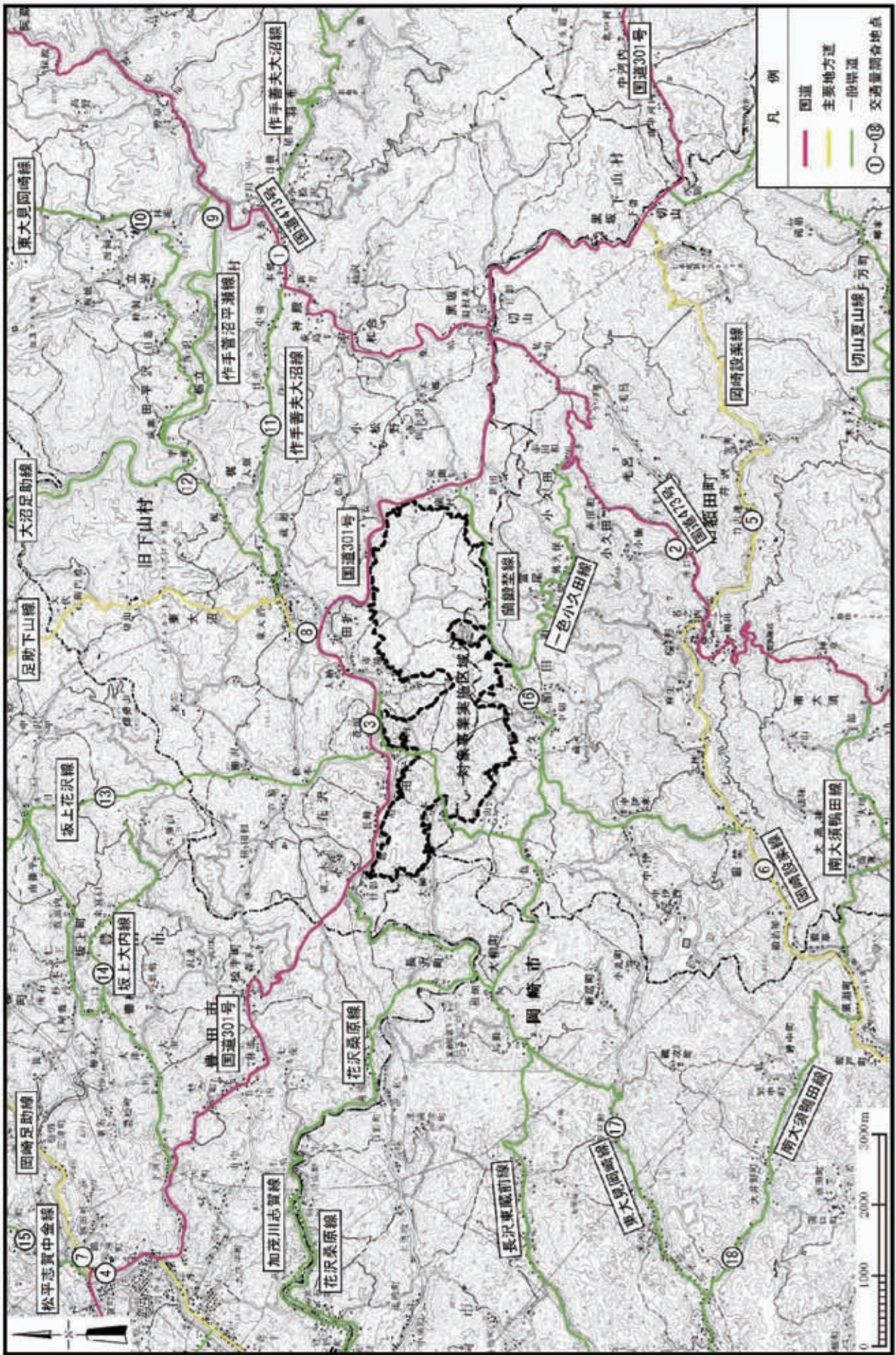


図 3-18 主要道路及び交通量調査地点の位置

オ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(ア) 学校、病院等の状況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表3-51に、それらの配置の状況は図3-19に示すとおりです。

対象事業実施区域に近い施設としては、岡崎市保久町に下山保育所と下山小学校が、豊田市下山田代町に花山小学校が位置しています。

表 3-51(1) 環境の保全上配慮すべき施設（保育所、学校等）

番号	施設の区分	市	施設の名称
1	保育所	岡崎市	下山保育園
2		岡崎市	形埜保育園
3		豊田市	松平こども園
4		豊田市	豊松こども園
5		豊田市	大沼こども園
6		豊田市	東部こども園
7	幼稚園	豊田市	大和幼稚園／松平大和幼稚園
8	小学校	岡崎市	恵田小学校
9		岡崎市	下山小学校
10		岡崎市	形埜小学校
11		岡崎市	常盤南小学校
12		岡崎市	常盤東小学校
13		豊田市	岩倉小学校
14		豊田市	九久平小学校
15		豊田市	豊松小学校
16		豊田市	滝脇小学校
17		豊田市	花山小学校
18		豊田市	大沼小学校
19	豊田市	巴ヶ丘小学校	
20	中学校	岡崎市	常盤中学校
21		豊田市	松平中学校
22		豊田市	下山中学校
23	高等学校	豊田市	松平高校

出典：「iタウンページ」（平成22年12月現在）より作成

表 3-51(2) 環境の保全上配慮すべき施設（病院、診療所等）

番号	施設の区分	市	施設の名称
1	一般診療所	岡崎市	額田北部診療所
2		豊田市	柴田医院
3		豊田市	下山クリニック
4		豊田市	高橋医院
5	歯科診療所	豊田市	おぎの歯科医院
6		豊田市	藤歯科医院
7		豊田市	荻野歯科
8	保健福祉センター	豊田市	下山保健福祉センター まどいの丘
9	有料老人ホーム	岡崎市	喜楽の里
10		岡崎市	ゴールドピアおかざき

出典：「iタウンページ」（平成22年12月現在）より作成

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

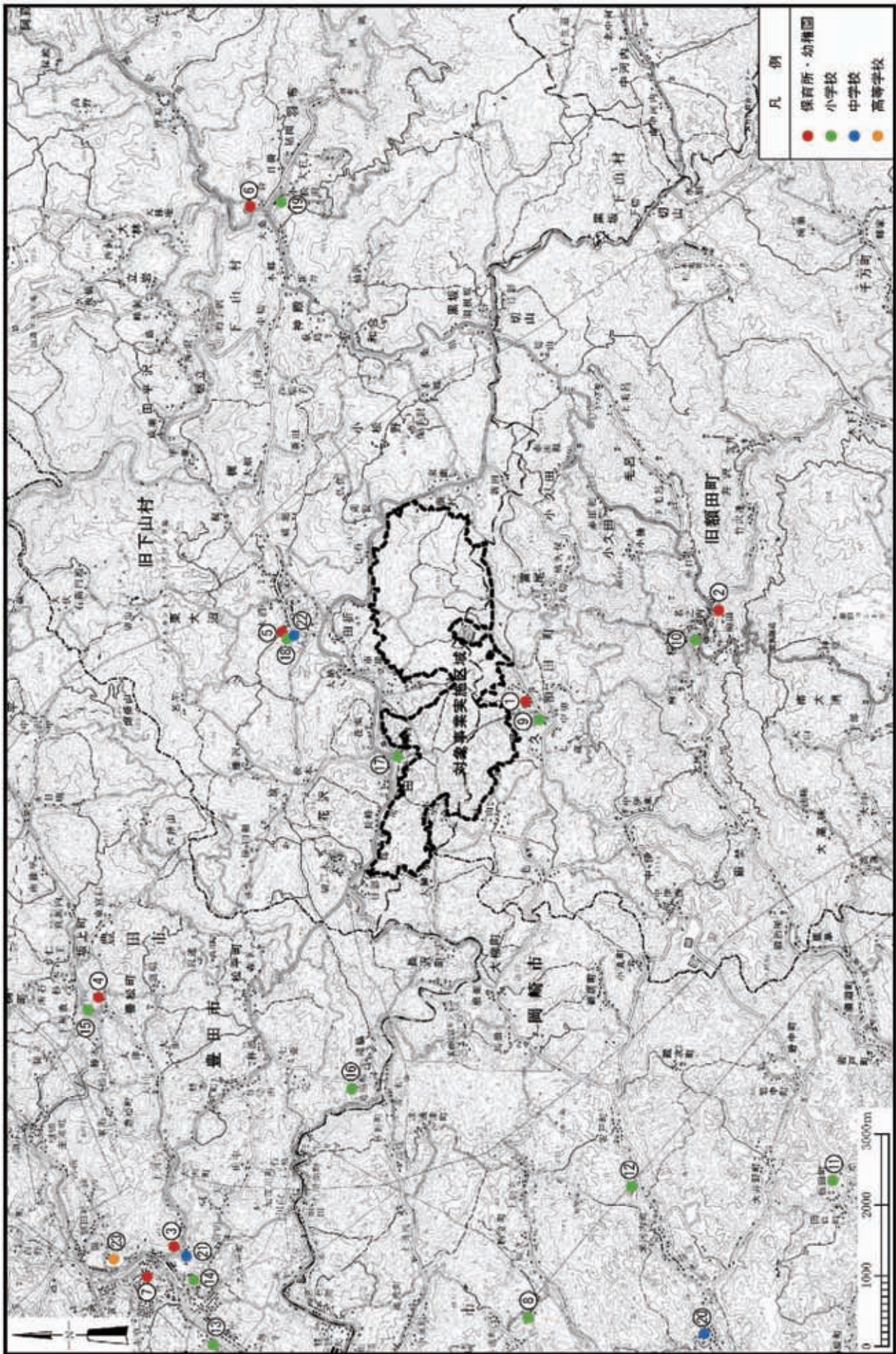


図 3-19(1) 環境の保全上配慮すべき施設（保育所、学校等）の配置の状況

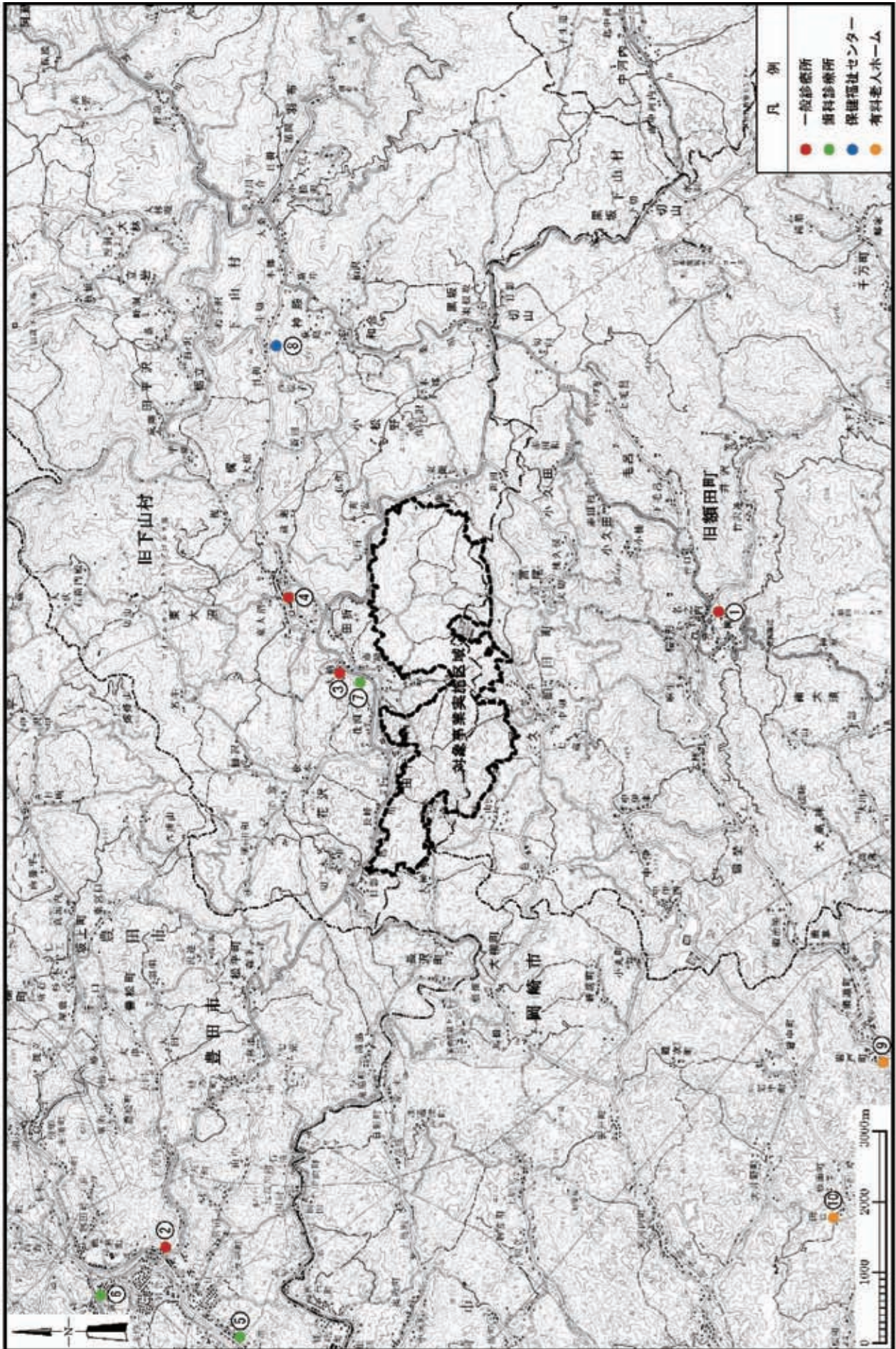


図 3-19 (2) 環境の保全上配慮すべき施設（病院及び診療所等）の配置の状況

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

(イ) 集落及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における住宅の配置の概況は図 3-20 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、集落が点在しており、特に国道 301 号沿いに多くなっています。

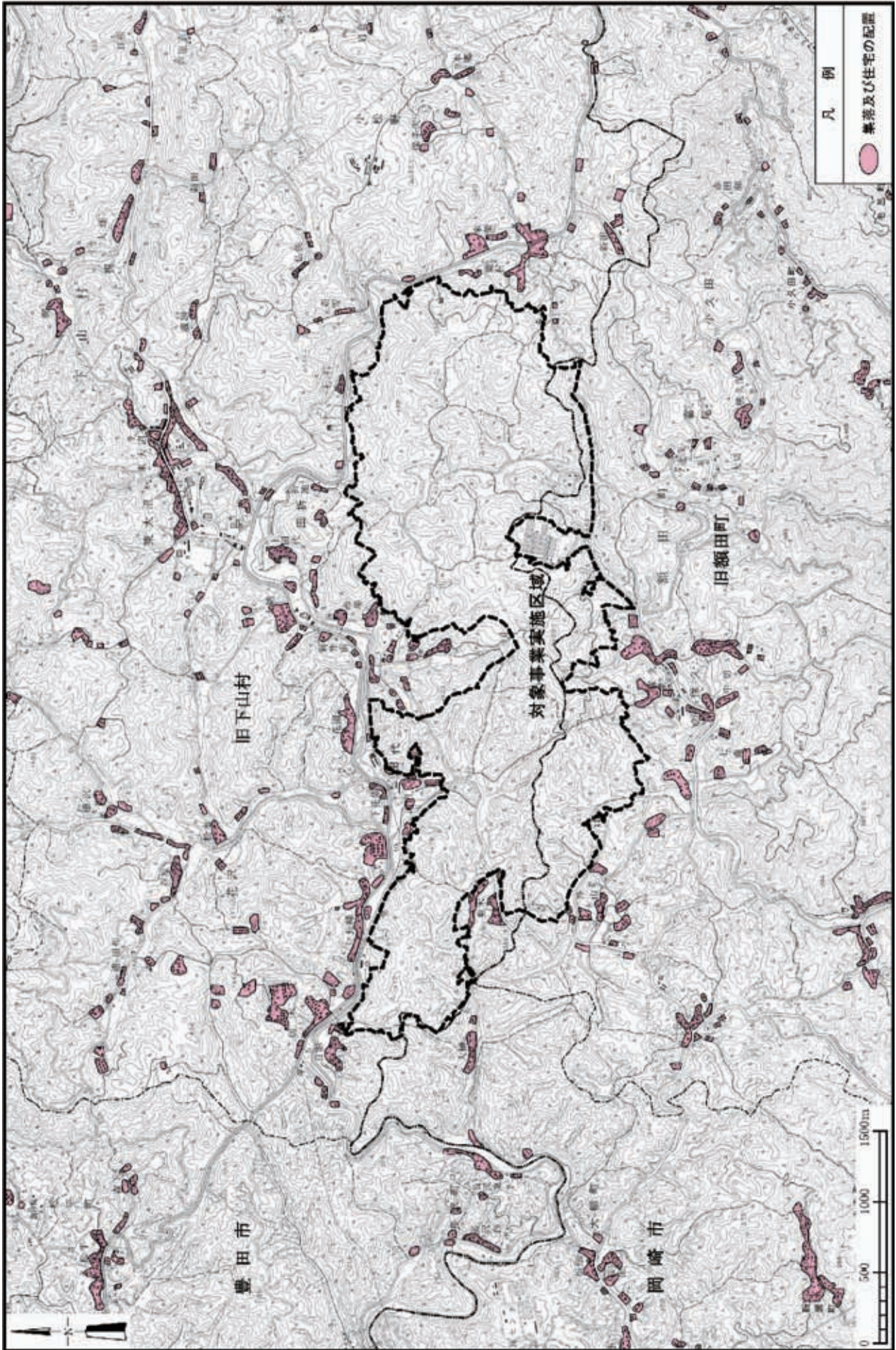


図 3-20 集落及び住宅の配置の概況

カ 下水道の整備の状況

岡崎市及び豊田市における平成 21 年度末の汚水処理人口普及率等の状況は、表 3-52 に示すとおりです。

岡崎市では、汚水処理人口普及率は 93.2%であり、下水道整備率 84.1%、農業集落排水等整備率 2.8%、合併処理浄化槽等普及率 6.3%、コミプラ普及率 0.0%となっています。また、豊田市では、汚水処理人口普及率は 79.3%であり、下水道整備率 65.0%、農業集落排水等整備率 2.7%、合併処理浄化槽等普及率 11.3%、コミプラ普及率 0.2%となっています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺においては、下水道は整備されていません。

表 3-52 汚水処理人口普及率等の状況（平成 21 年度末）

項目		単位	岡崎市	豊田市
住民基本台帳人口		人	365,486	408,191
汚水処理人口		人	340,774	323,807
汚水処理人口普及率		%	93.2	79.3
下水道	処理人口	人	307,544	265,487
	整備率	%	84.1	65.0
農業集落排水等	整備人口	人	10,268	11,217
	整備率	%	2.8	2.7
合併処理浄化槽等	設置済人口	人	22,962	46,240
	普及率	%	6.3	11.3
コミプラ	処理人口	人	0	863
	普及率	%	0.0	0.2

注：住民基本台帳人口は、平成 22 年 3 月 31 日現在の値である。

出典：〔「平成 22 年度 愛知の下水道（資料編）」（愛知県ホームページ（平成 22 年 12 月））〕より作成

キ 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

対象事業実施区域及びその周囲における環境関係法令等による規制等の状況は、表3-53に示すとおりです。

表 3-53(1) 環境関係法令等による規制等の状況一覧

区 分		指定状況及び規制基準の内容	参照図・表
環境基本法に基づく 環境基準	大気汚染	大気汚染に係る環境基準 二酸化窒素に係る環境基準 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準	表3-54
	騒音	騒音に係る環境基準 対象事業実施区域及びその周辺では、対象事業実施区域の西側に隣接する旧岡崎市及び旧豊田市の区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域であるため、B類型に該当しますが、その他の区域は類型の指定はされていません。	表3-55, 56
	水質汚濁	人の健康の保護に関する環境基準	表3-57
		水質汚濁に係る環境基準 【岡崎市】 A類型：乙川上流、男川、巴川、雨山川及び乙女川下流 B類型：乙川下流、矢作川下流 C類型：鹿乗川 【豊田市】 A A類型：矢作川上流(1)(矢作ダムより上流の矢作川) A類型：矢作川上流、介木川、木瀬川及び犬伏川下流、巴川 B類型：矢作川下流 D類型：逢妻川上流、猿渡川 対象事業実施区域周辺の郡界川及び保久川は、生活環境の保全に関する環境基準の類型の指定はされていません。	表3-58
	地下水の水質汚濁	地下水の水質汚濁に係る環境基準	表3-59
土壌の汚染	土壌の汚染に係る環境基準	表3-60	
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準	表3-61
大気汚染に係る規制	工場・事業場	大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例 ・硫黄酸化物 県内全域に対してK値規制、名古屋地区及び衣浦地区に対して総量規制、三河山間部を除く区域に対して総排出量規制が定められています。 ・ばいじん・有害物質 県内全域に対して濃度規制が定められています。 ・窒素酸化物 県内全域に対して濃度規制が定められています。 ・揮発性有機化合物 県内全域に対して排出基準が定められています。また、「法規制」と「自主的取組」を組み合わせることで排出量を削減するとされています。 岡崎市生活環境保全条例及び豊田市の環境を守り育てる条例 法令では規制されない小規模な燃焼機器を設置する者も窒素酸化物の排出量の低減に努めることとされています。	—
	交通公害	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法） 平成13年11月1日時点の岡崎市及び豊田市域は、自動車NOx・PM法の第6条及び第8条に基づく対策地域ですが、対象事業実施区域は、対策地域に指定されていません。	—

表 3-53(2) 環境関係法令等による規制等の状況一覧

区 分		指定状況及び規制基準の内容	参照図・表
騒音に係る規制	工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例 <p>騒音規制法では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、県民の生活環境の保全等に関する条例により、県内全域が規制対象地域となっています。 対象事業実施区域及びその周辺は、県民の生活環境の保全等に関する条例の「その他の地域」に該当します。</p>	表3-62
	交通公害	<p>騒音規制法</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺では、対象事業実施区域の西側に隣接する旧岡崎市及び旧豊田市の区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域であるため、要請限度b区域に該当しますが、その他の区域は該当しません。</p>	表3-63
	特定建設作業	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例 <p>騒音規制法では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、県民の生活環境の保全等に関する条例により、県内全域が規制対象地域となっています。 対象事業実施区域及びその周辺は、1号区域に該当します。</p>	表3-64
振動に係る規制	工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"> 振動規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例 <p>振動規制法では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、県民の生活環境の保全等に関する条例により、県内全域が規制対象地域となっています。 対象事業実施区域及びその周辺は、県民の生活環境の保全等に関する条例の「その他の地域」に該当します。</p>	表3-65
	交通公害	<p>振動規制法</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺では、対象事業実施区域の西側に隣接する旧岡崎市及び旧豊田市の区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域であるため、要請限度の第2種区域に該当しますが、その他の区域は該当しません。</p>	表3-66
	特定建設作業	<ul style="list-style-type: none"> 振動規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例 <p>振動規制法では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、県民の生活環境の保全等に関する条例により、県内全域が規制対象地域となっています。 対象事業実施区域及びその周辺は、1号区域に該当します。</p>	表3-67
悪臭に係る規制	工場・事業場	<p>悪臭防止法</p> <p>悪臭防止法に基づき、愛知県下の全域が規制地域として指定されています。岡崎市及び豊田市では、臭気指数規制が行われており、対象事業実施区域及びその周辺は、第3種地域に指定されています。</p>	表3-68
水質汚濁に係る規制	水質汚濁防止法	排水基準（有害物質による排出水の汚染状態）	表3-69
		排水基準（その他の排出水の汚染状態）	—
	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例	<p>矢作川等の公共用水域には、矢作川水域に係る上乘せ排水基準が適用されます。</p>	表3-70
	<ul style="list-style-type: none"> 岡崎市生活環境保全条例 豊田市の環境を守り育てる条例 <p>水質汚濁防止法では規制されない事業場に対しても法に基づく排水基準と同じ許容限度により排水規制を行っています。</p>	—	

表 3-53(3) 環境関係法令等による規制等の状況一覧

区 分		指定状況及び規制基準の内容	参照図・表
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められています。	—
地盤沈下に係る規制	・工業用水法 ・県民の生活環境の保全等に関する条例	岡崎市及び豊田市には、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域はありません。	—
土壌の汚染に係る規制	・農用地の土壌汚染防止等に関する法律	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律による対策地域の指定はありません。	—
	・土壌汚染対策法	岡崎市及び豊田市には、土壌汚染対策法に基づく指定区域が存在しますが、対象事業実施区域には存在しません。	表3-71
環境保全計画等		「愛知地域公害防止計画」により岡崎市が公害防止計画の対象区域となっています。	表3-73
自然保護	・自然公園法 ・愛知県立自然公園条例	対象事業実施区域及びその周囲には、愛知高原国定公園及び本宮山県立自然公園が存在します。対象事業実施区域には、自然公園は存在しません。	図3-21
	・自然環境保全法 ・愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	対象事業実施区域及びその周囲には、田之土里湿原自然環境保全地域及び茅原沢自然環境保全地域が存在します。対象事業実施区域には、自然環境保全地域は存在しません。	図3-21
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産は存在しません。	—
	・都市緑地法 ・生産緑地法	対象事業実施区域周囲には、特別緑地保全地区は存在しませんが生産緑地地区が存在します。対象事業実施区域には、特別緑地保全地区及び生産緑地地区は存在しません。	—
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区は存在しません。	—
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	対象事業実施区域及びその周囲には、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域及び特例休猟区が存在します。対象事業実施区域には、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域及び特例休猟区は存在しません。	図3-22
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	登録簿に掲げられる湿地の区域は存在しません。	—

表 3-53(4) 環境関係法令等による規制等の状況一覧

区 分		指定状況及び規制基準の内容	参照図・表
文化財保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産は存在しません。	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 ・愛知県文化財保護条例 ・岡崎市文化財保護条例 ・豊田市文化財保護条例 	対象事業実施区域周辺には、岡崎市及び豊田市指定の文化財が存在しますが、対象事業実施区域には存在しません。また、対象事業実施区域及びその周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。	表3-43, 44, 図3-14, 15
景観保護	都市計画法	対象事業実施区域周辺には、風致地区が存在します。対象事業実施区域には、風致地区は存在しません。	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・美しい愛知づくり条例 ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例 ・豊田市都市景観条例 	対象事業実施区域及びその周辺には、景観法に基づく景観計画区域、美しい愛知づくり条例に基づく美しい愛知づくり景観資源、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく景観環境保全地区、豊田市都市景観条例に基づく都市景観形成重点地区は存在しません。	—
その他	森林法	対象事業実施区域には、保安林が存在します。	図3-23
	農業振興地域の整備に関する法律	対象事業実施区域には、農業振興地域及び農用地区域が存在します。	
	砂防法	対象事業実施区域には、砂防指定地が存在します。	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域は存在しません。	
	地すべり等防止法	対象事業実施区域には、地すべり防止区域は存在しません。	

(ア) 公害関係法令等

a 環境基準等

(a) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づき、表3-54のとおり定められています。

表3-54 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。

注：これらの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

出典：〔「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)、
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境庁告示第33号)〕

より作成

(b) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 3-55 のとおり定められています。また、愛知県では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 3-56 に示すとおり行われています。

対象事業実施区域及びその周辺では、対象事業実施区域の西側に隣接する旧岡崎市及び旧豊田市の区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域であるため、B 類型に該当しますが、その他の区域は該当しません。

表 3-55 騒音に係る環境基準

①道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2. AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等とくに静穏を要する地域とする。
 3. A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

②道路に面する地域

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときには、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

出典：〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）〕より作成

表 3-56 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A A	該当なし
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：〔「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」（平成 11 年愛知県告示第 261 号）〕より作成

(c) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 3-57～59 のとおり定められています。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があります。「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域（但し、ふっ素及びほう素については海域を除きます）に適用されます。「生活環境の保全に関する環境基準」は、類型が指定された公共用水域について類型ごとに定められています。対象事業実施区域周辺の郡界川及び保久川は類型の指定はされていません。

また、地下水についても水質汚濁に係る環境基準が定められており、全ての地下水に適用されます。

表 3-57 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
<p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>			

出典：〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）〕より作成

表 3-58 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

①

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

" 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
備考 基準値は、年間平均値とする。		

出典：〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）〕より作成

表 3-59 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）〕より作成

(d) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 3-60 のとおり定められています。

表 3-60 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき 0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき 0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kgにつき 15mg未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき 0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kgにつき 125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき 0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき 0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき 0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1Lにつき 0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき 0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
セレン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1Lにつき 0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1Lにつき 1mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p>

注：これらの環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

出典：〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）〕より作成

(e) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づき、表3-61のとおり定められています。

表3-61 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）

より作成

b 規制基準等

(a) 大気汚染

1) 工場・事業場

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」とします。）」（平成15年愛知県条例第7号）により規制が行われています。

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」及び「生活環境保全条例」に基づき県内全域に対してK値規制が定められています。また、「大気汚染防止法」に基づき名古屋区域及び衣浦区域に対して総量規制が、「生活環境保全条例」に基づき三河山間部（豊田市（平成17年3月31日における旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村、稲武町の区域に限ります。）、新城市（平成17年9月30日における旧鳳来町、作手村の区域に限ります。）、設楽町、東栄町、豊根村）を除く区域に対して総排出量規制が定められています。

ばいじん及び有害物質については、「大気汚染防止法」及び「生活環境保全条例」に基づき県内全域に対して濃度規制が定められています。

なお、「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年愛知県条例第4号）により、ばいじんに係る上乘せ排出基準が定められています。

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」及び工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領に基づき県内全域に対して濃度規制が定められています。

さらに、「岡崎市生活環境保全条例」（平成18年条例第19号）及び「豊田市の環境を守り育てる条例」（平成18年条例第6号）では、法令で規制されない小規模な燃焼機器を設置する者に対しても窒素酸化物の排出量のより一層の低減に努めなければならないとされています。

揮発性有機化合物（VOC）については、「大気汚染防止法」により、県内全域に対して、排出基準が定められています。また、「大気汚染防止法」では、この「法規制」と「自主的取組」を組み合わせ、VOC排出量を削減するとしています。愛知県では、平成18年4月に「工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針」が策定され、事業者のVOC排出抑制の取組み支援が行われています。

2) 交通公害

旧岡崎市及び旧豊田市域は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）第6条及び第8条に基づく対策地域に指定されていますが、対象事業実施区域は、対策地域に指定されていません。

(b) 騒音

1) 工場・事業場

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「生活環境保全条例」により規制が行われています。

「騒音規制法」では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、「生活環境保全条例」により、県内全域が規制対象地域となっています。「生活環境保全条例」に基づく騒音の規制基準は、表3-62のとおり定められています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は、「生活環境保全条例」の「その他の地域」に該当します。

表3-62 騒音の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 地域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時	午前6時から午前8時 午後7時から午後10時	午後10時から 翌日の午前6時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層専用住居地域	45	40	40
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70
その他の地域	60	55	50

- 注：1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（注：1の適用を受ける区域は除く。）

出典：「「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則
（平成15年愛知県規則第87号）」より作成

2) 交通公害

「騒音規制法」では、市町村長は、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしています。自動車騒音に係る要請限度は、表 3-63 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺では、対象事業実施区域の西側に隣接する旧岡崎市及び旧豊田市の区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域であるため、b 区域に該当しますが、その他の区域は該当しません。

表 3-63 自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとします。

単位：デシベル

昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
75	70

注：1. 表中の騒音レベルは等価騒音レベルである。

2. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

a 区域：昭和46年愛知県告示第799号（特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b 区域：指定地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

3. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

4. 「幹線交通を担う道路に近傍する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を超える場合は、同境界線から20mまでの範囲とする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成12年総理府令第15号）、
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年愛知県告示第312号）

より作成

3) 特定建設作業

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により規制が行われています。

「騒音規制法」では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、「生活環境保全条例」により、県内全域が規制対象地域となっています。

「生活環境保全条例」による特定建設作業に係る規制基準は、表 3-64 のとおり定められています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は、「生活環境保全条例」の 1 号区域に該当します。

表 3-64 特定建設作業に係る規制基準

規制の種別	区域の区分	規制基準
騒音の基準値	1号, 2号, 3号	85デシベル
作業時間	1号	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	1号	10時間を超えないこと
	2号	14時間を超えないこと
作業期間	1号, 2号, 3号	連続6日を超えないこと
作業日	1号, 2号, 3号	日曜日その他の休日でないこと

注：1. 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3. 1号区域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育園、病院（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

2号区域：工業地域(1号区域のイの区域を除く)

3号区域：工業専用地域(1号区域のイの区域を除く)

出典：「} 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 } (平成15年愛知県規則第87号) より作成

(c) 振動

1) 工場・事業場

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「生活環境保全条例」により規制が行われています。

「振動規制法」では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、「生活環境保全条例」により、県内全域が規制対象地域となっています。「生活環境保全条例」に基づく振動の規制基準は、表3-65のとおり定められています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は、「生活環境保全条例」の「その他の地域」に該当します。

表3-65 振動の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 地域の区分	昼間	夜間
	午前7時から午後8時	午後8時から翌午前7時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層専用住居地域	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

注：1. 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、前号の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（注：1の適用を受ける区域を除く。）。

出典：「} 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則}」（平成15年愛知県規則第87号）より作成

2) 交通公害

「振動規制法」では、市町村長は、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分について道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしています。

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-66 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺では、対象事業実施区域の西側に隣接する旧岡崎市及び旧豊田市の区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域であるため、第 2 種区域に該当しますが、その他の区域は該当しません。

表 3-66 道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 7 時から 午後 8 時まで	夜 間 午後 8 時から 翌日の午前 7 時まで
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

注：1. 表中の振動レベルは80%レンジ上端値である。

2. 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域：昭和 52 年愛知県告示第 1046 号（振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」とします。）のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典：（「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）、
「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和 52 年愛知県告示第 1049 号)

より作成

3) 特定建設作業

「振動規制法」及び「生活環境保全条例」により規制が行われています。

「振動規制法」では、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は、規制地域から除かれますが、「生活環境保全条例」により、県内全域が規制対象地域となっています。

「生活環境保全条例」による特定建設作業に係る規制基準は表 3-67 のとおり定められています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は、「生活環境保全条例」の 1 号区域に該当します。

表 3-67 特定建設作業に係る規制基準

規制の種別	区域の区分	規制基準
振動の基準値	1号, 2号, 3号	75デシベル
作業時間	1号	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	1号	10時間を超えないこと
	2号	14時間を超えないこと
作業期間	1号, 2号, 3号	連続6日を超えないこと
作業日	1号, 2号, 3号	日曜日その他の休日でないこと

注：1. 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 基準値を超えている場合、振動の防止の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3. 1号区域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育園、病院（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

2号区域：工業地域(1号区域のイの区域を除く)

3号区域：工業専用地域(1号区域のイの区域を除く)

出典：〔「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」
(平成15年愛知県規則第87号)〕より作成

(d) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)により規制が行われています。

「悪臭防止法」では、愛知県下の全域が規制地域に指定され、特定悪臭物質の濃度又は臭気指数により規制が行われています。

岡崎市及び豊田市では、臭気指数規制が行われています。臭気指数の規制基準は表3-68に示すとおりです。なお、対象事業実施区域及びその周辺は、第3種地域に指定されています。

表 3-68 臭気指数の規制基準

規制区域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

注：臭気指数は敷地境界線上における規制基準を示す。

また、「生活環境保全条例」では、悪臭物質の排出の防止義務を定めるとともに、悪臭関係15業種を指定し、これらの工場・事業場には施設の構造、作業の方法等について毎年度届出することを義務づけています。

(e) 水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)により規制が行われています。

「水質汚濁防止法」では、特定施設を設置する工場・事業場から排出される排水には、濃度規制と総量規制が適用されています。

pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質については、濃度規制が適用され、全国一律基準が定められており、pH、BOD等の生活環境項目については日平均排水量が50m³以上の特定事業場に、カドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質については全ての特定事業場に適用されています。また、愛知県では水質の保全を一層推進するため、上乘せ排水基準を定めています。

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準は表3-69に、愛知県の上乗せ排水基準のうち、矢作川水域に係る新設の工場又は事業場に適用されるものは表3-70に示すとおりです。

なお、「岡崎市生活環境保全条例」及び「豊田市の環境を守り育てる条例」では、「水質汚濁防止法」では規制されない事業場に対しても「水質汚濁防止法」に基づく排水基準と同じ許容限度により排水規制を行っています。

総量規制については、愛知県では、有機物汚濁の指標であるCODと、富栄養化の原因物質である窒素及びリンについて、指定地域(伊勢湾及び三河湾への流入域)内において、総量規制基準が定められており、排水量が50m³/日以上の特
定事業場に適用されています。なお、総量規制基準が適用されない小規模事業場
に対しては、小規模事業場等排水対策指導要綱を定め、COD、窒素及びリンにつ
いて、汚濁負荷量の削減を指導しています。対象事業実施区域は指定地域に含ま
れています。

表3-69(1) 排水基準（有害物質による排出水の汚染状態）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.1mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限ります。）	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.2mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg 海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg 海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
備考	
<p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物について排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（「温泉法」（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p>	

出典：〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）〕より作成

表 3-69(2) 排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8以上 8.6以下、海域に排出されるもの：5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	1Lにつき160mg（日間平均120mg）
化学的酸素要求量（COD）	1Lにつき160mg（日間平均120mg）
浮遊物質（SS）	1Lにつき200mg（日間平均150mg）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量） （動植物油脂類含有量）	1Lにつき5mg 1Lにつき30mg
フェノール類含有量	1Lにつき5mg
銅含有量	1Lにつき3mg
亜鉛含有量	1Lにつき2mg
溶解性鉄含有量	1Lにつき10mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき10mg
クロム含有量	1Lにつき2mg
大腸菌群数	1cm ³ につき日間平均3,000個
窒素含有量	1Lにつき120mg（日間平均60mg）
燐含有量	1Lにつき16mg（日間平均8mg）
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. pH及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含みます。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. BODについての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、CODについての排出基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）〕より作成

表 3-70 矢作川水域に係る上乘せ排水基準

単位：mg/L

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度							適用の日又は適用期間		
		生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量			
					鉱油類	動植物油脂類					
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S48. 4. 1	
	その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S48. 4. 1	
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	90 (70)	90 (70)	100 (80)					S58. 1. 1	
		食品品（冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)		10			S48. 4. 1
			でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	50 (40)					
			その他	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10			
		繊維工業又は繊維製品製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)		10	1			
		旅館業	40 (30)	40 (30)	70 (50)					S58. 1. 1	
		し尿処理施設を有するもの	40 (30)	40 (30)	80 (60)					S48. 4. 1	
	下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)							

備考

1. この表に掲げる上乘せ排水基準は、新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。
2. 以下の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準を適用する場合について準用する。
 - 1 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。
 - 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 3 排水基準を定める省令別表第2に掲げる排水基準でこの表に上乘せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち1日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上のものに係る排出水について適用する。
 - 4 1の工場又は事業場が2以上の業種に属する場合にあつては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乘せ排水基準を適用する。
 - 5 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
 - 6 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）より作成

(f) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）では、ダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設として一定規模以上の廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉等の特定施設（大気基準適用施設）が定められ、排出ガスについて大気排出基準が定められています。また、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設などの特定施設（水質基準対象施設）が定められ、特定施設を設置する工場・事業場（水質基準適用事業場）からの排水について水質排出基準が定められています。

(g) 地盤沈下

「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「生活環境保全条例」に基づき、地下水の揚水について規制されていますが、岡崎市及び豊田市にこれらの法令に基づく規制地域はありません。なお、「生活環境保全条例」に基づき、旧岡崎市及び旧豊田市では一定規模以上の揚水設備に対して揚水量の報告義務があります。

(h) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく特定有害物質の濃度基準は表 3-71 に示すとおりです。

なお、平成 21 年 12 月末現在において豊田市内に「土壌汚染対策法」に基づく指定区域が存在しますが、対象事業実施区域及びその周辺には指定区域は存在しません。

また、農用地の土壌汚染については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づき、カドミウム、銅、砒素及びこれらの化合物が農用地の特定有害物質に指定されています。

表 3-71 土壌溶出量基準と土壌含有量基準

項 目	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L以下	150mg/kg
六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	250mg/kg
シマジン	0.003 mg/L以下	—
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	—
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	—
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	—
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下かつ アルキル水銀が検出され ないこと	15mg/kg
セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	150mg/kg
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—
チウラム	0.006 mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	—
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	—
鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	150mg/kg
砒素及びその化合物	0.01 mg/L以下	150mg/kg
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	4,000mg/kg
ベンゼン	0.01 mg/L以下	—
ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	4,000mg/kg
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—

注：有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

出典：〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号）〕より作成

(i) その他、環境保全計画等

1) 愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」(平成7年愛知県条例第1号)第9条の規定に基づき、平成9年8月に環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「愛知県環境基本計画」を策定しています。平成14年9月には同計画を改定し、平成20年3月には環境政策の更なる展開を図るために「第3次愛知県環境基本計画」を策定しています。

「第3次愛知県環境基本計画」では、計画の目標として「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を掲げ、計画の目標実現に向けた5つの社会づくりを進めています。

計画の目標実現に向けた5つの社会づくりは表3-72に示すとおりです。

表3-72 第3次環境基本計画における計画の目標実現に向けた5つの社会づくり

項目	目標
脱温暖化社会	地球温暖化問題が喫緊の課題であるとの認識の下に、日常生活や社内経済活動の中に、温室効果ガスの排出量を削減・抑制し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる仕組みを構築していくことにより、温暖化の危機から脱却した社会を築きます。
資源循環社会	自然界における資源が有限であるとの認識の下に、社会経済活動に伴う環境への負荷をできるだけ少なくするために、天然資源の消費を抑制するとともに、資源の循環的な利用を基本とする社会経済の仕組みを確立した社会を築きます。
自然共生社会	人類も自然生態系の一員であるとの認識の下に、貴重な自然を保護し、身近な自然の保全・創造や健全な水循環の再生を図ることにより、自然生態系が適切に保持され、多様な生物とのふれあいや水とのかかわりあいの豊かさを実感できる自然と調和した社会を築きます。
安全・安心社会	県民の生命と健康が常に最優先されるとの認識の下に、環境基準の達成・維持を図るなど環境を構成する大気、水、土地、生物を健全な状態に維持することにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図り、すべての県民が安全でかつ安心して生活のできる社会を築きます。
参加・協働社会	すべての県民が自然生態系や地球環境における人間のかかわりあいについて理解を深め、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、環境の取組に主体的に参加し、具体的な活動を進めるとともに、県民、事業者、民間団体、行政がそれぞれ連携、協力を図り、地域の環境の保全を進めていく社会を築きます。

出典：〔「第3次愛知県環境基本計画」(平成20年 愛知県)〕より作成

2) 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）第18条の規定に基づき、新たな愛知地域公害防止計画を平成19年3月に策定しています。岡崎市は愛知地域公害防止計画の策定地域となっています。

なお、本計画は環境関係の個別の計画の1つで、環境基本計画が上位計画にあたります。

愛知地域公害防止計画の目標は、表3-73に示すとおりです。

表3-73 愛知地域公害防止計画の目標

区 分		項 目	目 標	適 用 区 域	
大気汚染		浮遊粒子状物質	大気の汚染に係る環境基準	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の区域	
		二酸化窒素			
		光化学オキシダント			
水質汚濁	健康項目	水 質	1,2-ジクロロエタン	水質汚濁に係る環境基準	全公共用水域
		地下水	トリクロロエチレン	地下水の水質汚濁に係る環境基準	全計画地域
	テトラクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				
	生活環境項目	河 川	生物化学的酸素要求量	水質汚濁に係る環境基準	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域
		湖 沼	化学的酸素要求量		
		海 域	化学的酸素要求量		
			全窒素		
全りん					
騒 音		騒音	騒音に係る環境基準	騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域	
		航空機騒音	航空機騒音に係る環境基準	航空機騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域	
		新幹線鉄道騒音	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域	

出典：〔「愛知地域公害防止計画」（平成19年 愛知県）〕より作成

(イ) 自然環境法令等

a 自然保護

(a) 自然公園法及び愛知県立自然公園条例

対象事業実施区域及びその周囲における自然公園の状況は、図 3-21 に示すとおりです。対象事業実施区域の北から東には愛知高原国定公園が、北東には段戸高原県立自然公園が、南東には本宮山県立自然公園が指定されていますが、いずれも対象事業実施区域内には存在しません。

(b) 自然環境保全法、愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

対象事業実施区域及びその周囲における自然環境保全地域状況は、図 3-21 に示すとおりです。対象事業実施区域の周囲には、田之土里湿原自然環境保全地域及び茅原沢自然環境保全地域が指定されていますが、いずれも対象事業実施区域内には存在しません。

(c) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）に基づく自然遺産は存在しません。

(d) 都市緑地法及び生産緑地法

対象事業実施区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区及び「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号）に基づく生産緑地地区は存在しませんが、対象事業実施区域の周囲に生産緑地が一部存在します。

(e) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく生息地等保護区は存在しません。

(f) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣保護区等の状況は、図 3-22 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区特別保護地区及び鳥獣保護区は存在しません。

(g) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく登録簿に掲げられる湿地の区域は存在しません。

b 文化財保護

(a) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）に基づく文化遺産は存在しません。

(b) 文化財保護法、愛知県文化財保護条例、岡崎市文化財保護条例及び豊田市文化財保護条例

対象事業実施区域及びその周辺の指定文化財の概要並びにその位置は、表3-43及び図3-14に示すとおりです。対象事業実施区域の南側に岡崎市指定の有形民俗文化財である保久八幡宮舞台及び史跡である保久城主山下家墓所が、北側に豊田市指定の彫刻である木造阿弥陀如来坐像及び天然記念物である易往寺のクロガネモチ、花沢のケヤキが存在しますが、対象事業実施区域内にこれらの指定文化財は存在しません。

また、対象事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地の概要並びにその位置は、表3-44及び図3-15に示すとおりです。対象事業実施区域内には、鎌倉時代から室町時代にかけての遺跡が確認されています。

c 景観保護

(a) 都市計画法

対象事業実施区域には、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく風致地区は存在しませんが、対象事業実施区域の周囲に風致地区が一部存在します。

(b) 景観法、美しい愛知づくり条例、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例及び豊田市都市景観条例

対象事業実施区域及びその周辺には、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づく景観計画区域、「美しい愛知づくり条例」（平成18年条例第6号）に基づく美しい愛知づくり景観資源、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」（平成15年条例第33号）に基づく景観環境保全地区及び「豊田市都市景観条例」（平成2年条例第2号）に基づく都市景観形成重点地区は存在しません。

d その他の法律による区域等の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺における国土防災関係区域等の状況は、図3-23に示すとおりです。

対象事業実施区域には、「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づく保安林、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域及び農用地区域並びに「砂防法」（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地が存在します。

なお、対象事業実施区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域は存在しません。

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況



図 3-21 自然公園等の状況

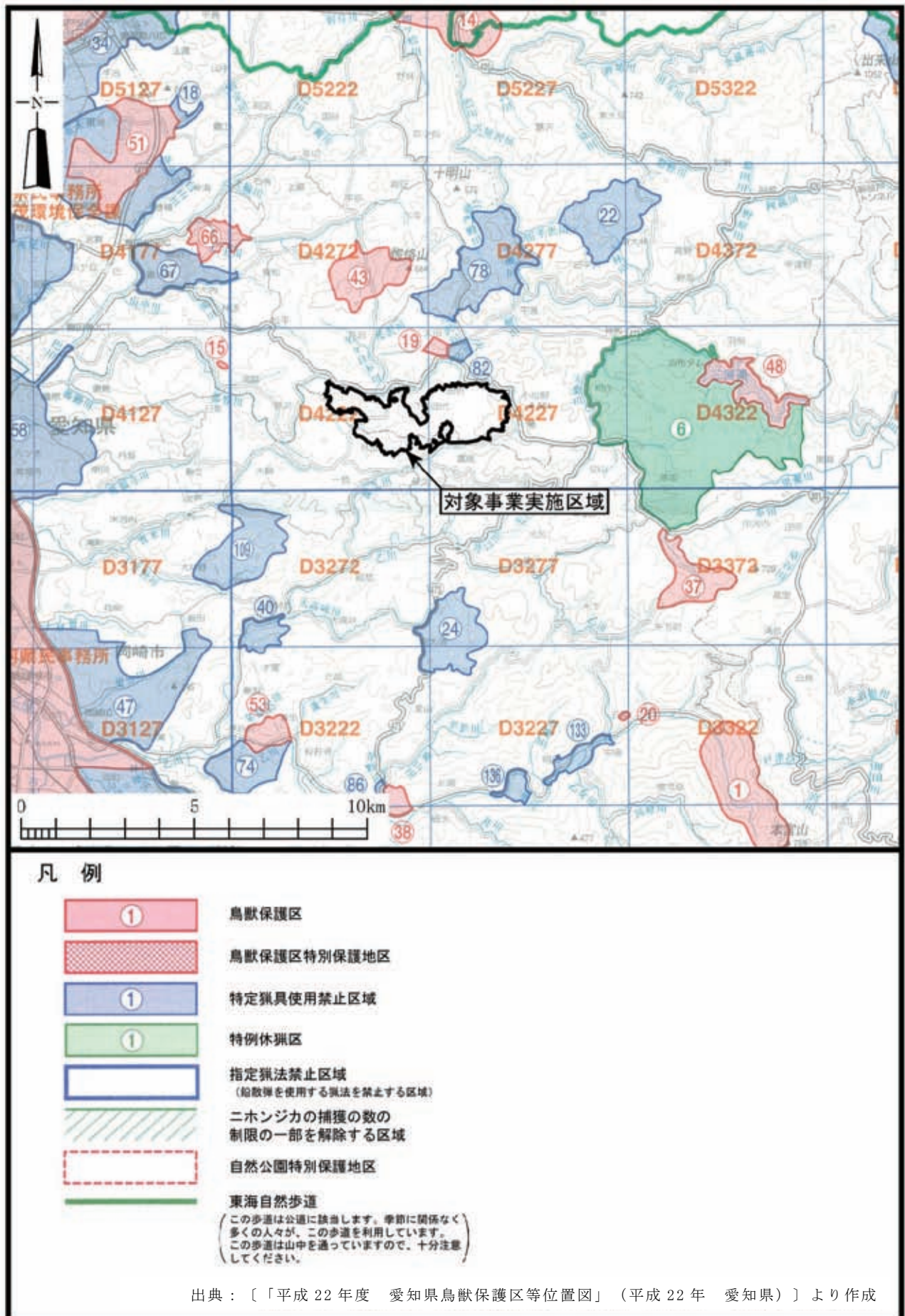


図 3-22 鳥獣保護区等の状況

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

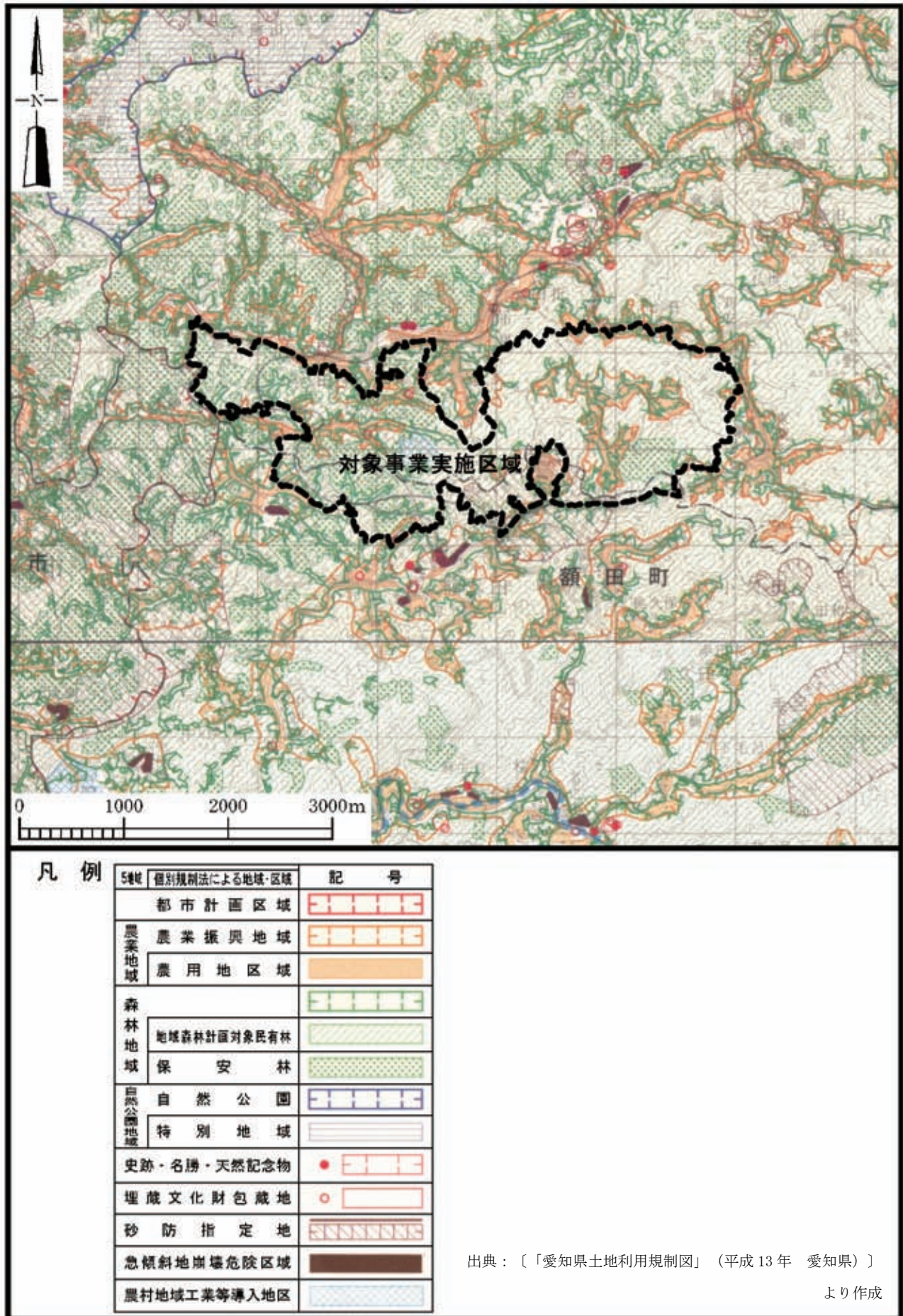


図 3-23 国土防災関係区域等の指定状況

ク その他対象事業に関し必要な事項

(ア) 廃棄物の状況

「平成 22 年度版 環境白書（平成 20 年度実績）」（平成 22 年 愛知県）によると、平成 20 年度における愛知県の産業廃棄物の発生量は 22,330 千トンであり、平成 11 年度実績より 5,116 千トン増加していますが、最終処分量は 1,162 千トンであり、平成 11 年度実績より 745 千トン減少しています。

なお、岡崎市、豊田市及び愛知県における産業廃棄物処理施設の設置状況は表 3-74 に示すとおりです。また、平成 21 年度における岡崎市及び豊田市の家庭系ごみ収集量の状況は、表 3-75 に示すとおりです。

表 3-74 産業廃棄物処理施設の設置状況

単位：件

区分	中間処理施設	最終処分場
岡崎市	76	3
豊田市	58	9
愛知県	1,048	101

出典：〔「岡崎市調べ」（平成 21 年度）、
「平成 22 年度版 環境報告書」（平成 22 年 豊田市）、
「平成 22 年版 環境白書」（平成 22 年 愛知県）〕より作成

表 3-75 家庭系ごみ収集量（平成 21 年度）

単位：トン

区分	岡崎市	豊田市
燃やせるごみ	69,574	111,336
燃やせないごみ	8,918	11,034
合計	78,492	122,370

出典：〔「岡崎市調べ」（平成 21 年度）、
「平成 22 年度版 環境報告書」（平成 22 年 豊田市）〕より作成

(イ) 温室効果ガス等の状況

「平成 22 年版 環境白書」（平成 22 年 愛知県）によると、平成 20 年度の愛知県における温室効果ガス排出量は、約 78,389 千トン-CO₂となっており、平成 2 年度（1990 年度）に比べ 1.8%の増加となっています。

(ウ) 公害苦情件数

平成21年度における岡崎市及び豊田市の公害苦情件数は表3-76に示すとおりです。岡崎市が340件、豊田市が267件で、岡崎市、豊田市とも大気汚染の公害苦情件数が最も多くなっています。

表 3-76 公害の苦情件数

単位：件

区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	地盤沈下	悪臭	その他	合計
岡崎市	149	51	81	4	0	0	50	5	340
豊田市	119	18	68	7	—	—	71	11	267
愛知県	1,907	514	1,366	102	24		1,035	—	—

注：1. 表中「—」は、出典に記載がないことを示す。

2. 合計は、苦情の種類が重複しているものもあるため一致しない場合がある。

出典：〔「岡崎市調べ」（平成21年度）、
 「平成22年度版 環境報告書」（平成22年 豊田市）、
 「平成22年版 環境白書」（平成22年 愛知県）〕より作成

(エ) 鳥獣被害状況

平成21年度における野生鳥獣による農作物被害状況は表3-77に示すとおりです。鳥獣あわせての被害量は岡崎市が199t、豊田市が831t、被害金額は岡崎市が4,235万円、豊田市が10,890万円となっています。

また、「農作物鳥獣被害防止対策の手引き」（平成19年 愛知県）によると、平成17年度の被害金額は、鳥類ではカラス、ヒヨドリ、ハトによるものが、獣類ではイノシシ、サル、ヌートリア、ハクビシンによるものが多くなっています。

表 3-77 野生鳥獣による農作物被害状況

区分	被害量 (t)			被害金額 (万円)		
	鳥獣計	鳥類	獣類	鳥獣計	鳥類	獣類
岡崎市	199	10	188	4,236	290	3,946
豊田市	831	312	519	10,890	4,485	6,405
愛知県	3,268	2,198	1,070	50,510	31,446	19,064

出典：〔「愛知県調べ」（平成21年度）、
 「岡崎市調べ」（平成21年度）、
 「豊田市調べ」（平成21年度）〕より作成